

平安貴族社会における「家」成立過程の研究

澤田 裕子

# 目次

序章	問題の所在	1
	はじめに	
第一章	藤原実資の「家」をめぐる研究史	
	第一節 家族と「家」をめぐる研究史	
	第二節 問題の視角	
第二章	藤原実資の小野宮第伝領について―平安貴族社会における養子と財産継承―	15
	はじめに	
	第一節 藤原実資への伝領	
	第二節 藤原実資からの伝領(1)	
	第三節 藤原実資からの伝領(2)	
	おわりに	

第二章 平安中期の叙爵と元服前叙爵の成立 . . . . . 33

はじめに

第一節 元服同時叙爵と若年叙爵の成立

第二節 若年叙爵の展開と元服前叙爵の成立

第三節 元服前叙爵成立の背景

おわりに

第三章 平安貴族社会における養子の展開―十・十一世紀を中心に― . . . . . 66

はじめに

第一節 十世紀の養子

第二節 十一世紀の養子(1)―撰関の養子―

第三節 十一世紀の養子(2)―撰関以外の養子―

おわりに

第四章 平安貴族社会における追善仏事と氏寺 . . . . . 99

はじめに

第一節 撰関氏寺の利用者―極楽寺・法性寺・法興院―

第二節 氏寺の利用と親族集団

第三節 中世的「家」の成立と氏寺の変容―法成寺・平等院―  
おわりに

終章 まとめと今後の課題 . . . . . 136

初出一覧 . . . . . 143

引用・参考文献一覧 . . . . . 144

## 序章 問題の所在

### はじめに

現代社会にも様々な場面で影響を及ぼす「家」は、制度的には明治四年（一八七二）の戸籍法によって「戸」として規定され、明治三十一年（一八九八）施行の旧民法（明治民法）により法体系の中に位置づけられた。この制度上の「家」は近世武家の家父長的な家族を手本にしたものとされ、戸主は家族を支配・統率するため、家族成員に対して強い権限（戸主権）をもつ。こうした家父長的な「家」が日本でどのように成立してくるのか、その過程を明らかにすることが本研究の目的である。

敗戦後、旧民法下の制度的な「家」は日本国憲法に定める個人の尊厳と両性の本質的平等に反するとして、昭和二十二年（一九四七）の「日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律」により法的には廃止された。しかし、制度的には廃止されたにもかかわらず、祖先祭祀や扶養・相続、夫婦の姓の選択といった様々な場面において、「家」を家族の規範とする意識は人々の間に根強く残っている。その背景にあるのは、「家」を古来から連綿と続く日本固有の伝統とみる意識である。

かつては歴史学でも、「家」の存在は自明のものとして扱われていた。一九五〇年代から七〇年代には古

代の家族をめぐる活発な議論が行われたが、そこでも「家」（家父長制家族）の存在は当然視されている。同時期には日本古代における家父長制家族の未成立を主張する研究も発表されたが、当時の学界ではほとんど問題とされなかった。

一九七〇年代、こうした状況に大きな変化が生じる。人類学の研究成果から双系制の概念が導入され、日本の古代には家父長制家族は未成立であったという認識が広まったのである。現在では、日本における家父長制家族の成立は早くても院政期という説がほぼ定着している。

もともと、院政期に成立する「家」は旧民法に規定された「家」と同質のものではない。たとえば、この時点では旧民法に規定される長子単独相続は成立しておらず、女子も含めた分割相続が一般的であった。女子・庶子への財産分与が制限され、嫡子単独相続が成立するのは十四世紀とされる。<sup>1</sup> 相続に限らず、中世の「家」は近代の制度的な「家」とは様々な点で異なっていた。「家」は日本古来の普遍的な存在ではなく、歴史の中で生成され、長い時間を経て近代の制度的な「家」へと発展していくのである。本論文では、そうした「家」の歴史的生成過程の出発点である、中世的「家」の成立過程解明を目標とする。

## 第一節 家族と「家」をめぐる研究史

### 1. 社会経済史としての古代家族論

日本古代の家族に関する研究は戸籍・計帳や律令の分析を中心に明治期から行われていたが、本格的に進展するのは戦後のことである。その嚆矢となったのは、戦中に発表された石母田正・藤間生大氏らの研究で

あった。<sup>2</sup>それまでの研究では戸籍を法的擬制の産物とみなす戸擬制説が有力であったが、石母田氏は「戸籍の記載は個別的には事実上の家族構成を表現しない場合もあり得るとはいえ、しかしかかる法的擬制を越えて、事実上の家族構成の一般的傾向を示すものである」と述べ、籍帳の史料としての有効性を主張する。そして籍帳にみられる夫婦の別居・同居の傾向から、家父長制家族の発展にともなう氏族共同体から家父長的家族共同体への変化を指摘した。

石母田氏らの研究はエンゲルスの『家族・私有財産・国家の起源』の影響を受けて古代日本の社会構造を分析したものであり、家族論に限らず国家論・共同体論としてその後の研究に大きな影響を与えた。郷戸を実態の反映とみなす石母田氏らの家族論（戸実態説）は、その後、門脇禎二氏や吉田晶氏、鬼頭清明氏らに継承されていく。<sup>3</sup>

その一方で、戸籍・計帳の有効性に疑問を抱く戸擬制説の立場からは、戸実態説に対する批判・反論も提示された。その代表とされるのが、一九五二年に発表された岸俊男氏の論文である。<sup>4</sup>岸氏は、郷里制と郷戸・房戸制が極めて密接な相関関係にあり、郷里制の里に擬制的な性格がみられることから、「籍帳に記載された郷戸・房戸の家族形態は、郷戸はもちろん、また従来家と等しいものと往々考えられてきた房戸についても、ともに当時の家族の実態をそのまましめしたものではない」として、戸実態説を批判する。そして、当時の基本的な家族形態はいわゆる「家」であり、編成当初の戸籍にはそれがあがる程度反映されていたが、五十戸一里制のため時代が下るほど戸籍と実態との乖離が大きくなつたと指摘している。

石母田氏らの戸実態説と岸氏らの戸擬制説をめぐっては、その後、様々な見解が示され活発な議論が行われたが、どちらかの説に帰着することはなかった。そうした両論並立状態に対して提示されたのが、一九六九年に発表された安良城盛昭氏の編戸説である。<sup>5</sup>安良城氏は両説を整理した上で、現実の農民の再生産単位であった「家」を律令国家が編成したものが「戸」だが、「戸」は一旦成立すると「家」に代わる新たな再

生産単位として機能する、と主張した。それまでの戸実態説と戸擬制説の統合を目指す安良城氏の編戸説に對しては様々な批判もあったが、「戸」を律令国家により人為的に編成されたものとみる考え方は律令国家と「戸」をめぐる新たな議論を惹起し、その後の研究に大きな影響を与えた。<sup>6</sup>

このように、一九五〇年代から七〇年代にかけて展開された古代家族に関する一連の論争は、「終戦直後の古代史学界で、これほど多くの研究者の関心を集め、議論をわかせた問題はあるまい。戦後の古代史研究は、古代家族論からはじまったといっても、言い過ぎではない。」と評されるほど戦後の古代史研究に大きな影響を与え、戦後家族史研究の出発点となった。

一方、こうした流れとは別に、日本古代における家父長制家族の未成立を指摘し、母系説を提唱したのが高群逸枝氏である。<sup>8</sup>モルガンやエンゲルスの影響を受けた高群氏は、戸籍・計帳の内容は法的な擬制であつて当時の家族の実態を反映しないとして、古記録や文学から当時の家族のあり方を明らかにしようとした。そして、その中から父系制社会に適合しない事例を多数指摘し、モルガンやエンゲルスが示した母系制から父系制へという発展図式にしたがつて、日本の古代は父系制成立以前の母系制社会であつたと主張した。高群氏は一九三八年に『母系制の研究』、一九五三年に『招婿婚の研究』を発表したが、父系制を当然視する当時の古代史学界にはほとんど受け入れられなかつた。

## 2. 古代家族論への双系制概念導入と女性史研究の進展

一九七〇年代に入ると、人類学の分野から双系制の概念が導入されたことにより、古代家族史研究は大きな転機を迎える。双系制概念そのものはそれ以前から用いられていたが、古代史研究に直接大きな影響を与えたのは、一九七六年に発表された吉田孝氏の論文であつた。<sup>9</sup>吉田氏は、古代日本語の親族名称やインセス・タブーから、日本古代の一般的な親族組織は父系でも母系でもなく双系的な性格を有していたと指摘し



た。そして古代には多様な「家（イヘ）」があったが、家領が成立して父子継承を旨とする経営体としての「家（イエ）」が成立するのは院政期、としている。

一方、吉田氏に先駆けて双系制概念を日本の古代史に適用した鷺見等曜氏は、平安時代の婚姻にみられる諸要素から、古代の日本には単系（父系／母系）出自集団は存在しなかったと指摘し、母系説を主張する高群氏を批判する。<sup>10</sup> また、吉田氏の双系説を継承・発展させた明石一紀氏は、親族組織だけでなく家族構造についても双方（双系）原理を適用し、古代の日本では単系出自集団が一般的には存在せず、一夫多妻婚をと七〇年代後半から九〇年代にかけてはまた、アメリカで起こった女性解放運動、いわゆるウーマンリブの日本への波及や、それに続く女性差別撤廃へ向けた国際的な動きの影響を受けて、女性史研究が大きく進展した時期でもあった。それ以前の女性史研究には「女性のための啓蒙」という側面があり、一般的な歴史学研究とは別の枠に置かれていた。しかしこの時期の女性史研究は、それまで男性中心だった政治・経済・社会といった諸分野について女性をも視野に入れた実証的な分析を重ね、歴史学の一分野としての地歩を固めていった。その中でも特に古代史の分野において中心的な役割を果たしたのが、高群氏の母系説を批判的に継承する関口裕子氏である。婚姻形態や嫡子制、所有・経営等、様々な角度から古代の社会と家族を分析した関口氏は、古代日本において家父長制家族は未成立であり、基本的な家族形態は妻と未婚の子十夫という対偶婚的な母系小家族であったと主張した。<sup>12</sup>

高群氏や関口氏の主張する母系説に対しては双系説を支持する鷺見氏や栗原弘氏による強い批判が向けられたが、<sup>13</sup> 両説には類似する点も多くみられる。その中で最も重要な共通項は、日本古代における家父長制家族の未成立を指摘する点である。それ以前の家族論では、戸実態説・戸擬制説・編戸説のいずれもが日本の古代を父系制社会とし、「家」の存在を自明のものとしていた。日本古代における家父長制家族の未成立を

主張する母系説・双系説は、そうした従来の家族論を大きく転換させるものといえる。

双系説はその後、従来の父系説（戸実態説・戸擬制説・編戸説）に代わって古代史研究における通説として定着し、古代における「家」（家父長制家族）の未成立が広く認識されるようになった。その結果、それまで「家」の存在が当然視されていた中世史の分野でも家族論・「家」論が展開されるようになる。そして八〇年代から九〇年代には、女性史・ジェンダー史の盛行とも相俟って、古代史・中世史の両分野で非常に多様な「家」成立論が展開されていく。

### 3・中世的「家」成立論の展開

「家」の成立をめぐる論点は多岐にわたるが、その成立時期については現在のところ、およそ院政期成立説と南北朝期成立説の二説に収束している。このように「家」の成立時期に二つの説が存在するのは、「家」成立の指標として何を重視するかにより変化の生じる時期に違いが存在するためである。たとえば高群逸枝氏は婿取婚から嫁取婚への最終的な移行期である南北朝期を「家」成立期とするが、吉田孝氏は家領の形成時期から院政期成立説を採る。

高橋秀樹氏はそうした多様な「家」研究を総括し、①婿取婚から嫁取婚への移行、②経営体としての自立、③経営体としての自立（②）を前提とした父子継承による永続性、という「家」成立の三つのメルクマールを提示した。<sup>14</sup>この三つの指標のうち、近年注目されるのは③の父子継承を重視する立場である。古代・中世の家族論・「家」論についてはこれまでもまとまった論考がいくつも発表されているので、研究史の概要<sup>15</sup>についてはそちらに委ねることとして、ここでは父子継承を重視する服藤早苗氏と高橋秀樹氏の研究をまとめておきたい。

服藤氏は祖先祭祀や若年叙爵から政治的地位の父子継承について検討し、「家」の成立過程を解明しよう

とした。天皇家では九世紀に直系継承を意識した家的な祖先祭祀が成立し、公卿層ではそれより少し遅れて父祖の墓に詣でる墓参が成立した、と服藤氏は指摘する。平安中期の墓参は現代のように盆や彼岸といった特定の時期に行われるのではなく、父祖からの政治的地位の継承において重要な官職への就任や位階の授与に際して行われており、政治的な地位の直系継承を意識した行動であった。また、九世紀には功臣や上級貴族の子息が律令蔭位制の規定よりも優遇されるようになり、より若い年齢でより高い位階を与えられるようになった。こうした蔭位制の変質は、十世紀になると摂関子息をはじめとする公卿子息の元服同時叙爵や若年叙爵として定着し、政治的地位の父子継承が加速する。

こうした変化が生じた十世紀前後には、氏よりも狭い範囲の身近な父系親族からなる下位氏的な親族集団が現実的な政治経済単位として機能するようになる。そして、その集団の内部で祖父―父―自己―子という一系的家筋が強化され、十一世紀末には父子継承される中世的「家」が成立する、と服藤氏は述べる。<sup>16</sup>

これに対し高橋氏は、氏の分節であり氏継承原理をもつ親族集団からは嫡継承という異なる継承原理をもつ中世的「家」は成立し得ないとして、服藤氏の説を批判する。高橋氏によれば、嫡継承される「家」は家格の成立や「職」の成立にともなう政治的地位の父子継承およびその基盤となる家記・家文書等の継承の中から十二世紀に成立する。そして、十四世紀には庶子による「家」の分立を否定する嫡子単独相続へ移行し、祖先を直系的に遡って祀る形式の「家」の祖先祭祀が成立する。そうしたことから高橋氏は、十二世紀を「家」の成立期、十四世紀を確立期として、「家」の二段階成立説を提示する。<sup>17</sup>

## 第二節 問題の視角

近年の「家」研究で特に問題とされているのは、父子継承がいつどのようにして成立したのかという点である。かつては家領や邸宅の継承が問題とされたが、最近では政治的地位とそれに付随する文書・器物に注目することが多い。先に挙げた服藤氏と高橋氏も、ともに政治的地位の父子継承に注目して「家」の成立を論じている。ただし、両者の「家」成立過程に対する認識は、当時の親族集団と「家」の関係という点で大きな相違がみられる。

服藤氏は氏の分節である親族集団を重視し、その内部での一系的な家筋の強化から中世的「家」が成立する、としている。このように氏の分節から「家」が成立するという見解は他でも広くみられるものであり、「家門」「門流」といった氏の分節を指す言葉を「家」と同義に用いる研究も珍しくない。<sup>19</sup>しかし高橋氏は、氏の分節である親族集団は氏的な継承原理をもつため、嫡継承という異なる継承原理をもつ中世的「家」はそこからは成立し得ないと指摘する。

このように、政治的地位の父子継承から「家」の成立を論じた研究では、父子関係だけでなく、それとりにまく親族集団の変化も重要な課題となっている。しかし、親族集団が「家」の成立期にどのような変化を遂げたのか、その実態はほとんど明らかにされていない。その要因の一つに、先述の双系説の影響がある。七〇年代に提示された双系説は古代家族研究における通説として定着し、古代における「家」（家父長制家族）の未成立が広く認識されるようになった。問題は、双系から父系への転換がいつ起こったのか、という点である。

服藤氏は藤原実資をとりまく親族関係から、実資の用いた「一家」という語が実資の祖父実頼を祖とする

下位氏的な父系親族集団を示していたと指摘した。<sup>20</sup> その前提にあるのは、八世紀以前の両属的（双系的）な氏が八世紀末に父系出自集団へと変質するという義江明子氏の説である。<sup>21</sup> 「一家」という語は院政期には双系的な親族関係に対して用いられていたことが鷲見等曜氏による『中右記』の分析で指摘されているが、<sup>22</sup> 藤氏は、父子を軸とした「家」の成立によって、それまで政治的経済的単位として機能してきた「一家」が「家」を補完する関係へと変化し、その結果として鷲見氏の指摘するような双系的な親族関係を呈するようになるのではないかと推測する。しかし高橋氏は、鷲見氏の分析した「一家」の双系的な用法は『中右記』特有のものであって他の日記ではみられないと指摘し、平安中・後期の親族集団は一貫して父系であったと捉えている。<sup>23</sup>

これに対し、京楽真帆子氏は、追善仏事で布施を出した人物の中に故人の男系親族だけでなく女系でつながらる人物も含まれることから、平安中期の親族集団を双系的とする。そして、双系的な親族集団が成員を限定することによって父系親族集団へと転換し、中世的な「家」が成立するとしている。<sup>24</sup> また、樋口健太郎氏は京楽氏の説を援用して摂関期の親族集団を双系とし、摂関期の天皇・皇親が母方の摂関氏寺を追善仏事の場としていたこと等から、摂関期の天皇は母方の摂関家と氏寺を共有する同じ親族集団に包摂されていた、とする。<sup>25</sup>

このように、平安中期の親族集団をめぐるのは、父系説と双系説の対立がいまだ決着に至っておらず、また平安後期にかけての変化にも諸説あつて定まらない。しかし、親族集団のあり方とその変化を明らかにすることは、中世的「家」の成立過程を解明するための重要な課題である。よって本論文では、十・十一世紀という「家」成立期の父子関係や親族集団の実態とその変化を解明し、中世的「家」の成立過程について考察するため、邸宅伝領・若年叙爵・養子・追善仏事の各項目について分析を行う。

本論文の構成と主な論点は以下のとおりである。

## 第一章 藤原実資の小野宮第伝領について―平安貴族社会における養子と財産継承―

小野宮第は従来「女系伝領の典型例」として取り上げられてきた。高群氏の提唱した女系伝領説は現在ほぼ否定されているが、小野宮第のように長期間の伝領経路が判明する事例は平安期の邸宅では貴重であり、小野宮第は邸宅の伝領について考える上でなお重要なケースといえる。特に、養子への財産分与という点に注目すると、小野宮第の伝領は非常に興味深い。藤原実資は祖父で養父の実頼から小野宮第を継承したが、自身は複数の親族を養子としていたにもかかわらず小野宮第を娘（その死後は外孫）へと譲与しているからである。ここでは邸宅伝領や財産分与において養子がどのように扱われていたかを分析することにより、平安中期における養子の位置づけについて考察する。

## 第二章 平安中期の叙爵と元服前叙爵の成立

若年叙爵は父の政治的地位が子の出身を決定するものであり、政治的地位の父子継承と関連して注目される。位階は本来個人の王権への奉仕に対して与えられるものだが、十世紀には元服と同時に五位を与えられる元服同時叙爵がまず摂関子息の特例として成立し、十一世紀にはそれが摂関以外の公卿にも広まってきたとされる。また、ほぼ同時期に元服以前の子どもが五位に叙される元服前叙爵も出現する。このように、十・十一世紀には本人の奉仕に基づく叙爵から父祖の功績による叙爵へと、叙爵のあり方が大きく転換し、政治的地位の父子継承が進展することが知られている。ここではこうした若年叙爵のうち、特に元服と叙爵の先後に着目し、元服同時叙爵と元服前叙爵の成立過程から家格の成立について考察する。

## 第三章 平安貴族社会における養子の展開―十・十一世紀を中心に―

平安時代の養子について、従来の研究では、後継とするための養子Ⅱ「家」のための養子がいつ成立するかに関心が集中し、それ以外の部分はほとんど検討されていない。しかし、養子縁組は人為的に親族関

係を設定することであり、当時の家族・親族のあり方を反映する重要な要素といえる。ここでは十世紀から十一世紀前半の公卿層における養子を分析し、そこに表れる家族・親族の変化について考察する。

#### 第四章 平安貴族社会における追善仏事と氏寺

日本の古代社会における親族集団について、従来の研究では、それが父系か双系かという点が特に問題とされてきた。その一因として、親族集団の精神的紐帯とされる氏寺が建立者の男系子孫だけでなくその妻や外孫にも利用されていたことが挙げられる。一方、父方に氏寺があっても他所を追善仏事の場として利用するケースも平安中期には少なからずみられるが、これまでの研究では氏寺以外での追善仏事はほとんど言及されていない。ここでは十・十一世紀に行われた四十九日・周忌の仏事について、これまで看過されてきた氏寺以外での仏事も含め、追善仏事がどこで行われていたかを分析し、平安中期における親族集団の性格とその変化について考察する。

なお、本論文で主な分析対象とするのは、十・十一世紀の公卿層である。かつては武士から「家」が成立すると考えられてきたが、近年では貴族層から「家」が成立するとの理解が主流となっている。貴族層を中心に「家」の成立を検討した服藤氏は、十世紀頃より父子の結びつきが次第に強化されていき、十一世紀末には父子継承される中世的「家」が成立するとしている。中世的な「家」の成立に関する他の研究でも、「家」成立の指標となる様々な変化が十一世紀前後に生じると指摘されている。したがって、十世紀から十一世紀という時代は、中世的「家」の成立に向けて家族・親族のあり方に変化が生じる時期といえる。従来の研究では、平安中期の親族集団と平安後期以降の親族集団は連続する同質のものにとらえられがちであったが、このように家族・親族のあり方が大きく変化する時期には親族集団もそれに対応して変化する可能性が高い。本論文では、貴族層のうち比較的史料に恵まれた公卿層を中心に、十・十一世紀の父子関係・家族

関係や親族集団の変化について特定の家筋に限らず広く公卿層全体を分析することにより、嫡継承される中世的「家」の成立過程を明らかにしていきたい。

- 1 西谷正浩『日本中世の所有構造』（塙書房、二〇〇六年）。
- 2 石母田正「奈良時代農民の婚姻形態に関する一考察」（『石母田正著作集1』岩波書店、一九八八年、初出一九三九年）、同「古代家族の形成過程」（『石母田正著作集2』岩波書店、一九八八年、初出一九四二年）、藤間生大「郷戸について」（『社会経済史学』一一一六、一九四二年、のちに大幅改稿の上、『日本古代家族』（伊藤書店、一九四三年）として刊行）。
- 3 門脇禎二『日本古代共同体の研究』（東京大学出版会、一九六〇年）、鬼頭清明『律令国家と農民』（塙書房、一九七九年）、吉田晶『日本古代村落史序説』（塙書房、一九八〇年）。
- 4 岸俊男「律令制の社会機構」（『日本古代籍帳の研究』塙書房、一九七三年、初出一九五二年、原題「古代後期の社会機構」）。
- 5 安良城盛昭「班田農民の存在形態と古代籍帳の分析方法―石母田・藤間・松本説対赤松・岸・岡本説の学説対立の止揚をめざして」（『歴史学における理論と実証…日本社会の史的分析』、御茶の水書房、一九六九年、初出一九六九年）。
- 6 義江（浦田）明子「編戸制の意義―軍事力編成との関わりにおいて―」（『史学雑誌』八一―二、一九七二年）、吉田孝「公地公民について」（坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集（中）』吉川弘文館、一



- 九七二年)、同「律令制と村落」(『岩波講座日本歴史3』岩波書店、一九七六年)、のち両論文を改稿の上、『律令国家と古代の社会』(岩波書店、一九八三年)に収録、杉本一樹「編戸制再検討のための覚書」(『日本古代文書の研究』吉川弘文館、二〇〇一年、初出一九八四年)。
- 7 直木孝次郎「古代家族と社会構造―戦後二十年の古代史の歩みから―」(『奈良時代史の諸問題』塙書房、一九六八年、初出一九六五年)。
- 8 高群逸枝『大日本女性史 母系制の研究』(厚生閣、一九三八年)、同『招婿婚の研究』(大日本雄弁会講談社、一九五三年)。いずれも現在は『高群逸枝全集』(理論社、一九六五―六七年)に収録。
- 9 吉田前掲注6論文「律令制と村落」。
- 10 鷺見等曜「平安時代の婚姻」(『前近代日本家族の構造』弘文堂、一九八三年、初出一九七四年)。
- 11 明石一紀「日本古代家族研究序説」(『日本古代の親族構造』吉川弘文館、一九九〇年、初出一九七九年)。
- 12 関口裕子『日本古代婚姻史の研究(上・下)』(塙書房、一九九三年)、同『日本古代家族史の研究(上・下)』(塙書房、二〇〇四年)。
- 13 鷺見前掲注10著書、栗原弘『高群逸枝の婚姻女性史像の研究』(高科書店、一九九四年)。
- 14 高橋秀樹『日本中世の家と親族』(吉川弘文館、一九九六年)序論。
- 15 戦後展開された家族論については関口裕子「戦後の家族・共同体論の学説的検討」(関口前掲注12著書『日本古代家族史の研究(上)』)に詳しい。近年の「家」研究の総括としては、飯沼賢司「イエの成立と親族」(『日本史講座3』東京大学出版会、二〇〇四年)や高橋秀樹「「家」研究の現在」(高橋秀樹編『生活と文化の歴史学4 婚姻と教育』竹林舎、二〇一四年)がある。
- 16 服藤早苗『家成立史の研究』(校倉書房、一九九一年)。

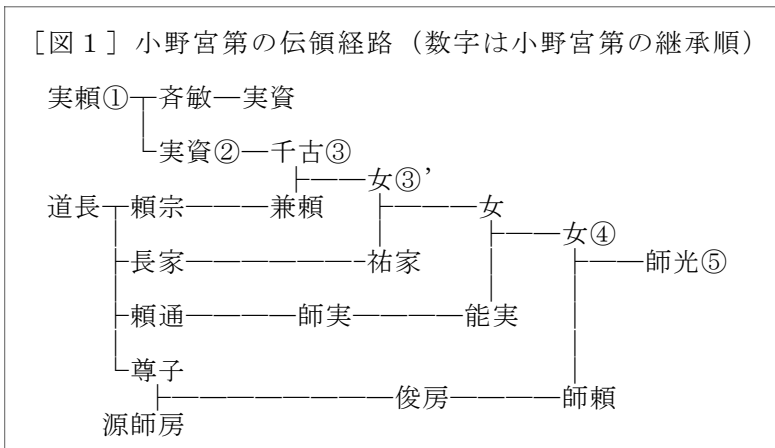
- 17 高橋前掲注 14 著書。
- 18 高群前掲注 8 著書、吉田前掲注 6 論文。
- 19 たとえば佐藤進一『日本の中世国家』（岩波書店、一九八三年）や橋本義彦『平安貴族社会の研究』（吉川弘文館、一九七六年）など、家族論以外では「家門」「門流」等と「家」とはあまり区別されていない。
- 20 服藤早苗「撰関期における「氏」・「家」」（服藤前掲注 16 著書、初出一九八七年）。
- 21 義江明子『日本古代の氏の構造』（吉川弘文館、一九八六年）。
- 22 鷺見等曜「平安時代末期貴族の「家」」（『岐阜経済大学論集』一八・三・四、一九八四年）。
- 23 高橋前掲注 15 論文。
- 24 京楽真帆子「平安時代の「家」と寺―藤原氏の極楽寺・勸修寺を中心として―」（『平安京都市社会史の研究』塙書房、二〇〇八年、初出一九九一年）。
- 25 樋口健太郎「中世撰関家の成立と王家―撰関家「氏寺」の再検討を通して―」（『中世撰関家の家と権力』校倉書房、二〇一一年、初出二〇〇四年、原題「「氏寺」から見た王家・撰関家の成立」）。

第一章 藤原実資の小野宮第伝領について

— 平安貴族社会における養子と財産継承 —

はじめに

平安京左京二条三坊十一町に位置した小野宮第は、平安京を代表する名邸の一つである。この邸宅は元々、隠棲地に因んで小野宮と呼ばれた文徳天皇皇子惟喬親王の邸宅であり、「小野宮」という邸宅の名はここに由来する。小野宮第はその後、摂政藤原実頼の手に渡り、その孫で祖父の養子となっていた右大臣藤原実資へと継承された。実資はこの邸宅を娘千古に処分したが、千古が若くして亡くなったため、千古の遺児である外孫藤原兼頼女（藤原祐家室）に譲与した。この兼頼女は長命の人で、そのためか小野宮第は娘の祐家女（藤原能実室）ではなく外孫の能実女（源師頼室）に譲られた。能実女からはその息子源師光（師頼男、村上源氏）へと伝領されている「図1」。小野宮第は実資以降能実女に至るまで、実資からその娘の娘にあたる兼頼女、兼頼女からその娘



の娘である能実女へと、代々女系で継承されたのである。そのため、この時代の邸宅は基本的に女系で伝領されたことと主張する高群逸枝氏は、小野宮第の一連の伝領を「女系伝領の典型例」として大きく取り上げている。<sup>1</sup>以来、小野宮第は女系伝領説の妥当性を議論するための材料としてしばしば俎上に載せられてきた。たとえば高群説に否定的な立場をとる栗原弘氏は、小野宮第がこのように女系で伝領されたのは単に相続人が女子のみであったからであり、女系伝領の原則によるものではない、と高群氏を批判する。<sup>2</sup>

現在では高群氏の女系伝領説はほぼ否定されており、平安中期の貴族層では男女が家屋を相続したとされている。<sup>3</sup>もともと、小野宮第のように長期間の伝領経路が明らかとなっていないケースは平安貴族の邸宅では珍しく、女系伝領説が否定された現在においても、小野宮第は邸宅の伝領について考える上でなお重要な事例といえる。特に、養子への財産分与という点に注目した場合、小野宮第の伝領は非常に興味深い。実頼には実子もいたが、小野宮第はそれらの実子をさしおいて養子実資に与えられた。一方、実資は出家した良円以外に男子がおらず、兄の子や孫を幾人も養子としていたが、養父から継承した小野宮第を養子ではなく女子千古（その死後には千古所生の外孫女兒）へと処分している。小野宮第の伝領にみられる養子への財産分与は、このように、実頼と実資とで大きく異なっているのである。

ただし、従来の研究では、小野宮第が女系伝領の典型例か否かという点が問題とされてきたために、継承者の性別が特に注目される一方で、それ以外の要素についてはほとんど関心が向けられてこなかった。そこで本章では、小野宮第の一連の伝領のうち、実頼から実資への伝領と実資から娘千古・外孫兼頼女への伝領に焦点を絞り、特に養子への財産分与という観点から分析を行う。そこから平安中期における財産処分のあり方、特に財産分与における養子の取り扱いについて明らかにし、当時の養子の位置づけについて考察することが本章の目的である。

## 第一節 藤原実資への伝領

小野宮第はまず、藤原実頼からその養子実資（血縁上は孫）へと伝領された。実頼には三男三女の子が知られるが、そのうち一男敦敏と三人の娘は父に先立ち亡くなっており、実頼が死去した天禄元年（九七〇）には二男頼忠と三男斉敏が生存していた。小野宮第はそれらの実子をさしおいて、斉敏の三男で実頼の養子となっていた実資に譲られたのである。

この伝領について女系伝領説を提唱した高群逸枝氏は、「純婿取婚期のものというよりは、むしろその前の前婿取婚期の男子の私宅性をあらわすもの」であって、「同じ氏族でさえあれば、任意に気にいった者に伝領してよかつた」とし、実子に与えず庶孫である実資に与えられたことがそれを証明している、とする。<sup>4</sup>これに対し栗原弘氏は、実頼の亡くなった天禄元年（九七〇）は高群氏の設定する純婿取婚期（八九八〜一〇八七）に含まれるから、高群氏がこの伝領を「前婿取婚期の男子の私宅性をあらわすもの」としていることと矛盾する、と指摘した。また、実資は実頼の養子なのでこの伝領は一種の父子継承であり、女系伝領説と相容れないが、高群氏は実資が実頼の養子であることにまったく触れていないとして、栗原氏は実頼から実資への伝領を任意の氏人への伝領とする高群氏を批判する。<sup>5</sup>栗原氏は小野宮第の伝領について、実頼が亡くなったとき生存していた二人の実子のうち三男斉敏は実資の実父なのでそもそもこの伝領に異存はなく、もう一人の二男頼忠は養父である大納言藤原保忠（時平男、頼忠母方オジ）から莫大な財産を相続していたために実父の財産を継承する必要がなかった、と説明する。<sup>6</sup>もつとも、栗原氏は頼忠が実父実頼から莊園等の財産を継承したとの指摘もしている。<sup>7</sup>養父だけでなく実父からも財産を継承するのであれば、養父の財産を相続したからといって実父の邸宅を継承しない理由にはならないだろう。

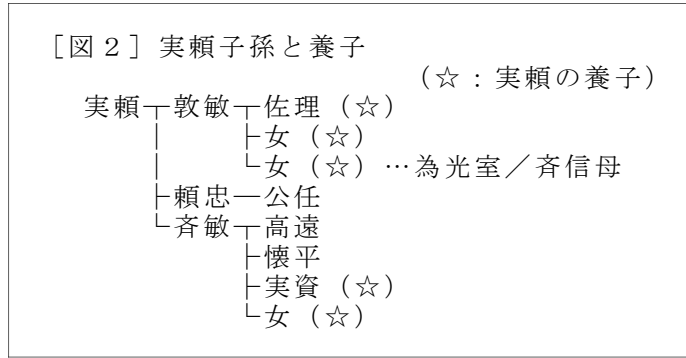
このように、従来の研究では、実子ではなく養子の実資が小野宮第を継承した理由が十分説明されていない。その原因としては、養子への財産分与が当然視されてきたことが考えられる。養子が実子と同格の相続人とみなされていたために、実子ではなく養子が邸宅を継承した点にあまり注意が向けられてこなかったのである。しかし、平安中期の養子では、養父の財産を配分された事例は意外と少ない。

養子に対する財産分与について、栗原氏は、関白藤原基経（長良男、良房養子）と先述の頼忠の二例を挙げて、養子は実方・養方の双方から財産を継承したとする。<sup>8</sup>ただし、この二例はいずれも養父に実男子がないケースであった。平安中期には多くの養子関係が結ばれていたが、<sup>9</sup>養父に実男子があるケースで養子が養父の財産を継承したと確認できるのは、実資以外では関白藤原頼通養子源師房だけである。<sup>10</sup>こうしたことから、平安中期には、養子は必ずしも養父の財産処分の対象とはなっていなかったと考えられる。

養子が養父の財産分与から除外されていたことは、実頼の遺領処分からも推察される。永祚元年（九八九）九月、実頼の孫たちが集まって、実頼遺領処分のための会合が開かれた。

参三故三条殿一、勘解由長官・頭中将会合、均三分故小野宮殿御領莊園・牧等<sup>11</sup>。

「故三条殿」はこの年六月に亡くなった実頼二男頼忠を指す。天禄元年（九七〇）の実頼の死から二十年近く経って遺領処分が行われたのは、おそらくそれまで頼忠が実頼の財産を一括して管理していたためだろう。「勘解由長官」は実頼一男敦敏の子佐理、「頭中将」は頼忠男公任である。実頼三男斉敏の子女では、この記事を書いた三男実資が参加しているが、その兄高遠・懐平は参加していない。一方、この月の十二日には佐理の欠席で遺領処分の話し合いが中止となっており、<sup>12</sup>佐理の出席は必須とされていたようだ。こうしたことから、この話し合いは実頼の三人の子息を代表するそれぞれの子（一男敦敏の子佐理・二男頼忠の子公任・三男斉敏の子実資）が揃っていれば成立し、実頼の孫全員が顔を揃える必要はなかったことがわかる。したがって、この遺領処分は実頼の孫たちが祖父の財産を分割したというよりは、孫たちが実頼の子



息であるそれぞれの父に代わって実頼の遺領を分割したのだと考えられる。<sup>13</sup>

ところで、『小右記』寛仁二年四月一日条に「下官（実資）并尼君（齊敏女）入三故殿（実頼）御戸」とあるように、実資の姉にあたる齊敏女も実資とともに祖父実頼の養子となっていた。また、『栄花物語』に「敦敏の少将の君も、男子女子あまた持たまへりけるを、この祖父大臣（実頼）ぞ、よろづにはぐくませたまひける。」<sup>14</sup>とあるように、実頼は佐理ら早世した一男敦敏の子女も養育している「図2」。<sup>15</sup>しかし永祚元年の実頼遺領処分では、実頼の実子を代位する三人の孫によって実頼の財産は「均分」されており、実頼の養子である佐理・実資はそれぞれの父に代わって実頼の遺領を受け取ったのであって、養子としての取り分は考慮されなかつたと考えられる。永祚元年に行われた実頼遺領処分では、実子（実際には実子を代位する孫）のみが財産分与の対象とされ、養子には分与されなかつたのである。

その一方で、実資は養子でありながら養父実頼の邸宅小野宮第を継承している。実資は実頼の遺領処分以前、頼忠の存命中から小野宮第を利用して来た。実資の日記『小右記』に小野宮第のことが初めてみられるのは、頼忠が死去し実頼の遺領が分割されるより四年も前のことである。<sup>16</sup>このことから、小野宮第は莊園等の実頼遺領とは別に、養子実資に対して直接譲与されたのではないかと考えられる。

では、なぜ実頼は自己の邸宅を年若い養子実資に与えたのか。当時の邸宅は未だ家名との結びつきはなく、たとえば実頼と実資がともに「小野宮殿」と呼ばれても、それは居所に因む呼称であって、実資が実頼の「家」を継いだことにはならない。したがって、実頼が実資に小野宮第を譲与しても、そのことは実頼が実資を自己の後継に指名したことを意味しない。実資は実頼を一門の始祖として強く意識していたが、そ

のことと小野宮第の継承とは別の問題である。

実頼が小野宮第を養子実資に与えた理由を明示する史料はないが、『大鏡』の次の記述が一つの手がかりとなり得る。

その斉敏の君の御男子（実資）、御祖父小野宮のおとど（実頼）の御子にしたまひて、実資とつけたてまつりたまひて、いみじうかなしうしたまひき。<sup>17</sup>

先述のように実頼は複数の孫を養子としていたが、その中でも実資を特にかわいがっていたようだ。他の養子では、実資のように養父との親密な関係を示す史料は見当たらない。実頼にとって、実資は養子といえども特に目をかけていた存在であり、それゆえ小野宮第を他の財産とは別に譲与したのではないだろうか。養子は基本的に養父の財産分与の対象から外されていたが、財主である養父が望めば、その意思は相続慣習に優先したのである。

『小右記』をみると、実資は義理の兄となる実頼実子頼忠のもとにしばしば参上しており、正月に拝礼を行ったり、頼忠女遵子（円融天皇中宮）の御在所として妻方から得た自邸二条第を提供したりと、様々な場面で頼忠に奉仕していた様子が見受けられる。そうした実資の行動から推察される頼忠との関係は比較的良好であり、実頼の財産をめぐる二人が対立していたとは考えにくい。実頼の邸宅小野宮第を養子実資に譲与することについては頼忠も了承済みだったのであろう。当時は婚姻後の妻方居住・新処居住が一般的で、結婚した子息が父と同居することはなかったとされる。したがって実頼が亡くなったとき、実頼の実子たちは小野宮第を出て他所に邸宅を構えていたと考えられるが、実資はまだ元服直後・婚姻前であり、養父の小野宮第に居住していた可能性<sup>18</sup>がある。あるいはそのことも、小野宮第の譲与に影響したのかもしれない。

実頼遺領処分の後、実資は兄たちと父斉敏の取り分を再分配した。実頼の遺領処分と同様に斉敏の子女らも父の取り分を均分したと考えられるが、実資は当初示された「廿処許」のうちの一部について、思うとこ



ろがあるとして辞退している。<sup>19</sup> 実資がこのような行動をとったのは、兄たちに先んじて実頼から小野宮第を継承していたためと考えられる。斉敏に分配された実頼遺領を兄たちと均分すると、実頼から直接譲与された邸宅の分、実資は兄たちよりも多くの実頼遺領を得ることになる。実資はそれを当然とは考えず、兄たちに対して後ろめたく思っていたからこそ、取り分の一部を辞退したのだろう。こうした実資の行動から、実資自身、小野宮第を継承することは養子への財産分与という例外的な取り扱いであることを承知していたのではないかと考えられる。

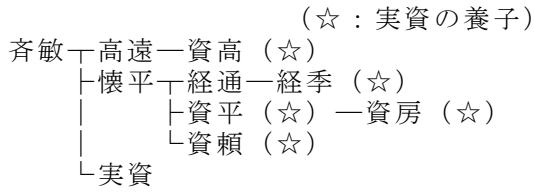
## 第二節 藤原実資からの伝領（1）

次に、養父実頼から小野宮第を継承した実資が、この邸宅も含めた財産をどのように処分したのかをみていきたい。寛仁三年（一〇一九）十二月、実資は財産処分について定め、その内容を次のように日記に記した。

（a）小野宮并莊園・牧・厩及男女・財物・惣家中雜物織芥不<sub>レ</sub>遺充<sub>ニ</sub>給女子千古<sub>一</sub>了。注<sub>ニ</sub>文書<sub>一</sub>預給了。道俗子等一切不<sub>レ</sub>可<sub>ニ</sub>口入<sub>一</sub>之由、注<sub>ニ</sub>処分文<sub>一</sub>。（b）至<sub>ニ</sub>官文書<sub>一</sub>・累代要書・御日記等<sub>一</sub>、追可<sub>ニ</sub>相定<sub>一</sub>。女子若産<sub>ニ</sub>男子<sub>一</sub>、為<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>彼、暫不<sub>ニ</sub>定充<sub>一</sub>而已。（c）此莊等外有<sub>ニ</sub>一兩処<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>均<sub>ニ</sub>一分内供良円并宰相（資平）等<sub>一</sub>。但尾張国浅野莊可<sub>レ</sub>充<sub>ニ</sub>宰相<sub>一</sub>。又山城国神足園・尾張□□部・近江上高岸下莊・但馬黒河園等可<sub>レ</sub>充<sub>ニ</sub>内供良円<sub>一</sub>。<sup>20</sup>

このときの財産処分の内容は大きく以下の三つの部分に分けられる。まず、小野宮第をはじめとする財産

[図3] 実資の養子



は残らず娘千古に与えんとする。そして「道俗子等一切不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>口入<sub>一</sub>」と、この処分について口出しすることのないよう他の相続人に釘を刺している。(a)次に、「官文書・累代要書・御日記」については、千古に男子が生まれればその子に与えるけれども今のところは保留とする、と述べられている。(b)そして最後の部分では、千古に与えられたもの以外の荘園について、実資の実子である内供良円と養子の宰相資平とで均分するよう指示し、次いでそれぞれの具体的な取り分を示している。(c)

この実資の財産処分は、高群逸枝氏により女系伝領説を裏付けるものとして取り上げられて以来、娘一人に実資の財産の大半が譲られている点が特に注目されてきた。しかし女系伝領説が否定された現在、この処分状で注目すべきはむしろ、実資の養子資平が財産分与の対象として名指しされている点であろう。

実子になかなか恵まれなかった実資は、兄の子や孫を養子としていた。長兄高遠の子資高、次兄懐平の子資平・資頼、資平の一男資房、そして懐平一男経通の子経季の五人である「図3」。<sup>21</sup>この五人の養子のうち、寛仁三年の財産処分で名が挙げられたのは最年長の資平だけであった。千古に与える以外の荘園は「内供良円并宰相(資平)等」で均分するよう指示されているが、その後に具体的な取り分が示されているのは良円と資平のみである。したがって、ここで「内供良円并宰相等」とあるのは「良円と資平をはじめとする養子たち」ではなく、「良円と資平の二人」と考えるべきであろう。平安中期において、養子への財産分与はやはり例外的であり、養子全員が一律に養父の財産分与の対象とされることはなかったのである。そうした中、資平は寛仁三年の財産処分で名指しされただけでなく、それに先だつて小野宮第に隣接する北宅もを実資から譲られていた。<sup>22</sup>こうした財産処分のあり方は、実資の養子の中で資平が別格の扱いを受けていたことをうかがわせる。

実資が資平を特別扱いしていたことは、その昇進にはっきりと表れている。資平は三十

二歳で参議となり、最終的には実資養子の中で最も高位の正二位大納言にまで上った。<sup>23</sup>これに対し、資平と同年代の資高・資頼は参議に到達しておらず、極位は四位であった。<sup>24</sup>残りの二人、資房と経季は公卿に列したが、任参議年齢は資房が三十六歳、経季が三十八歳と資平に比べればやや遅い。資平の同母兄経通の任参議は三十八歳、異母弟で大納言藤原齐信の養子となった経任は三十六歳だから、資平の参議昇進は実の兄弟と比べても幾分早かったことになる。<sup>25</sup>当時政界の中心にいた藤原道長は資平の昇進や任官についてことあるごとに妨害めいたことをしているが、<sup>26</sup>それでも資平が他の養子や実の兄弟より若くして参議に任じられたのは、実資がそれだけ熱心に働きかけをしていたからだろう。実資は資高や資頼など他の養子の任官にも心を砕いているが、資平については特別強力に後押ししていたのである。<sup>27</sup>

資平は後継とするための養子ではなかったと指摘されている。<sup>27</sup>しかし、結局は実男子にめぐまれなかった実資にとって、公私両面にわたり日常的に親しく接していた資平は、養子の中でもとりわけ身近な存在となっていたのだろう。それゆえ実資は、養子といえども資平に小野宮北宅を与え、財産処分に際してわざわざ名を挙げ、その取り分を示したのだと考えられる。

その一方で、実資は財産の大半を娘千古一人に譲与するという財産処分を行っている。当時の一般的な相続方法は男女子への分割相続であったとされるから、<sup>28</sup>一人の相続人に財産の大半を与えるというこの財産処分は当時の相続慣習からやや逸脱したものと見える。実資が財産処分に際して「道俗子等一切不レ可三口入」と他の相続人を牽制するような文言を記したのも、この財産処分が一般的な相続慣習から外れたものであり、他の相続人の反発を招きかねないことを自覚していたためだろう。

実資がそうしたリスクを冒してまで千古一人に財産の大半を与えようとしたのは、自分の死後に娘が困窮することを恐れたからではないだろうか。財産処分を行ったとき、実資はすでに六十三歳になっていた。実資の長兄高遠は長和二年（一〇一三）に、次兄懐平は寛仁元年（一〇一七）にそれぞれ六十五歳で亡くなっ

ている。<sup>29</sup> 実資とともに祖父の養子となっていた姉も寛仁二年（一〇一八）に六十九歳で亡くなった。<sup>30</sup> 五年あまりの間に三人の兄妹を次々に失って、実資は当然自分の死が遠からず訪れることを意識しただろう。しかし、このとき千古はまだ十歳になるかならないかという年齢であった。<sup>31</sup> そのうえ千古の母は女房クラスの出身であり、<sup>32</sup> 千古は父実資の死去後に母方の援助を期待することができない。そのため実資は財産の大半を千古に与え、自分の死後に娘が困窮することのないよう配慮したのだと考えられる。

平安中期において養子への財産分与は一般的ではなかったが、実資は五人の養子のうちで特に身近な存在だった資平だけは相続人として扱い、邸宅や荘園などを譲与した。その一方で、実資は相続人の間で財産を均等に分割するのではなく、財産の大半を娘一人に譲与するという極端に偏った財産処分を行っているが、これは自分の死後に娘の生活を保障するためと考えられる。このように、寛仁三年の実資財産処分は、様々な点で一般的な相続慣習とは異なるものであった。しかし、財産処分における財主の意思にはそうした社会的な慣習を超える強い力があり、このような社会規範と異なる財産処分であっても、財主がそのように望めば実現可能だったのである。

### 第三節 藤原実資からの伝領（2）

実資は娘千古の将来を案じて財産の大部分を譲与したが、結局千古は父に先立ち若くして亡くなったらしい。小野宮第を含む実資の財産はその後、千古の遺児である実資外孫藤原兼頼女に譲られることになった。このことについて、実資養子の一人資房は長暦三年（一〇三九）十月、日記『春記』に次のように記した。

今日初参ニ右府（実資）一（着ニ冬直衣一）、又謁ニ宰相中将（兼頼）一、晚暮帰ニ住所一、此相公先例帰ニ住堀河院一已了、而従ニ近曾一又帰ニ住右府一、衣食事一向右府知給如レ賀也、人々傾奇云々、家財悉可レ被レ委ニ付相公女兒一、其間事與ニ彼幸女一同意、可レ枉レ法之故所ニ来住一也云々、誰人成ニ其防一哉、右府御心已非レ古、皆変改云々、<sup>33</sup>

ここで宰相中将とあるのは、千古の夫藤原兼頼（頼宗男）である。兼頼は一旦小野宮第を離れて父の堀河院に移っていたが、最近になってまた小野宮第に戻ってきた。実資はそんな兼頼の衣食の一切をまるで兼頼が婿であるかのように面倒をみており、人々はそれを奇妙なことだと噂している。実資の財産もすべて兼頼女に譲られることになった。そうした事情については「彼幸女」も承知しており、兼頼は法を曲げるために小野宮第にやって来て住んでいるという。こうした兼頼の動向を資房は強く批判し、実資もすっかり変わってしまったと嘆いている。

吉田早苗氏は「もし千古が生きておれば兼頼は賀であり、実資が世話をするのが当然であるのにこのような意見が見えるのは、既に千古が死んでいるからではないだろうか」として、この記事の少し前、長暦二年か三年頃に千古は三十歳にもならぬ若さで没したのだろうと推測している。<sup>35</sup> 妻が亡くなるとそれまで暮らした妻方を離れることは、当時の一般的な習慣だったようだ。藤原長家が妻であった大納言藤原斉信女が亡くなった後も妻方に留まっていたことに対し、長家の父道長は「見苦しきこと」と苦言を呈している。<sup>36</sup> 兼頼が小野宮第を離れて父頼宗の堀河院に移ったのも、千古が亡くなったことが原因だろう。

しかし、この『春記』の記事が書かれた長暦三年十月には、兼頼は亡くなった妻の家である小野宮第に再び住むようになっていた。このことについて服藤早苗氏は、「妻の死去後、子どもを妻方に残して実家に帰っていた兼頼は、女兒が受け取る予定の莫大な財産の確保を目指してまた小野宮邸に帰ってきている」と述べる。<sup>37</sup> 服藤氏が「子どもを妻方に残して」とするのは、従来の研究では、子供の養育を担うのは基本的に母

方であったとされているからだろう。服藤氏自身、「母が亡くなった時、母の親類や縁者かあるいは乳母がいる場合は、子どもはそれらの人々に何らかの援助を受けることができた。しかし、母の親族がいない場合、父や父の親族が面倒を見る」と述べ、子の養育は第一に母方が担うものであり、それが叶わない場合に限り父や父方親族が面倒をみると認識を示している。<sup>38</sup>

しかし、千古の死後に兼頼女が母方祖父である実資のもとに残されていたと考ええると、実資が健在な長暦三年の時点で兼頼が娘の後見のために小野宮第に住む必要はない。また、実資は兼頼の生活を全面的に世話しているが、もし兼頼が娘に譲られる財産目当てに本来離れるべき妻方に戻ってきたのだとしたら、実資はこのような好待遇で兼頼を迎えたりしないだろう。そうまでして実資が兼頼を小野宮第に引き留めようとしたのは、実資外孫の兼頼女が父兼頼の保護下にあり、千古の死後は父に連れられて堀河院に移っていたからだと考えられる。

資房は兼頼が小野宮第に移ったのは「可<sub>レ</sub>枉<sub>レ</sub>法之故」、法を曲げるためであったと記す。おそらくそれは、直前に記された「家財悉可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>委<sub>ニ</sub>付相公女兒<sub>一</sub>」、すなわち実資の財産をすべて外孫の兼頼女に譲ることを指すと考えられる。『春記』のこの記事が書かれた長暦三年の段階では、実資のもう一人の実子良円は存命であり、実資が自分の相続人の一人と定めた養子資平も健在であった。そうした状況にもかかわらず実資が財産をことごとく外孫女兒に与えるという決断をしたのは、愛娘の忘れ形見に対する思い入れがそれだけ強かったからだろう。このような財産処分が可能であったのも、財産処分において財主の意思が強い力を持つていたためと言えよう。

ただし、外孫兼頼女への財産譲与は法を曲げると批判されるようなものであった。そしてそのような財産処分を実現するため、兼頼は本来離れるべき妻方の小野宮第に戻り、実資はまるで婿のような好待遇で兼頼を迎えた。これは兼頼の保護下にある実資外孫女兒を小野宮第に住まわせるためと考えられる。法を曲げる

と批判されるような外孫への財産継承のためにとられた対応は、相続人（兼頼女）と財主（実資）が同居することだったのである。こうしたことから、社会的に認められる相続人とは、同居の親族もしくはそれに準ずるような、財主ととりわけ親しい関係にある人物に限定されていたのではないかと考えられる。財主と相続人が同居することは、両者の親密な関係を周囲に示すことによって外孫への財産譲与を正当化する、一つの手段だったのでだろう。財産処分において財主の意思は強い力を持っていたが、それはあらゆる場面で常に優先されるものではなく、ある程度は社会的な制約を受けたのである。

### おわりに

平安貴族社会では広く養子関係が結ばれていたが、養子に対する財産分与は非常に少ない。養子は基本的に、養父の財産分与の対象とはされていなかった。しかし、そうした一般的な相続慣習にもかかわらず、実頼は特に鍾愛する養子実資に対して小野宮第を譲与し、実資は養子の中でも特に身近な存在となっていた。資平に小野宮北宅や一部の荘園を分与した。養子は基本的に養父の財産分与から排除されていたが、財主の意思によっては、その財産の一部を特定の養子に譲与することは可能だったのである。

また、この当時は分割相続が一般的だったとされるが、実資は財産の大半を娘一人（その死後には外孫）へ譲与するという、偏った財産処分を行っている。このような財産処分が可能であったのも、財主の意思が一般的な相続慣習よりも優先されたためと考えられる。平安中期の財産処分においては、財主の意思は一般的な相続慣習を超える強い力を持っていたのである。

ただし、財主の意思は無制限に認められていたわけではなかった。社会的に認められる財産分与の対象は、同居の親族もしくはそれに準ずるような、財主と特に親しい関係にある人物に限定されていたのである。そしてそのことは、養子が基本的に養父の財産分与の対象とはされなかったことと無関係ではない。

平安貴族社会においては、親を失った子どもの保護や出身・昇進を有利にするため、あるいは親族ネットワークの形成・強化など、様々な目的のために養子関係が結ばれていた。そのため、養父に実子がいたり養子の実父が健在であったりしても、養子関係が設定されることは珍しくない。また、誰かの養子になったからといって実方との縁が切れないのもこの時代の特徴である。そのため、養子は必ずしも養父によって養育されるわけではなく、養父と同居するとも限らない。<sup>39</sup> こうしたことから、養子が相続人と認められるほど財主と密接な関係を持つことは少なく、それゆえ養子に対する財産分与は例外的になったと考えられる。

その一方で、養父と特に親しい養子に対しては、財主の意思によって財産の一部が譲与されることもあった。養子は一律に養父の財産分与から排除されていたのではなく、養子に財産が与えられるかどうかは財主と養父との関係により個別に決定されていたのである。

院政期に入ると、中世的な「家」の成立にともなつて「家」の継承を目的とする養子が登場する。<sup>40</sup> また、「家」の成立によって家産が形成され、それにより財産の性格や相続方法に変化が生じるのもこの時代とされている。このように院政期には、「家」の成立を承けて財産分与における養子の扱いも平安中期とは異なつたものになると予想されるが、この点については今後の課題としたい。

1 高群逸枝『招婿婚の研究』（同全集三、理論社、一九六六年）、同『日本婚姻史・恋愛論』（同全集六、理論社、一九六七年）。



- 2 栗原弘『高群逸枝の婚姻女性史像の研究』（高科書店、一九九四年）。
- 3 服藤早苗「王朝貴族の邸宅と女性―伝領」（『平安王朝社会のジェンダー…家・王権・性愛』校倉書房、二〇〇五年、初出二〇〇一年）。
- 4 高群前掲注1著書『招婿婚の研究』。
- 5 栗原前掲注2著書。
- 6 栗原弘「平安前期の養子」（『平安前期の家族と親族』校倉書房、二〇〇八年）。
- 7 栗原前掲注2著書。
- 8 栗原前掲注6論文。
- 9 本論第三章参照。
- 10 頼通の邸宅の一つに堀河殿と呼ばれる邸宅があるが、この邸宅は承和の変で配流された橘逸勢の故地岐松殿と同一の邸宅であり、頼通からその養子師房へと伝領されたことが指摘されている（野口孝子「平安貴族社会の邸宅伝領―藤原道長子女の伝領をめぐって」『古代文化』五七―六、二〇〇五年）。ただし、頼通には師房以外に複数の養子がいたが（本論第三章参照）、師房以外の養子に対する財産分与は確認できない。また、荘園等の頼通の所領は正妻隆姫と実子の寛子・師実とで分割されており、師房をはじめとする養子たちには譲与されていない（『鎌倉遺文』七六三―「近衛家所領目録」）。
- 11 『小右記』永祚元年九月十日条。
- 12 『小右記』永祚元年九月十二日条。
- 13 なお、実頼に先だって亡くなった三人の娘（朱雀天皇女御慶子・村上天皇女御述子・源高明室）は、いずれも子を残していない。
- 14 『栄花物語』一月の宴（小学館新編日本古典文学全集『栄花物語』一―三三頁、以下『栄花物語』『大鏡』

の頁数はすべて小学館新編日本古典文学全集による。

15 敦敏女所生の藤原為光男斉信は斉敏女が亡くなった際に「故老堂入ニ故殿（実頼）御戸ニ、亦故老尼同入ニ御戸ニ」と述べ、「可レ請ニ姨假ニ」としている（『小右記』寛仁二年四月十三日条）。「姨」は母方オバであり、「故老堂」と「故老尼」がともに実頼の戸に入っていたため「姨假」を申請すべきとされていることから、斉信の母である敦敏女も実頼の戸に入っていたことがわかる。おそらく、佐理ら他の敦敏子女も実資と同じく実頼の戸に入っていた、すなわち戸の移動を伴う正式な養子であったと考えられる。

16 『小右記』寛和元年三月十八日条。

17 『大鏡』実頼伝（一〇二・一〇三頁）。

18 実資は実頼が亡くなる前年の安和元年（九六九）に十三歳で元服し、天延二年（九七四）頃に源惟正女と婚して妻方の二条第に移ったと考えられる（吉田早苗「藤原実資の家族」『日本歴史』三三〇、一九七五年）。この当時の養子は必ずしも養父と同居しないが、実資は実の祖母である藤原時平女の忌日は守らない一方で、八歳の時に亡くなった実頼後室能子の忌日を長く守っており、幼少期より小野宮第に同居して実頼・能子夫妻から直接の養育を受けた可能性がある。本論第三章参照。

19 『小右記』永祚元年十一月二日条。

20 『小右記』寛仁三年十二月九日条。

21 高橋秀樹「平安貴族社会の中の養子」（『日本中世の家と親族』吉川弘文館、一九九六年、初出一九八九年）、本論第三章。

22 『小右記』長和二年六月二十二日条。

23 『公卿補任』寛仁元年条、治暦三年条。なお資平の年齢については、『公卿補任』寛仁元年条には寛和三  
年（九八七）生まれの三十一歳とあるが、『公卿補任』治暦三年条や『尊卑分脈』実頼公孫の死去時年齢か

ら逆算すると寛和二年（九八六）の出生となり、矛盾がみられる。本論での資平の年齢は『公卿補任』『尊卑分脈』の死去時年齢を基準とし、寛和二年の出生として計算した。

24 『尊卑分脈』実頼公孫。

25 以上、任参議年齢はすべて『公卿補任』によった。

26 資平が弁官を望んだ際、道長は資平の実兄経通が左中弁であることを理由に反対した（『小右記』長和元年七月二十一日条、同二年正月十八日条、同二月三日条）。資平が蔵人頭を望んだときにも、三条天皇は資平を推したにもかかわらず道長は資平の任蔵人頭に否定的であり、結局このとき資平は蔵人頭に任じられなかった（『小右記』長和三年三月二十二日条、同五月十六日条）。その後、資平が参議を望んだ際にも道長は難色を示し（『小右記』長和四年十二月十八日条、同二十五日条）、三条天皇が退位するにあたって新帝後一条の蔵人頭に資平を推したときにも道長はそれを拒む態度を示している（『小右記』長和四年十二月二十五日条）。

27 高橋前掲注21論文。

28 鷲見等曜『前近代日本家族の構造』（弘文堂、一九八三年）、服藤早苗「平安時代の相続について―とくに女子相続権を中心として―」（『家成立史の研究』校倉書房、一九九一年、初出一九八〇年）等。

29 『尊卑分脈』実頼公孫。

30 『小右記』寛仁二年三月二十二日条。

31 千古の生年は寛弘八年（一〇一一）頃と推定されているから（吉田前掲注18論文）、この財産処分が行われた寛仁三年には九歳前後となる。

32 吉田前掲注18論文。

33 『春記』長暦三年十月二十一日条。

34 この「彼幸女」はおそらく兼頼と関係のあった女性だろう。吉田早苗氏はこの二年後の長久二年（一〇四一）に兼頼男宗実を生んだ駿河守源忠重女を指すのではないかと推測する（吉田前掲注18論文）。そうした人物は実資の財産処分に関与できる立場にはないので、ここで「其間事與<sub>二</sub>彼幸女<sub>一</sub>同意」とあるのは、兼頼が小野宮第に戻ることを了承した、というような意味と考えられる。

35 吉田前掲注18論文。

36 『栄花物語』二七ころものたま（三一五五頁）。

37 服藤早苗「平安貴族の婚姻と家・生活―右大臣実資娘千古と婿兼頼の場合」（『埼玉学園大学紀要人間学部篇』五、二〇〇五年）。

38 服藤早苗『平安朝の母と子』（中央公論社、一九九一年）。

服藤氏は母の死後にその所生子の養育が母方に託される例として、醍醐天皇皇子代明親王子女のケースを挙げる。代明親王が妻定方女の死去後に子女を連れて妻方へ移ったのは服藤氏の指摘するとおりだが、それは亡き妻の妹と再婚するためであり、再婚が不成立におわると代明親王は妻方を離れた。そのときに代明親王の子女が妻方に残されたか否かは不明だが、代明親王の死去後に子女の後見をしているのが代明親王と母の婉子内親王であったことを考えると（『吏部王記』天慶三年八月二十六日条）、代明親王の子女は母の死後も父の手元で養育されていたのではないかと考えられる。他のケースでも、たとえば藤原教通の子女は母の死去後も父のもとにおり、母方祖父母が子どもたちを引き取ることはしていない（『栄花物語』二七ころものたま（三一四三頁））。母を亡くした子の養育は必ずしも母方親族に委ねられたわけではなく、片親を亡くした子の養育は、特別な事情がない限り、生存するもう一方の親が担ったのだろう。

39 高橋前掲注21論文、本論第三章。

40 高橋前掲注21論文。

## 第二章 平安中期の叙爵と元服前叙爵の成立

はじめに

『平安時代史事典』の「元服」の項に「元服すると実名が定められ、叙位のことがある。」とあるように、位階は成人儀礼である元服の後に授与されるとというのが一般的な理解であろう。しかし十一世紀の公卿層では、元服以前の子どもが五位に叙されるケースが少なからずみられる。たとえば長和元年（一〇一二）十二月、四人の公卿息子が相次いで元服したが、このうち三人はすでに五位の位階を有していた。

春宮大夫（斉信）養子加元服、彼家云々、太皇太后宮大夫（公任）引入云々、皇太后宮大夫（俊賢）  
・左宰相中将（経房）子於大夫家元服、引入兩人相替為之云々、右宰相中将（兼隆）子元服、引入  
侍従中納言（行成）云々、三人五位、依乞笏・冠等、朝服一襲・冠等各送之、左宰相中将子无位、  
仍黄衣相加送、都四具送之、<sup>1</sup>

この日元服したのは、権大納言藤原斉信の養子経任（藤原懐平男）、<sup>2</sup> 権中納言源俊賢男頭基、俊賢の同母弟で参議の源経房の子、そして参議藤原兼隆男の四人である。この四人のうち経房男以外の三人は、この時点ですでに五位の位階を有していた。そのため笏や冠を求められた記主道長は、五位の三人には朝服と冠を、

無位の経房男に対しては黄衣を加えて、それぞれ送っている。『公卿補任』によれば、経任はこの前月に従五位下に叙されており、<sup>3</sup> 顕基も前年の十月に叙爵されていたから、<sup>4</sup> 経任も顕基も元服と同時に元服以前に叙爵されていたことがわかる。本来、叙爵は元服後に行われるべきものであり、このように元服以前の子どもが位階を有していたことには違和感を覚える。しかし十一世紀の史料をみると、この経任や顕基のケースのように、元服以前に五位に叙される元服前叙爵は決して珍しいものではない。高橋秀樹氏は、こうした元服以前の子どもの叙爵される制度が十一世紀初頭に成立すると指摘している。<sup>5</sup>

律令に規定された蔭位制でも父の位階に応じた位階が子息に与えられたが、子に与えられる位階は最高的一位嫡子でも従五位下であり、また位階を与えられる年齢は二十一歳以上であった。<sup>6</sup> この律令蔭位制は九世紀頃より変質し、高位高官者の子息がより有利に出身できるようになっていく。<sup>7</sup> そして十世紀前半には、元服と同時に五位に叙される元服同時叙爵が撰関・太政大臣子息の特例として成立し、また大臣子息を対象として元服直後の定例もしくは臨時の叙位の際に叙爵される若年叙爵が成立した。若年叙爵はその後、十世紀末までに、公卿層子息全体に広まっていく。平安中期の叙爵を分析した服藤早苗氏は、こうした父の政治的地位が子の出身を左右する仕組みは高位高官者の子息をより有利に昇進させるものであり、政治的地位の子継承につながると指摘する。<sup>8</sup>

もともと、元服前叙爵が成立するとされる十一世紀初頭には、撰関の子息は元服と同時の叙爵が通例となっていたのに対し、それ以外の一般公卿の子息では先にみたような元服以前の叙爵が少なからずみられる。一般公卿の子息の方が、より早い昇進が期待される撰関子息よりも早く五位に叙されていたのである。この点に関して高橋氏は、公卿層子息の元服前叙爵には早期昇進を図る撰関子息の元服同時叙爵とは異なる意義があったのではないかと指摘する。こうした撰関子息と一般公卿子息の違いはのちの家格形成につながる可能性が推測されるものの、高橋氏は元服前叙爵成立の背景やその意義についてそれ以上の言及はしていない。

そこで本章では、元服同時叙爵の成立する九世紀末から元服前叙爵が多くみられるようになる十一世紀前半までを対象として公卿層子息の叙爵の変遷を分析し、元服以前の叙爵という変則的な叙爵が成立する背景を説明していきたい。

### 第一節 元服同時叙爵と若年叙爵の成立

#### 1. 基経子息の叙爵と元服同時叙爵の成立

仁和二年（八八六）正月二日、関白太政大臣藤原基経の一男時平が十六歳で元服した。儀式の場とされたのは内裏の仁寿殿である。加冠役は光孝天皇が自ら務め、時平には即日正五位下が授与された。<sup>9</sup>このときの位記には叙位の理由として「名父之子、功臣之嫡」<sup>10</sup>と記されており、ここから時平は基経の嫡子であって父の功績により叙爵されたことがわかる。位階は本来個人の功績に対して授与されるべきものであったが、時平は自分自身ではなく父の功績によって、任官以前に正五位下という初叙位階を授与されたのである。

選叙令に定められた蔭位階は、親王の子は従四位下、諸王の子は従五位下、臣下の子息は最高でも従五位下とされていた。<sup>11</sup>また、令に規定のない賜姓皇子については従四位上を初叙位階とする慣例が定着しており、その子どもである二世源氏では従五位下が上限となっていたと加納宏志氏は指摘する。<sup>12</sup>時平の与えられた正五位下という初叙位階は、律令に定める諸王・諸臣の子の蔭位階や二世源氏の慣例的な初叙位階よりも高いものだったのである。また、律令制の蔭位規定では蔭位による叙位は二十一歳以上と定められているが、<sup>13</sup>時平は十六歳という、それ以前には皇親・賜姓源氏にしかみられないような若年で叙爵されていた。

加納氏によれば、八世紀末頃より天皇の近臣や高官の子息を中心に叙位年齢が低下する傾向がみられ、初叙位階も蔭位規定より一、二階高いものが授与されるようになる。しかし、そうした蔭位規定を越える特例的な叙位であつても、与えられる位階は従五位下が上限であつた。『公卿補任』をみても、時平の叙爵以前、任官前に十代で五位に直叙されているのはすべて皇親もしくは賜姓源氏であつて、臣下の子息は一例もみられない。<sup>14</sup> そうした中で、時平は臣下の子息でありながら、十六歳という若年で皇親や賜姓源氏に相当するような高位の初叙位階を授与されたのである。

こうした年齢や初叙位階の高さもさることながら、この時平の叙爵で最も特徴的なのは元服と同時の叙爵であつたという点であろう。菊池康明氏や服藤氏が指摘するように、基経子息の叙爵以前、元服と同時に五位以上の位階を与えられる元服同時叙爵は皇親・賜姓源氏にしかみられない特例であつた。<sup>15</sup> これ以前に臣下の子息が元服と同時に叙位された唯一の例として、服藤氏は桓武天皇の擁立に尽力した藤原百川の長子緒嗣のケースを挙げる。延暦七年（七八八）二月、緒嗣は殿上において桓武天皇自らの加冠により十五歳で元服、即日正六位上に叙され内舍人に任じられた。<sup>16</sup> 加納氏や服藤氏が指摘するように、この十五歳という若年での叙位は当時としては破格の待遇であつた。ただし、緒嗣に与えられた位階は正六位上だから、臣下の子息で元服と同時の五位直叙は時平が初例となる。

服藤氏は時平以前の元服同時叙爵の例として、承和四年（八三七）の正道王（恒世親王男、仁明天皇猶子）と同五年の源融（嵯峨天皇男、仁明天皇猶子）のケースを挙げる。そして、同じ頃に元服した仁明天皇の皇子宗康親王・時康親王・人康親王がいずれも元服後の定例叙位日に叙品されていることから、服藤氏は「九世紀中葉までは、親王・賜姓源氏といえども、元服と同時の叙位叙品は天皇の猶子という特例のみであり、慣例として成立していなかった」と述べている。

ではなぜ、天皇の猶子のみが元服と同時に叙爵され、そうした特例的な叙爵方式が臣下である基経子息の



叙爵に取り入れられたのだろう。服藤氏が指摘するように、宗康親王ら仁明天皇の実子はいずれも元服の翌年以降の正月定例叙位日に叙品されているが、<sup>17</sup>正道王ら仁明天皇の猶子は元服と同時に叙爵された。天皇の猶子を実子である親王と同じように遇することが目的であれば、わざわざ元服と同時に叙爵としなくても、元服後の定例叙位日の叙爵でよいように思われる。また、元服と同時に叙爵された正道王らの初叙位階をみると、源融は賜姓皇子の標準的な初叙位階である従四位上より高い正四位下を授与されているが、<sup>18</sup>正道王の初叙位階は律令に規定された親王子息の蔭位階である従四位下であり、<sup>19</sup>天皇の猶子になったからといって本来より高い初叙位階を与えられたわけではない。

こうしたことから、天皇猶子が元服と同時に叙爵とされたのは、単に有利に出身させることだけが目的ではなかったと考えられる。正道王と源融が元服と同時に叙爵されたのは、おそらく二人が天皇の猶子として優遇されるべき存在であることを内外に示すためだったのだろう。元服儀礼は本来私的な行事だが、九世紀における親王の元服は内裏に群臣を集めて公的に催されており、正道王や源融の元服もそうした親王の元服と同様に内裏において行われたことが服藤氏により指摘されている。<sup>20</sup>そして、そうした公的な儀礼としての元服儀礼に引き続いて、公的な行事である叙位を特定個人のためだけに行うことによつて、正道王・源融が単なる二世王・賜姓源氏ではなく天皇の猶子として優遇される特別な人物であることを公示したと考えられるのである。

そのように考えると、藤原緒嗣の元服が内裏で行われ、即日叙位・任官が行われたことも理解できる。桓武天皇は緒嗣の元服を内裏で公的に催し、続いて叙位・任官まで行うことで、緒嗣が功臣百川の子息として優遇されるべき存在であることを群臣に示したのだろう。時平の内裏での元服および元服と同日の叙爵は、こうした先例を踏まえて行われたと考えられる。

先にも述べたように、時平の叙爵以前、十代での五位以上への直叙は皇親・賜姓源氏に限られていた。そ

うした状況を突破し、正五位下という諸王の子や二世源氏より高い初叙位階を得るためには、基経の子息がそれにふさわしい特別な存在であることを周囲に公示する必要がある。内裏における時平の元服および同日の叙爵は、基経の子息が皇親・賜姓源氏に準ずるような特別な存在であることをアピールするための、天皇の権威を利用したデモンストレーションだったのである。

寛平二年（八九〇）二月、時平の同母弟仲平が十六歳で元服し、その日のうちに正五位下に叙された。仲平の元服も内裏で行われ、加冠役は宇多天皇が務めた。これらはすべて、時平の元服・叙爵の先例を踏襲したものであったという。<sup>21</sup> 寛平七年（八九五）八月にはもう一人の時平同母弟忠平が十六歳で元服し、同日正五位下に叙された。また、この日には忠平の異母兄兼平も二十一歳で従五位上に叙されている。<sup>22</sup> 二十一歳という年齢から、兼平の叙爵は元服と同時にではなかったと考えられる。律令制では、嫡子以外の子息は嫡子と同母であってもすべて庶子とされる。しかし基経子息の叙爵では、嫡子時平とその同母弟仲平・忠平は同じ扱いとされており、異腹の兼平だけが元服同時叙爵ではなく初叙位階も一階低くされていた。こうした嫡庶の別は、日本における嫡子制の特徴として注目されている。<sup>23</sup>

延喜二十一年（九二一）正月、贈太政大臣藤原時平の三男敦忠が十六歳で元服し、同日従五位下に叙された。<sup>24</sup> この敦忠の叙爵について、十世紀半ばに編纂された『新儀式』には「有<sup>レ</sup>功公卿子孫元服之日、或有<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>叙<sup>レ</sup>位。」<sup>25</sup>と記されている。また、承平二年（九三二）十一月には、摂政左大臣藤原忠平の四男師尹が十三歳で元服し、同日従五位下に叙された。<sup>26</sup> この二つの事例から、服藤氏は「父が摂関あるいは太政大臣の場合、子息が元服と同時に叙爵される慣行が、『新儀式』成立段階での臣下の特例として成立していたように思われる。」と述べている。基経子息の元服同時叙爵は、摂関・太政大臣という特別な臣下の子息を他の臣下の子息と区別するという役目を得て、十世紀以降の摂関等子息の叙爵方式へと継承されたのである。ただし、この段階では基経子息の正五位下・従五位上という初叙位階は採用されず、摂関等子息の初叙は諸王の子や

一位嫡子の蔭位階と同じ従五位下とされていた。

## 2. 時平・忠平子息の叙爵と若年叙爵の展開

延喜六年（九〇六）正月七日、左大臣藤原時平の一男保忠が十五歳で従五位下に叙された。<sup>27</sup>保忠の元服はこの前年の十一月に行われているから、<sup>28</sup>保忠は元服直後の正月定例叙位日に叙爵されたことになる。服藤氏は元慶六年（八八二）正月七日に参議源能有（文徳天皇男）の子息当時が十五歳で従五位下に直叙された例を挙げ、当時が若年で五位に直叙されたのは天皇の孫に対する特授であり、保忠の十代での叙爵はこの事例を受けたものとする。臣下の子である保忠が二世源氏の当時と同じように特授により若年で五位に直叙されたのは、基経子息の叙爵をとおして、一部の臣下子息に対する五位直叙がすでに慣例として定着していたためだろう。

延喜十五年（九一五）正月二十日、右大臣藤原忠平の一男実頼が十六歳で元服し、<sup>29</sup>その翌日に行われた内宴の場で宇多上皇の仰せにより従五位下に叙された。<sup>30</sup>また『公卿補任』より、忠平二男師輔と三男師氏も実頼と同じく十六歳で五位に直叙されたことが確認できる。<sup>31</sup>これらの忠平子息はいずれも年爵や氏爵によらず叙爵されており、忠平男も保忠と同じく特授による叙爵であったと考えられる。こうした事例から、服藤氏は「大臣の子息は、元服後の恒例あるいは臨時の叙位の際叙爵される慣例が、この頃成立したとみられる。」と述べている。そしてこうした慣例が賜姓源氏や基経子孫以外にも及んでいた例として、右大臣藤原定方男朝忠のケースを挙げる。

朝忠は延長四年（九二六）正月の定例叙位日に十七歳で従五位下に叙されており、<sup>32</sup>保忠らと同じ十代での叙爵であった。ただし、保忠をはじめとする時平・忠平男はみな任官以前に叙爵されているが、朝忠はこの二年前に左近将監に任じられており、その点が時平・忠平子息の叙爵とは異なっている。また、朝忠の叙爵

は東宮（寛明親王、後の朱雀天皇）御給によるものであって、保忠らのような特授による叙爵ではない。延長八年（九三〇）には朝忠の同母弟朝成が十四歳で任官以前に五位に直叙されているから、<sup>33</sup>保忠らのような任官以前の若年叙爵が基経子孫以外にも広まっていたという服藤氏の指摘はその通りといえる。しかし、朝成の叙爵も、そしてこれ以降の公卿子息に少なからずみられる若年叙爵も、朝忠の叙爵と同じく年爵もしくは氏爵による叙爵であつて、保忠らのような特授による叙爵ではない。

こうした年爵等による若年叙爵に関連して注目したいのが、時平・忠平子息の中で唯一年爵により叙爵された時平二男顕忠のケースである。顕忠は延喜十三年（九一三）正月七日、東宮（保明親王）御給により十六歳で従五位下に叙された。<sup>34</sup>顕忠の父時平はこのときすでに亡くなっており、正一位太政大臣を追贈されていたから、<sup>35</sup>叙爵時点での顕忠は贈太政大臣子息であつて、その点は「有レ功公卿子孫」として元服と同時に叙爵された時平三男敦忠と同等である。しかし、顕忠の叙爵は正月定例叙位日に行われており、敦忠のような元服同時叙爵ではなかった。また、顕忠は敦忠とは異なり、特授ではなく年爵により叙爵されている。

この顕忠の叙爵からは、関白太政大臣の子息でありながら庶妻子ゆえに元服同時叙爵とされなかった基経男兼平のケースが連想される。『公卿補任』によれば顕忠の母は大納言源湛女、『尊卑分脈』は大納言源昇女とする。<sup>36</sup>一方、他の時平男の母をみると、特授により若年で叙爵された保忠の母は本康親王女、<sup>37</sup>「有レ功公卿子孫」として元服と同時に叙爵された敦忠の母は在原棟梁女であり、<sup>38</sup>いずれにしても顕忠とは異腹であつた。したがつて、顕忠の場合も兼平と同じく、庶妻子であるがゆえに贈太政大臣子息でありながら元服と同時の叙爵とされず、特授ではなく年爵により叙爵されたのではないかと考えられるのである。<sup>39</sup>ただし、基経男兼平が正妻子より五年も遅い二十一歳での叙爵だったのに対し、顕忠は敦忠と同じ十六歳で叙爵されている。庶妻子である顕忠がこのような若年で叙爵されることができたのは、特授の代わりに年爵によつて叙爵されたからだと考えられる。顕忠の叙爵以前、年爵は昇進途上で六位から五位に叙されるために用いられ

るものであった。『公卿補任』をみるかぎり、年爵によって五位に直叙されたのは顕忠が初例である。庶妻子であるがゆえに特授による元服同時叙爵の対象とされなかった顕忠は、それまで六位から五位への昇叙にのみ用いられていた年爵を初叙に応用することによって、他の時平・忠平子息と同じ十代での叙爵を可能としたのである。

顕忠の叙爵以前、若年での五位直叙は皇親や賜姓源氏、摂関をはじめとする一部の特別な臣下の子息など、特授の対象となる人物に限られていた。そうした中、庶妻子ゆえに特授による元服同時叙爵の対象とされなかった時平男顕忠は、特授の代わりに年爵を用いることによって、他の時平・忠平子息と同様に十代での叙爵を果たした。そしてこの顕忠の叙爵以降、公卿の子息が年爵や氏爵によって任官以前に十代で五位に叙されるケースが少なからずみられるようになる。顕忠の叙爵を先例として、特授など望むべくもない一般公卿の子息であっても、年爵や氏爵を用いることによって若年での五位直叙が可能となったのである。

## 第二節 若年叙爵の展開と元服前叙爵の成立

### 1. 十世紀後半の叙爵と元服前叙爵の成立

年爵等による若年叙爵は当初、納言クラス以上の子息のみにみられるものであったが、十世紀後半に入るとその適用範囲が公卿層全体に広まった。『公卿補任』をみると、十世紀第四・四半期の叙爵では、元服と同時に叙爵される摂関等子息を除いた十八人のうち十五人が任官以前に十代で従五位下に叙されている。この頃になると、叙爵の時点では四位や非参議である人物の子息が若年で叙爵されるケースさえみられるよう

になった。とはいえ、年爵等による若年叙爵が公卿未満の四位・五位官人の子息にまで広まったわけではない。父の極官が参議未満の場合に子息が年爵等により若年叙爵されたケースは、『公卿補任』をみるかぎり、十世紀には一例もみられない。十世紀後半に四位や非参議の子息が年爵等により任官以前に若年で五位に叙されるケースは『公卿補任』に五例みられるが、いずれの場合も父は数年のうちに公卿に昇進している。<sup>40</sup>年爵等による若年叙爵が広く行われるようになったといっても、その適用範囲は公卿および公卿にのぼることがほぼ確実な人物の子息に限られており、公卿未満の四位・五位官人の子息は従来通り、任官後ある程度の期間官人として勤務した後に叙爵されるのが通例であった。

このように公卿層全体に若年叙爵が広まる一方で、十世紀後半には、撰関等子息の元服同時叙爵にも新たな変化が生じていた。天延二年（九七四）十一月、関白太政大臣藤原兼通の庶妻子用光が元服し、同日従五位上に叙された。<sup>41</sup>次いで天元三年（九八〇）二月、関白太政大臣藤原頼忠の正妻子公任が元服と同時に正五位下に叙される。<sup>42</sup>そして寛和二年（九八六）十月には、撰政藤原兼家養子道信（兼家異母弟為光の子）が元服し、即日従五位上に叙された。<sup>43</sup>それまでの撰関等子息に対する叙爵の特例は元服と同時に叙爵されることであって、基経子息のケースを除き、与えられる初叙位階は一般の公卿子息と同じ従五位下であった。それが十世紀後半のこの時期になって、正五位下もしくは従五位上という一般公卿子息より高い初叙位階を授与されるようになったのである。この後、撰関子息の初叙位階は、基本的に正妻子が正五位下、庶妻子と養子は従五位上、という形で定着し、十一世紀以降にも継承されていく。

この時期に撰関等子息の初叙位階が引き上げられたのは、年爵等による若年叙爵が広まって、公卿層子息（公卿および公卿への昇進がほぼ確実な人物の子息）の多くが十代で五位に直叙されるようになったためではないかと考えられる。年爵等による若年叙爵が公卿層子息の間に広がるまでは、元服と同時に叙爵される撰関子息は任官後に叙爵される他の公卿層子息より有利に出身することができた。しかし、十世紀後半にな

って年爵等による若年叙爵が公卿層子息全体に広まったことにより、撰関等子息の初叙位階が公卿層子息と同じ従五位下では撰関等子息の優位を保つことが困難となった。そのため、撰関等子息の初叙位階を正五位下・従五位上に引き上げることにより、他の公卿層子息との差別化を図ったのだと考えられる。

その一方で、十世紀後半には、元服以前の子どもが五位に叙される元服前叙爵も出現する。正暦元年（九九〇）正月七日、非参議藤原懷平男経通が中宮（頼忠女遵子）御給により九歳で従五位下に叙された。<sup>44</sup>叙爵年齢の低下は十世紀半ばよりみられる傾向ではあるが、十歳未満での叙爵は『公卿補任』をみるかぎりこれが初例となる。経通の正確な元服日は不明だが、この叙爵年齢から元服以前の叙爵であったことが推測され、また次の史料からもその点を裏付けることができる。

今日宰相（資平）子於<sub>ニ</sub>彼宅<sub>一</sub>加<sub>ニ</sub>首服<sub>一</sub>、昨日宰相云、左中弁経通・資平元服時、行成卿為<sub>ニ</sub>藏人頭<sub>一</sub>、密々下<sub>ニ</sub>送御冠<sub>一</sub>、<sup>45</sup>

寛仁三年（一〇一九）二月、経通の同母弟である参議藤原資平の子資基（資房）が十三歳で元服した。その際資平は、自分と兄経通が元服した時には当時藏人頭であった母方イトコ藤原行成が御冠を送ってくれた、と養父実資に語っている。このエピソードより、経通が元服したのは行成が藏人頭に在任していた長徳元年（九九五）から長保三年（一〇〇一）の間であったことがわかる。一方、経通が叙爵されたのは正暦元年（九九〇）なので、ここから経通は元服より五年以上も前に叙爵されていたことが判明するのである。

この経通のケースは、元服以前に叙爵されたことが史料上はつきりと確認できる、最初の事例であった。叙爵年齢が低下して十代前半での叙爵が増加するのは十世紀第三・四半期から第四・四半期にかけてであり、そのことと合わせて考えると、元服前叙爵の成立は早くとも十世紀第三・四半期の後半と推定される。

## 2・十一世紀前半の叙爵と元服同時叙爵の展開

十一世紀に入ると、摂関以外の公卿の子息でも元服と同時に従五位下に叙されるケースがみられるようになる。それまで摂関等子息にしか認められていなかった元服同時叙爵がそれ以外の公卿の子息にもみられるようになったのは、十世紀末に摂関等子息の初叙位階が引き上げられたことによって、叙爵のタイミングではなく初叙位階によって摂関等子息とそれ以外の公卿層子息の区別がなされるようになり、元服同時叙爵を摂関等子息のみの特例としておく必要がなくなったからだろう。服藤氏は十一世紀初頭に元服同時叙爵が公卿層子息にまで広まったと指摘するが、『公卿補任』をみると、十一世紀前半に任官以前に若年叙爵された四十五人のうち少なくとも十九人は元服と同日に叙爵されており、確かに元服同時叙爵が公卿層子息の間で広く行われていた印象を受ける。

しかし、元服と同時に叙爵された十九人を詳しくみると、元服同時叙爵は公卿層全体に広まっていたわけではないことに気づく。『公卿補任』掲載の人物のうち、十一世紀前半に元服と同時に叙爵された十九人の内訳は、道長・頼通の実子・養子すなわち摂関等子息が十二人、<sup>46</sup>頼通の実子・養子を除く道長孫が四人で、<sup>47</sup>道長の近親だけで十六例を占める。『公卿補任』掲載の人物で十一世紀前半に元服同時叙爵とされた十九例のうち、摂関等子息と道長孫以外の事例はわずか三例しかない。そしてそのうちの一例は小一条院の子息源基平のケースであって、これは一世源氏に対する特授であるから、<sup>48</sup>一般の公卿層子息と同列に扱うことはできない。結局、『公卿補任』に掲載された十一世紀前半の元服同時叙爵から摂関等子息と道長孫、一世源氏を除いた一般公卿子息では、元服と同時に叙爵されたのは中納言藤原公任の子定頼と内大臣藤原公季の養子公成（公季男実季の子）<sup>49</sup>だけになる。

元服と同時に叙爵された定頼と公成の共通点としては、二人とも姉妹が道長男の妻となっている点が挙げられる。定頼の姉妹である公任女は道長の倫子腹の二男教通と結婚しており、<sup>50</sup>公成の姉妹実成女は道長の明



子腹の三男能信の妻となっていた。<sup>51</sup>もっとも、公任女と教通の婚儀は定頼の叙爵よりも後のことなので、<sup>52</sup>姻族であることが元服同時叙爵の直接の理由ではなかったようだ。しかし少なくとも、定頼・公成の父が娘を道長男と結婚させるほど道長と近い関係にあつたことはうかがえる。

公卿には達しなかったために先の十九例には含まれないが、藤原行成男良経も元服と同日に叙爵されていた。<sup>53</sup>後述するように行成の子息は道長の後ろ盾を得ており、なおかつ良経は為尊親王の養子となっていた。<sup>54</sup>良経が元服と同日に皇太后（道長女彰子）の年爵により叙爵されたのはそのためと考えられる。定頼・公成の場合と同じく父が道長と近い関係にあり、さらに皇親の養子となっていたことで、良経は元服同時叙爵の特例に与ることができたのである。

このように、十一世紀になると元服同時叙爵は撰関等子息のみの特例ではなくなつたが、撰関等子息以外でその対象とされたのは、道長の孫や一世源氏、そして道長と特に親しい関係にある公卿の子息など、撰関に近いごく一部の人々に限られていた。元服同時叙爵は依然として、撰関等子息とその周辺のみに認められる特例だったのである。

それ以外の公卿層子息の叙爵で多くみられるのは、元服同時叙爵よりもむしろ元服以前の叙爵であった。『公卿補任』にみられる十一世紀前半の若年叙爵四十五例から撰関等子息・道長孫・一世源氏を除いた一般公卿子息二十六例のうち、元服以前の叙爵と確認できるケースは八例ある。それに対し、元服同時叙爵は二例、元服後の叙爵は四例、元服日が不明などの理由によりどちらとも判断できないケースが十四例となっている。元服日が判明する割合の高い十一世紀第一・四半期に限定すれば、元服前叙爵の占める割合はさらに増加する。『公卿補任』に掲載された撰関等子息以外の若年叙爵十三例のうち、元服同時叙爵は先に挙げた定頼・公成の二例のみ、元服後の叙爵は後述する藤原行成男行経の一例のみだが、元服以前の叙爵は六例と全体の半数近くを占めていた。残りの四例は元服日不明のケースだが、いずれも定例もしくは臨時の叙位日

での叙爵だから、元服同時叙爵ではなく元服前もしくは元服後の叙爵だろう。<sup>55</sup>十一世紀第一・四半期の一般公卿層で主流となっていた叙爵方式は、このように、元服同時叙爵ではなく元服以前の叙爵だったのである。

### 第三節 元服前叙爵成立の背景

#### 1. 元服前叙爵の位置づけ

十世紀末から十一世紀前半にかけての元服前叙爵には、大きく分けて二つのパターンがみられる。一つは元服直前の正月定例叙位日に特授により叙爵されるというもので、これは撰関の養子のみにみられる。そしてもう一つが、公卿層子息に広くみられる、元服の数ヶ月から数年前に年爵・氏爵により叙爵されるというパターンである。

長徳元年（九九五）正月七日、故撰政太政大臣藤原兼家の養子兼隆（兼家男道兼の子）が十一歳で従五位上に叙された。<sup>56</sup>先述のように、寛和二年（九八六）に兼家の養子道信が元服と同時に従五位上に叙されて以来、撰関養子は庶妻子に準じて従五位上の初叙位階を授与される慣例が定着していたから、<sup>57</sup>従五位上という初叙位階を与えられた兼隆は撰関養子として叙爵されたと考えられる。<sup>58</sup>ただし、兼隆が元服したのは叙爵の翌月であり、<sup>59</sup>元服と同日ではなく元服以前の叙爵であった。

兼隆が元服と同時に叙爵されなかったのは、養父兼家が兼隆叙爵の時点ですでに亡くなっていたためではないかと考えられる。兼隆と同じく、養父の死去後に元服した撰関養子に、撰政太政大臣藤原伊尹養子行成（伊尹男義孝の子）がいる。行成は天元五年（九八二）二月二十五日に元服したが、<sup>60</sup>養父伊尹は行成が生ま

れた年にすでに亡くなっていた。<sup>61</sup> 行成の叙爵日は、『尊卑分脈』伊尹公孫によれば元服の年の正月七日、『公卿補任』では永観二年（九八四）正月七日とされており、<sup>62</sup> いずれにしても元服と同日の叙爵ではない。『尊卑分脈』の叙爵年月日にしたがえば、行成は元服直前の正月定例叙位日に叙爵されたことになる。また、行成は摂関の養子でありながら、特授ではなく春宮（師貞親王、後の花山天皇）御給による叙爵であった。

元服の時点で養父が死去していたケースでは、このように、摂関の養子であっても特授による元服同時叙爵の特例に与ることができないこともあった。これは養父による直接の後見を受けられないことが影響したと考えられる。

また、頼通の養子源師房（具平親王男、頼通正妻隆姫弟）も、元服同時叙爵ではなく元服以前の叙爵であった。幼くして父を亡くし、姉隆姫とその夫頼通のもとで養育された師房は、寛仁四年（一〇二〇）正月に従四位下に叙され、同じ年の十二月に元服して源氏姓を賜った。<sup>63</sup> 師房の従四位下という初叙位階は摂関等子息と比べても高いものであったが、これは二世王として律令に定められた蔭位階であり、<sup>64</sup> 関白の養子だからこのような特別高い初叙位階を与えられたわけではない。師房の場合、摂関養子として従五位上に叙されるよりも親王子息として従四位下に叙された方が有利に出身できるから、叙爵の時点では頼通の正式な養子となっていなかった可能性も考えられる。養父頼通が健在であるのに師房が元服以前に叙爵されたのはそのためだろうか。ただし、摂関等子息以外にも元服同時叙爵がみられるようになる十一世紀第一・四半期において、現任関白の庇護下にあった師房がなぜ元服と同時の叙爵ではなく元服以前の叙爵とされたのか、その理由は不明である。

一方、師房以外の十一世紀前半の摂関養子は、すべて元服と同時の叙爵であった。おそらく、摂関の養子であってもなんらかの事情により元服同時叙爵とされない場合には、次善の策として元服直前の正月定例叙位日に叙爵されたのだと考えられる。後述するように、元服後の叙爵は摂関等子息以外の公卿層子息で望ま

しいとされた叙爵方式であった。撰関の養子で元服同時叙爵とされない場合に元服後叙爵ではなく元服前叙爵が選択されたのは、そうした一般公卿層子息の叙爵方式を避けると同時に、元服以前に叙爵されることによつて元服の時点で五位を有するという元服同時叙爵と同じ状態を確保しようとしたのだろう。撰関等子息では、養子も含めて元服同時叙爵が標準的な叙爵方式となっており、元服以前の叙爵はあくまでも例外であった。

元服前叙爵のもう一つのパターンは、元服の数ヶ月から数年前に年爵・氏爵によつて従五位下に叙されるというものであり、こちらは撰関等子息以外の一般公卿層子息に多くみられる。前章でみたように、十一世紀第一・四半期の一般公卿層子息では、元服前叙爵が若年叙爵全体の半数ほどを占めていた。撰関等子息では元服前叙爵はあくまで例外であつたが、それ以外の一般公卿子息ではむしろ多数派となつていたのである。

十一世紀第一・四半期の年爵等による元服前叙爵の事例をみていくと、正妻子や年長の子息が多いように思われる。たとえば長和四年（一〇一五）十二月、権中納言源経房の「当腹太郎」すなわち正妻所生の長男である実基が元服したが、実基は「元五位」すでに叙爵されていた。<sup>65</sup>一方、本章の冒頭で紹介した長和元年のケースでは、同日に元服した四人の公卿のうち、経房の子だけが元服までに叙爵されていない。嫡妻長子の実基より三年早く元服したこの経房男は、実基の異母兄すなわち経房の庶妻子と考えられる。経房子息の場合、正妻子は元服以前に叙爵されたが、正妻子よりも年長の庶妻子は元服後の叙爵だったのである。<sup>66</sup>一方、藤原資平子息の場合、一男資房は元服以前に叙爵されたが、その同母弟資仲は元服後の叙爵であつた。<sup>66</sup>同母の兄弟の場合には、年長の子息の方が元服前叙爵とされているのである。こうした事例からは、正妻子や年長の子息などより早い昇進を望まれる子息の方が元服前叙爵とされる傾向がうかがえる。

その一方で、基本的に元服同時叙爵の対象とされない一般公卿層では、元服前叙爵よりも元服後の叙爵の方が望ましいと考えられていたのではないかと思われる事例も存在する。道長の娘彰子が一条天皇の中宮と

して立后した際、その実現に尽力した藤原行成に対し、道長は行成本人のみならずその子息をも将来優遇すると約束した。<sup>67</sup> そうして道長の後ろ盾を得て出身したはずの行成子息は、一人として元服以前には叙爵されていないのである。行成の一男実経は寛弘六年（一〇〇九）十二月に元服し、<sup>68</sup> その翌年の正月定例叙位日に中宮（道長女彰子）御給により従五位下に叙された。この叙爵は道長の計らいによるものであったという。<sup>69</sup> 寛弘八年（一〇一一）八月には二男良経が元服したが、先にも触れたように、為尊親王の養子となっていた良経は皇太后（頼忠女遵子）御給により即日従五位下に叙された。三男行経は治安二年（一〇二二）十二月に元服、<sup>70</sup> 長兄実経と同じく翌年の正月定例叙位日に叙爵されている。<sup>71</sup> 元服前叙爵が公卿層子息の間で一般的となっていた十一世紀前半に、行成の三人の子息はこのように、いずれも元服直後の正月定例叙位日もしくは元服と同日に叙爵されていた。こうした行成子息の叙爵からは、元服直後の正月定例叙位日での叙爵こそ、道長が行成の子息を優遇したことの結果だったのではないかと考えられる。すなわち、元服同時叙爵の特例以外では、元服前叙爵よりも元服後の叙爵の方がより望ましい叙爵のあり方と認識されていたのではないかと考えられるのである。

高橋秀樹氏が取り上げた『玉葉』の記事で元服前の平宗盛男が従五位下から従五位上へ加階されたことが批判されているように、十二世紀後半になっても元服以前の加階は非難されるべきものであった。<sup>72</sup> 元服前の子どもが五位に叙されることは珍しくなくとも、そうして叙爵された子どもが元服以前にさらに位階を進めることは原則として認められなかったのである。すなわち、どんなに早く従五位下に叙されたとしても元服するまで従五位上に進むことはできず、元服前叙爵は叙爵後の昇進の早さにつながるものではなかった。

一方、行成子息のような元服直後の正月定例叙位日での叙爵では、元服後まもなく五位に叙されることになり、元服の時点で五位の位階を有する元服前叙爵との差はさほど大きなものとはならない。叙爵は本来成人儀礼である元服の後の行われるべきという意識は、元服前叙爵が広まった当時においても依然として人々

の間に存在していたのだろう。そのため、元服前叙爵と元服直後の定例叙位日での叙爵との間にそれほど大きな違いが生じなければ、叙爵の本来のあり方である後の方がより好ましいものと受け止められたのではないだろうか。

しかしそのように考えると、より有利に出身させたいはずの正妻子や年長の子息を元服前叙爵とし、庶妻子や年少の子息を元服後叙爵とした、先述の経房・資平男のケースを理解することが困難となる。また、元服後の叙爵が望ましいとされたのであれば、元服前叙爵よりも元服後叙爵の方が多くなるように思われるが、実際に多くみられるのは元服前叙爵の方であった。このような一見矛盾する現象が生じた最大の原因は、撰関等子息以外の公卿層子息が原則として年爵もしくは氏爵により叙爵されていたことにあつたと考えられる。

## 2・年爵・氏爵と元服前叙爵の成立

第一節でみたように、十世紀初頭に成立した年爵等による若年叙爵は、十世紀後半には公卿層全体に広まり、十世紀末には公卿層子息の大半が年爵・氏爵により任官以前に若年で叙爵されるようになっていた。任官後の叙爵は四位・五位官人子息の叙爵方式であり、若年叙爵に比べて叙爵が大幅に遅くなる。公卿層に若年叙爵が定着した十世紀末以降、公卿層子息にとって、任官後の叙爵はもはや現実的な選択肢ではなくなっていた。そのため、公卿層子息が官人として出身するためには、年爵もしくは氏爵を確保して五位に叙される必要がある。しかし、この年爵等の確保こそが、撰関以外の一般公卿にとっては非常に大きな問題となっていた。

年爵とは、給主が毎年一定数の被給者の叙位を申請し叙爵される、という制度である。また氏爵とは、特定氏族の者を氏長者の推挙により毎年一人ずつ叙爵させる、という制度である。尾上陽介氏によれば、年爵

の被給者は給主と何らかの関係を持っている場合が圧倒的に多く、その関係には血縁や姻戚関係などの私的なものと、院司・官司などの組織に基づくものがあった。<sup>73</sup>年爵の給主は院宮（院・女院・三后・東宮・准后）に限られていたが、十世紀から十一世紀にかけての院宮はほとんどが摂関の近親者であったから、私的な関係に基づいて年爵の権利を得た人物の多くは摂関周辺の人々であった。また、院司・官司は給主の身近な人物が任じられることが多いから、こちらの関係に拠っても摂関に近い人物が被給者となる確率が高い。したがって、どちらの関係に基づいて被給者を選定するにせよ、摂関に近い人物ほど容易に年爵を確保することができる。反対に、公卿であつても摂関とさほど親しくない人物にとって、子息の叙爵に向けて年爵・氏爵を確保することは容易なことではない。

また、本来は叙爵のみに用いられていた年爵が、十世紀半ばより加階にも利用されるようになり、<sup>74</sup>そのことも年爵の確保をより一層困難にした。年爵が叙爵のみに用いられるのであれば、一人の人間が年爵を必要とするのは一生に一度きりである。しかし、叙爵だけでなく加階にも用いるとなれば、一人の人間が二度三度と年爵を利用することになる。『公卿補任』をみると、年爵による加階はまず摂関の子息を中心にみられるようになり、それから他の公卿にも広まったことが確認できる。それまでは特授により叙爵されるため年爵を必要としなかった摂関等子息も、加階のために年爵を用いるようになったのである。年爵の被給者は摂関周辺に偏る傾向があつたから、年爵が加階にも用いられるようになって年爵の需要が増大した結果、摂関と疎遠な一般公卿層では、年爵の確保が一層厳しくなつたと考えられる。氏爵にしても、公卿の大半は摂関と同じ藤原北家の出身であり、氏爵の対象者を推挙する氏長者は摂関とほぼ一致していたから、摂関から遠い人物にとっては、氏爵の権利を得るのもまた容易ではなかつた。

元服同時叙爵の特例を適用されない一般公卿層の子息にとって、最も理想的な叙爵は元服直後の定例叙位日での叙爵であつた。そのためには、元服に合わせて年爵・氏爵を確保する必要がある。しかし、年爵等の

被給者は撰関周辺に偏っており、一般の公卿が年爵等を確保するのはただでさえ容易なことではなかった。行成子息は道長の後ろ盾により年爵を確保することができたからこそ元服直後の正月定例叙位日に叙爵されたのであって、撰関と親しいわけではない一般の公卿が子息の元服に合わせて年爵等の権利を得るのは至難の業だったのである。しかし、十一世紀の公卿層では叙爵後の任官が通例となっていたから、元服までに叙爵されず、元服直後に叙爵されるよう年爵を確保することもできなかった場合、元服した後も年爵を確保し叙爵されるまで無官のまま過ぎさねばならない。<sup>75</sup>容易には年爵等を獲得できない一般公卿層にとって、たとえ元服後の叙爵が理想的な叙爵方式であったとしても、それは年爵等を確保できなければ任官さえできないというリスクを抱えたものであった。それゆえ、公卿らは子息を確実に若年で出身させるため、元服以前であつても年爵等を確保できた時点で子息を叙爵させる、という新たな出身パターンを生み出したのだと考えられる。

元服前叙爵の特徴として、高橋秀樹氏は、撰関の子弟にはみられないこと、院政期には公卿クラスだけでなくその時点で四位の人物の子息が元服以前に叙爵されるようになること、元服以前に叙爵された人物には公卿に至っていないケースも少なくないことなどを挙げている。元服前叙爵が年爵等を思うように確保できない公卿層が子息を確実に出身させるための手段であつたと考えれば、こうした特徴の理由は自ずと理解できる。元服以前に叙爵されるのは、年爵の確保にあわせて元服前であつても叙爵を優先させるからである。したがって、特授により叙爵される撰関等子息や給主との関係により優先的に年爵を確保できる撰関周辺の人々は、元服以前に叙爵される必要がない。また、元服前叙爵はそもそも年爵等による若年叙爵から派生したもので、その対象者は年爵等による若年叙爵と同じく公卿層子息、すなわち公卿および公卿への昇進がほぼ確実な人物の子息となる。この場合、叙爵時点での父の官職だけが判断基準とされるわけではないので、その時点では四位であつてもいずれ公卿にのぼることが確実視される人物の子息であれば、元服以前に



年爵等により叙爵されることは十分考えられる。さらに、元服前叙爵は若年での出身を保証するものではないが、その後の昇進までは保証しないから、元服以前に叙爵された人物の極官が公卿未満となることも当然あり得る。

十一世紀前半に元服前叙爵された人々をみると、小野宮流・中関白家・醍醐源氏など、かつては政治の中心にいたがその後の勢力争いなどによって権力の中枢から外れてしまった一族の出身者が多いことに気づく。たとえば『公卿補任』掲載の十一世紀第一・四半期に元服前叙爵された六人についてみると、小野宮流・中関白家・醍醐源氏がそれぞれ二人ずつとなっている。<sup>76</sup>このように元服前叙爵が権力の周縁部にいる人々の子息に多くみられるのは、そうした人々にとって元服直後の正月定例叙位日に叙爵されるよう年爵を確保することが非常に困難となっており、そのため元服と叙爵の先後にこだわることなく元服以前の叙爵を受け入れたからであろう。経房男の叙爵では正妻子が元服前叙爵、庶妻子が元服後叙爵とされ、資平男の場合は一男が元服前叙爵、二男が元服後叙爵とされた。これは子息全員を一律平等に出身させるだけの年爵を確保できなかったためと考えられる。より有利に出身させたい子息は元服以前に優先的に叙爵させ、庶妻子や年少の子息の叙爵は後回しにされた結果、正妻子や年長の子息は元服前叙爵、庶妻子や年少の子息は元服後の叙爵となったのだろう。このように、元服前叙爵は年爵を思うように確保できない公卿らが子息を確実に出身させるためのいわば窮余の策であり、だからこそ理想的な叙爵方式ではないにもかかわらず、成立後半世紀も経たないうちに公卿層に広く受け入れられたのだと考えられる。

九世紀末、時平ら基経の子息は元服と同時に特授により正五位下・従五位上の初叙位階を授与された。この基経子息の叙爵のうち、特授による元服同時叙爵という部分がまず撰関等子息の叙爵方式に継承され、これ以降の撰関等子息は原則として特授により元服と同時に従五位下に叙されるようになる。それが十世紀後半になると、撰関等子息以外の公卿層も若年で従五位下に叙されるようになったため、撰関等子息とその他の公卿層子息との差別化を図り、撰関等子息の初叙位階が従五位下から正五位下・従五位上に引き上げられた。そうして十一世紀初頭には、元服と同時に特授により正五位下もしくは従五位上に叙される、という撰関等子息の基本的な叙爵方式が完成する。

一方、撰関等子息以外の公卿層子息では、十世紀初頭より若年で五位に直叙される事例がみられるようになる。十世紀の第一・四半期、時平・忠平の子息らは元服後の定例もしくは臨時の叙位の際、特授により十代で従五位下に直叙された。そうした中、贈太政大臣子息でありながら庶妻子ゆえに特授による元服同時叙爵の対象とされなかった時平男顕忠は、それまで六位から五位への昇叙のみに用いられていた年爵を初叙に応用することで、他の時平・忠平子息と同じ十代での叙爵を果たした。これ以降、顕忠の叙爵を先例として、特授の対象とはならないような一般の公卿層子息も年爵や氏爵により若年で五位に直叙されるようになる。十世紀後半には年爵等による若年叙爵の適用範囲がさらに拡大し、十世紀末には公卿および公卿への昇進がほぼ確実な人物の子息はほとんどが年爵等により若年で叙爵されるようになった。その一方で、こうした若年叙爵は公卿未満の四位・五位官人子息にまでは広がらず、それらの人々はこれまで通り任官後ある程度の期間を経てから叙爵されていた。

このように十世紀末頃には、元服と同時に特授により正五位下もしくは従五位上に叙される撰関等子息、十代で年爵等により任官以前に叙爵される公卿層子息、任官後ある程度の期間官人として勤務してから叙爵される四位・五位官人子息、という父の官職や家筋に応じた出身パターンが成立していた。本来は上級貴族の子弟を指す「公達」や四位・五位官人の一般的呼称であった「諸大夫」の語が明らかに家格と関わった形で用いられるようになるのは十世紀末から十一世紀頃とされる。<sup>77</sup>その前段階に当たる十世紀後半にこのような父の官職によって異なる出身パターンが成立したことも、諸大夫と公卿が異なる家筋として分立していく要因の一つだったのだろう。

十一世紀に入ると、撰関等子息以外でも年爵等によって元服と同時に叙爵される例がみられるようになる。ただし、こうした撰関等子息以外の元服同時叙爵は撰関周辺のごく一部の人々に限られており、それ以外の公卿層では元服直後の正月定例叙位日での叙爵が理想とされていた。しかし、撰関と近い関係にない場合には年爵等の確保自体がそもそも容易ではなく、子息の元服に合わせて年爵を確保することは非常に困難であった。そのため、そうした人々は元服前であっても年爵を確保できた時点で子息を叙爵させることによって、子息を確実に若年で出身させるようになったのである。

十一世紀前半にはこのように、公卿層の内部でも撰関との親疎によって叙爵に差違が生じていた。こうした父の立場による叙爵の相違は、のちの家格へとつながっていくのではないかと考えられる。高橋秀樹氏によれば、鎌倉期にはいわゆる羽林家以上の貴族の場合、元服前叙爵が家の例とされていた。また、近世の故実書には、清華家以下名家以上の家格の家では元服以前に叙爵される旨が記されているという。成立当初の元服前叙爵は子息を確実に出身させるためという現実的な理由により行われていたが、そのようにして成立した元服前叙爵がのちに家例とされていることから、元服前叙爵成立の要因となった撰関との親疎による差違がその後の家格形成につながっていくと考えられるのである。

ただし、こうした問題を解明するためには、家格の成立する院政期から鎌倉期にかけての元服と叙爵の実態など、さらに多くの点を明らかにしていかなければならない。本章では摂関期までの叙爵を分析対象とするため、ここでは元服前叙爵の成立過程を論じるにとどめ、家格成立と叙爵の関わりについては今後の課題としたい。

1 『御堂関白記』長和元年十二月二十五日条。

2 この斉信養子について『大日本古記録 御堂関白記』傍注は小一条流の藤原為任男斉長とするが、『御堂関白記全注釈 長和元年』（高科書店、一九八八年）では小野宮流の藤原懐平男経任としている。『全注釈』が指摘するように、この斉信養子が経任ならばこのとき十三歳で元服に適した年齢であり、また同じ小野宮流の公任（実父懐平のイトコ）が加冠役を務めていることから、この斉信養子は経任とみるのが自然であると思われる。ここでは『全注釈』にしたがい、長和元年に元服した斉信養子は経任とする。

3 『公卿補任』長元八年条。

4 『公卿補任』長元二年条。

5 高橋秀樹「京の子ども、鎌倉の子ども」（『鎌倉』七四、一九九四年）。以下、高橋氏の見解はすべてこの論文に拠る。

6 選叙令34授位条、同38五位以上子条。

7 加納宏志「九世紀における蔭位制度の実態的考察」（『金城紀要』六、一九八二年）。以下、加納氏の見解はすべてこの論文に拠る。

- 8 服藤早苗「元服と家の成立過程―平安貴族の元服と叙位―」（『家成立史の研究』校倉書房、一九九一年、初出一九八九年）。以下、特に記さないかぎり服藤氏の見解はすべてこの論文に拠る。
- 9 『公卿補任』寛平二年条。
- 10 『本朝文粹』二 橘贈納言賜無位藤原朝臣時平正五位下状。
- 11 選叙令35 蔭皇親条、同38 五位以上子条。
- 12 加納氏前掲注7 論文。
- 13 選叙令34 授位条。
- 14 臣下の子息が無位から五位に直叙された例としては、宝龜十年（七七九）正月に無位から従五位下に叙された藤原楓麿の長子園人のケースがある（『続日本紀』宝龜十年正月癸丑条）。ただし、園人はこのとき二十四歳で、時平のような十代での五位直叙ではない。
- 15 菊池康明「『吉黄記』について」（高橋隆三先生喜寿記念論集『古記録の研究』続群書類従完成会、一九七〇年）。
- 16 『公卿補任』延暦十九年条。
- 17 宗康親王は承和十年（八四三）八月十九日に元服、翌年正月七日に四品に叙された。時康親王と人康親王はともに承和十二年（八四五）二月十六日に元服、時康親王は翌年正月七日に、人康親王は嘉祥元年（八四八）の正月定例叙位日にそれぞれ四品に叙されている（『続日本後紀』）。
- 18 『続日本後紀』承和五年十一月辛巳条。
- 19 『続日本後紀』承和四年八月丁巳条。
- 20 服藤早苗「転換期における王権と元服」（服藤前掲注8 著書所収、初出一九八八年、原題「転換期における王権と国家―元服と身分秩序の転換」）。

- 21 『宇多天皇御記』寛平二年二月十三日条。
- 22 『日本紀略』寛平七年八月二十一日条。
- 23 服藤前掲注8論文。
- 24 『日本紀略』延喜二十一年正月二十五日条。
- 25 『新儀式』五 臨時下 殿上小舎人加元服事。
- 26 『公卿補任』天慶八年条。
- 27 『公卿補任』延喜十四年条。
- 28 『日本紀略』延喜五年十一月二十八日条。
- 29 『日本紀略』延喜十五年正月二十日条。
- 30 『公卿補任』承平元年条、『北山抄』三 拾遺雜抄上 内宴事。
- 31 忠平二男師輔は延長元年(九二三)九月五日、中宮穩子が忠平五条第から主殿寮へ遷御するのに伴う叙位の際、十六歳で従五位下に直叙された(『公卿補任』承平五年条)。三男師氏は延長六年(九二八)正月定例叙位日に、同じく十六歳で従五位下に直叙されている(『公卿補任』天慶七年条)。
- 32 『公卿補任』天曆六年条。
- 33 『公卿補任』天徳二年条。
- 34 『公卿補任』承平七年条。
- 35 『公卿補任』延喜九年条。
- 36 『公卿補任』承平七年条、『尊卑分脈』撰家相統孫。
- 37 『尊卑分脈』撰家相統孫。
- 38 『尊卑分脈』撰家相統孫は敦忠を保忠と同母もしくは在原棟梁女の所生とする。しかし、敦忠は天慶六年

三月七日に権中納言で亡くなったが、『本朝文粹』一四には敦忠に対するものと考えられるこの年四月二十  
 六日付の諷誦文（「在原氏為亡息員外納言四十九日修諷誦文」）が収録されており、ここから敦忠の母は在  
 原氏と確認できることから、敦忠は保忠と同母ではなく在原棟梁女の所生と考えられる。

39 ところで、時平の正妻は一男保忠の母本康親王女と考えられるから、棟梁女所生の敦忠は時平の庶妻子で  
 あるように思われる。ただし、敦忠は四歳で亡くした父と同じ「本院」という家号で呼ばれており（『尊卑  
 分脈』撰家相統孫）、父の本宅を継承している。『今昔物語集』二二一八「時平大臣取国経大納言妻語」によ  
 れば、敦忠の母棟梁女は元々時平のオジ国経の妻であったが、宴会の引き出物として時平に奪われたという。  
 おそらく、時平は保忠の母である本康親王女とは早くに死別もしくは離別し、その後棟梁女を妻として本  
 宅に迎え、そこで敦忠は誕生・成長したのだろう。そして、幼くして父を亡くした敦忠はそのまま父の本宅  
 を継承し、夫と同居する妻すなわち正妻格の女性の所生子として元服同時叙爵という特例を受けたのだと考  
 えられる。

40 『公卿補任』に掲載された十世紀後半の若年叙爵のうち、叙爵の時点で父が四位や非参議であった五例の  
 内訳は以下の通り（叙爵年月および任参議年はすべて『公卿補任』による）。

- ・藤原顕光：応和元年（九六一）正月、中宮（師輔女安子）御給により叙爵。このとき父兼通は従四位下で  
 まだ公卿に至っていない。兼通の任参議は八年後の安和二年（九六九）。
- ・藤原朝光：応和三年（九六三）正月、中宮（師輔女安子）御給により叙爵。このとき父兼通は従四位下で  
 まだ公卿に至っていない。兼通の任参議は六年後の安和二年（九六九）。
- ・藤原道隆：康保四年（九六七）十月、中宮（朱雀天皇女昌子内親王）御給により叙爵。このとき父兼家は  
 従四位下でまだ公卿に至っていない。兼家の任参議は翌年の安和元年（九六八）。
- ・藤原伊周：寛和元年（九八五）十一月、春宮（懷仁親王、後の一条天皇）御給により叙爵。このとき父道

隆は従三位非参議。道隆が参議を経ることなく権中納言に任じられるのは翌年の寛和二年（九八六）。

・藤原経通：正暦元年（九九〇）正月、中宮（頼忠女遵子）御給により叙爵。このとき父懐平は従三位非参議。懐平が参議に任じられるのは八年後の長徳四年（九九八）。

41 『親信卿記』天延二年十一月十一日条。

42 『日本紀略』天元三年二月二十五日条。

43 『日本紀略』寛和二年十月二十一日条。

44 『公卿補任』寛仁三年条。

45 『小右記』寛仁三年二月十六日条。

46 この十二例の内訳は以下のとおり。

・道長実子：頼通・頼宗・教通・能信・長家

・道長養子：兼経（道長異母兄道綱の子）・兼頼（頼宗男）・信基（教通男）

・頼通実子：通房

・頼通養子：信家（教通男）・俊家（頼宗男）・源俊房（養子師房の子）

なお、ここでは十一世紀前半の叙爵を対象とするため、天喜元年（一〇五三）に元服と同時に叙爵された頼通実子師実は含まない。また、頼通の養子源師房は後述するように元服と同時にではなく元服以前の叙爵であった。十一世紀前半の養子のうち、元服の時点で養父が撰関となっていたケースでは、このように大部分が元服同時叙爵であり、師房のケースは唯一の例外であった。

47 この四例に含まれるのは、教通男信長、能信養子（頼宗男）能長、長家男忠家・祐家の四人である。信長は長元五年（一〇三二）、同母兄の信基ともに元服し、同日上東門院（道長女彰子）御給により従五位下に叙された（『小右記』同年十一月二十六日条）。能長は長元五年（一〇三二）三月、同じく上東門院御給に



より元服と同時に従五位下に叙されている（『公卿補任』長久四年条）。忠家は寛徳元年（一〇四四）に上東門院御給により、祐家は永承元年（一〇四六）に祐子内親王（後朱雀天皇女）御給により、それぞれ元服と同日に従五位下に叙された（『公卿補任』永承五年条、同七年条）。

公卿に任じられる前に早世したためこの四人には含まれていないが、長家男道家も元服と同時に叙爵されていた（『春記』長暦二年十二月二日条）。『尊卑分脈』掲載の道長男系孫で元服と同時の叙爵と確認できないのは、叙爵日が不明の頼宗男基貞、正月定例叙位日の叙爵で元服と同日とは考えにくい頼宗男能季の二人のみであり、道長の孫は撰関の実子・養子でなくても基本的に元服同時叙爵とされていた。

48 『公卿補任』永承元年条。

49 定頼は寛弘四年（一〇〇七）十二月、皇太后宮（頼忠女遵子）御給により元服と同日に従五位下に叙された（『御堂関白記』寛弘四年十二月二十五日条、『公卿補任』寛仁四年条）。公成は中宮（道長女彰子）御給により、寛弘八年（一〇一一）正月、元服と同時に従五位下に叙されている（『権記』寛弘八年正月二十日条、『公卿補任』万寿三年条）。

50 『大鏡』頼忠伝等。

51 『大鏡』公季伝等。

52 公任女と教通の婚儀は、定頼の叙爵から五年後の長和元年（一〇一二）に行われた（『小右記』同年四月二十七日条）。

53 『権記』寛弘八年八月二十三日条。

54 『権記』長保三年十月九日条等。

55 十一世紀第一・四半期に叙爵された一般公卿子息の若年叙爵十三例の内訳は以下のとおり。

「元服同時叙爵」藤原定頼・藤原公季（先述）

「元服後叙爵」藤原行経（後述）

「元服前叙爵」以下の六例。

- ・藤原道雅（伊周男）：寛弘元年（一〇〇四）正月七日叙爵（『御堂関白記』同月六日条）、寛弘二年（一〇〇五）正月四日元服（『小右記』同日条）。
  - ・源顕基（俊賢男）：寛弘八年（一〇一一）十月十六日叙爵（『公卿補任』長元二年条）、長和元年（一一〇一二）十二月二十五日元服（『御堂関白記』同日条）。
  - ・藤原経任（懐平男、斉信養子）：長和元年（一一〇一二）十一月二十一日叙爵（『公卿補任』長元八年条）、同年十二月二十五日元服（『御堂関白記』同日条）。
  - ・源隆国（俊賢男）：長和三年（一一〇一四）十二月十六日叙爵（『公卿補任』長元七年条）、長和四年（一一〇一五）正月十三日元服（『御堂関白記』同日条）。
  - ・藤原資房（資平男、実資養子）：長和四年（一一〇一五）正月五日叙爵（『公卿補任』長久三年条）、寛仁三年（一一〇一九）二月十六日元服（『小右記』同日条）。
  - ・藤原経輔（隆家男）：寛仁二年（一一〇一八）四月七日叙爵（『公卿補任』長曆三年条）、同年十二月六日元服（『御堂関白記』『小右記』同日条）。
- 「元服日不明」以下の四例。
- ・源朝任（時中男）：長保五年（一一〇〇三）正月七日叙爵（『公卿補任』治安三年条）。朝任はこのとき十五歳なので、元服前後の正月定例叙位日での叙爵と考えられる。『権記』長保三年十二月十九日条に時中男の元服記事があり、この時中男が朝任であれば元服後の叙爵となるが、時中には子息が多く、このとき元服した時中男がどの子息に該当するのか特定することができない。
  - ・藤原師経（登朝男）：長和元年（一一〇一二）十一月二十一日、大嘗祭に伴う叙位の際に叙爵（『公卿補

任』寛徳二年条)。『公卿補任』の年齢が正しければ四歳での叙爵であり元服以前の叙爵と考えられるが、五歳以下での叙爵は十一世紀前半には他にみられず不審。『公卿補任』の年齢が誤っている可能性もあるが、他の史料から年齢を確定することができない。

・藤原良頼（隆家男）：長和四年（一〇一五）正月五日叙爵（『公卿補任』長元九年条）。良頼はこのとき十四歳であり、元服前後の正月定例叙位日での叙爵と考えられる。

・藤原師成（通任男）：治安元年（一〇二一）正月七日叙爵（『公卿補任』康平六年条）。師成はこのとき十三歳であり、元服前後の正月定例叙位日での叙爵と考えられる。

56 『公卿補任』長保四年条。

57 十一世紀前半に元服と同時に叙爵された摂関養子六人のうち、道長養子藤原兼経・同信基、頼通養子藤原俊家・源俊房の四人については、『公卿補任』より従五位上の初叙であったことが確認できる。

それ以外の二人のうち、道長養子藤原兼頼について、『公卿補任』長元四年条では正五位下の初叙とするが、『左経記』万寿三年十月十九日条の兼頼元服記事では従五位上が与えられたとある。『公卿補任』によると兼頼は万寿四年、東宮御給により正五位上に昇叙されているが、正五位上は当時ほとんど叙されることなかった位階なので、『公卿補任』の正五位下・正五位上はおそらく従五位上・正五位下の誤りであって、兼頼の初叙は摂関養子として標準的な従五位上であったと考えられる。

残る一人、頼通養子藤原信家も、『公卿補任』長元六年条には正五位下の初叙とあるが、こちらは『日本紀略』長元三年二月十一日条の元服記事でも正五位下とされており、『公卿補任』の誤記とは考えにくい。頼通の庶妻子通房・師実の初叙位階も庶妻子でありながら正五位下とされたが（『公卿補任』長暦元年条、同天喜三年条）、これは正妻子のいなかった頼通の後継者とみなされたためと考えられる。このことから、正五位下は摂関の後継者に与えられる初叙位階であって、正妻子のいない頼通の場合、養子信家も頼通の後

継者とみなされ正五位下の初叙とされた可能性が考えられる（本論第三章参照）。

58 『公卿補任』長保四年条には兼隆の叙爵について「贈太政大臣息。仍所叙也。」との記述があるが、兼隆の実父道兼が太政大臣を追贈されたのは兼隆の叙爵より後の長徳元年（九九五）五月のことであり（『公卿補任』長徳元年条）、養父兼家は生前に太政大臣に任じられているから（『公卿補任』永祚元年条）、兼隆が「贈太政大臣息」として叙爵されることはありえない。『公卿補任』のこの記述はなんらかの誤記であり、従五位上という初叙位階から兼隆は摂政太政大臣であった兼家の養子として叙爵されたと考えられる。

59 『小右記』長徳元年二月十七日条。

60 『小右記』天元五年二月二十五日条。

61 『公卿補任』天祿三年条。

62 『公卿補任』長保三年条。

63 『公卿補任』万寿元年条。

64 選叙令35 蔭皇親条。

65 『小右記』長和四年十二月二十六日条。

66 資平一男資房は長和四年（一〇一五）正月五日に九歳で従五位下に叙され（『公卿補任』長久三年条）、寛仁三年（一〇一九）二月十六日に元服した（『小右記』同日条）。二男資仲は長元五年（一〇三二）十一月二十六日に元服（『小右記』同日条）、翌年の正月五日に叙爵されている（『公卿補任』治暦四年条）。

67 『権記』長保元年十二月七日条。

68 『権記』寛弘六年十二月十四日条。

69 『権記』寛弘七年正月五日条。

70 『左経記』治安二年十二月二十一日条。

71 『公卿補任』寛徳二年条。行経の叙爵について『公卿補任』には年爵による叙爵である旨の記載がないが、兄二人が年爵により叙爵されており、特授による叙爵とも考えにくいから、行経もまた年爵等により叙爵されたと考えられる。

72 『玉葉』承安三年正月六日条。

73 尾上陽介「年爵制度の変遷とその本質」(『東京大学史料編纂所研究紀要』四、一九九三年)。

74 尾上前掲注73論文。

75 たとえば藤原経季(経通男、実資養子)は万寿二年(一〇二五)十一月二十五日に十六歳で元服したが(『小右記』同日条)、その翌々年の正月定例叙位日に春宮(敦良親王、後の後朱雀天皇)御給により従五位下に叙されるまでいずれの官職にも就いていない(『公卿補任』永承二年条)。

76 『公卿補任』掲載の若年叙爵のうち十一世紀第一・四半期に元服前叙爵された六人の出身は以下のとおり(前掲注55参照)。

- ・ 小野宮流：資房・経任
- ・ 中関白家：道雅・経輔
- ・ 醍醐源氏：顕基・隆国

なお、血縁的には小野宮流に属する経任は九条流の斉信の養子となっているが、斉信は師輔男為光の子で、師輔男兼家を父に持つ道長とは系統を異にしており、九条流といっても傍流の出身であった。

77 玉井力「院政」支配と貴族官人層(『平安時代の貴族と天皇』(岩波書店、二〇〇〇年、初出一九八七年)。

### 第三章 平安貴族社会における養子の展開―十・十一世紀を中心に―

#### はじめに

養子関係を結ぶということは人為的に親子関係を設定することであるから、養子のあり方はその時代の親子関係を反映する鏡となり得る。それゆえ、養子のあり方の変化は当時の家族・親族の変化を解明する上で重要なポイントとなる。しかし、平安時代には多くの養子関係がみられるにもかかわらず、平安時代の養子そのものを専らに扱った研究がみられるようになったのはごく最近のことであった。

その嚆矢となったのが、養子縁組の目的から平安中・後期の養子を分析し、「家」の継承を目的とする「家」のための養子」の成立について論じた高橋秀樹氏の研究である。高橋氏は十一世紀の養子について「子どもの叙爵を優位にしたり、後見を失った親族に対する保護のためなど、養子となった子どもに恩恵がより大きい「子」のための養子」であり、養子関係を通じた親族ネットワークを形成し、その結合を強化するためや、実子のない場合には情報収集など政界における活動を託す「親のための養子」の側面も強かった。時には主従間に養子という擬制的親子関係が形成されることもあったが、これらの養子はいずれも「個人のための養子」の枠を出るものではなかった」と述べ、「家」の継承を目的とした養子が成立するのは十二世紀、と結論づけている。<sup>1</sup>

平安中期以降を主な対象とした高橋氏の研究に対し、平安前期の養子については栗原弘氏の分析がある。栗原氏は古代日本の養子について、律令導入以前は親を亡くした子を保護するための養子が主であったが、律令の制定により養父の蔭位を利用して出身を有利にするための養子が発生した、とする。そして平安前期には後継とするための養子は未成立であって、ほとんどの養子は蔭位を目的とした公的な養子であった、と述べている。<sup>2</sup>

これ以外の養子論としては、現実の養子と文学作品上の養子を多数取り上げた倉田実氏の大著があり、<sup>3</sup>藤原頼通の養子を中心に平安期の養子を論じた木本久子氏の論文やより広い時代の養子を対象とした田端泰子氏の研究等がある。<sup>4</sup>また、養子の専論ではないが、藤原良房養子基経や藤原頼通養子源師房等の個別事例を取り上げた研究も少なくない。<sup>5</sup>こうした研究の積み重ねによって、平安時代の養子の実態は徐々に明らかにされつつある。

ただし従来の研究では「家のための養子」の成立に主な関心が向けられており、それ以前の養子のあり方の変化にはほとんど注意が払われてこなかった。しかし実際の事例をみると、十世紀にはオイや孫を養子とする例が大半であったのに対し、十一世紀には遠縁の親族や他人をも養子とするケースが少なからずみられる等、「家のための養子」成立以前にも養子のあり方は大きな転換をみせている。中世的な「家」が成立する直前の十・十一世紀に生じたこのような変化は、「家」成立直前期における家族・親族関係の変化を反映するものであり、中世的「家」の成立過程を考える上で重要なポイントとなる。そこで本章では、十・十一世紀の養子について時代毎の特徴とその変化を分析することによって、中世的「家」成立直前期における養子の展開とその背景を考察していきたい。

なお、平安時代の養子は養子関係の成立時期がはっきりしないケースがほとんどであるため、本論では便宜的に、養父の死没年を基準として養子の時代区分を行った。すなわち、本論における「十世紀の養子」と

は、原則として養父が十世紀中に亡くなった事例を指す。また本論で取り扱う事例は、養子と養親がともに男性官人で、養子・養父・実父のうち少なくとも一人は公卿となったケースに限定する。天皇・親王の養子や公卿未満の実務官人層の養子、あるいは養親が女性もしくは女子を養子とするケース、養子が官人となる以前に出家したり死去したりした事例については、本論で主たる分析対象とする公卿層の養子と単純に比較することが困難であるため、本論の分析対象からは除外した。女子の養子については高橋氏の分析があり、<sup>6</sup>倉田氏も女性が養親となるケースや女子を養子とするケースを多数取り上げている。<sup>7</sup>天皇の養子のうち、賜姓源氏が天皇の養子となった九世紀の事例については栗原氏が言及しており、十・十一世紀の天皇養子は倉田氏による研究がある。<sup>8</sup>また、実務官人層の養子に関しては田端氏が大江氏の事例を取り上げており、<sup>9</sup>家業の継承と関連させた曾我良成氏の研究もある。<sup>10</sup>これらの先行研究と本論で扱う公卿養子との関連や出家する養子の問題については、稿を改めて取り上げることとしたい。

## 第一節 十世紀の養子

十世紀を含む平安前期の養子を分析した栗原弘氏はこの期の養子として十五例を挙げているが、本論の基準ではそのうちの九例が十世紀の養子となる。ここでは栗原氏の挙げた事例の外、倉田実氏を取り上げていて栗原氏の言及していない二例と、<sup>11</sup>両氏ともに触れていないが古記録や系図類から養子関係を確認できる四例の、<sup>12</sup>あわせて十五例を十世紀の養子として取り上げる。「本章末尾表1-A・B」。ただしこの十五例のうち、「表1-A」に挙げた十例は同時代の日記や歴史物語、『公卿補任』等比較的信頼性の高い史料から養子



関係を確認できるが、「表1-B」に示す五例は『尊卑分脈』等の後世の編纂物でしか養子関係を確認できない。そこで後者については必要に応じて適宜言及するにとどめ、ここでは前者を主な分析対象として、十世紀における養子の実態を解明していきたい。

平安時代の養子には、養子の保護や後見、養親の補佐や親族ネットワークの構築・強化など、様々な役割があったと指摘されている。その中でも中世的「家」の成立と関連して注目されてきたのが、養父に実男子がない場合の養子である。律令では養子について、戸令12聴養条で次のように規定している。

凡無<sub>レ</sub>子者、聴<sub>レ</sub>養<sub>下</sub>四等以上親於<sub>三</sub>昭穆<sub>一</sub>合者<sub>上</sub>。即經<sub>三</sub>本属<sub>一</sub>除附。

この規定では、実子のいない場合に限り四等以内の親族で昭穆に合う者、すなわち儀制令25五等条に定める四等以内の親族で子の世代にあたる者を養子とすることが認められていた。この規定で想定される養子は、養父に実男子がない場合に養父の後継とするために迎える養子である。ただし「表1-A」に挙げた十世紀の養子のうち、養父に実男子がないケース（以下「実男子なし」型とする）は藤原保忠養子頼忠「8」<sup>13</sup>の一例のみであって、養子縁組を実子のいない場合に限る律令の規定はほとんど守られていない。そのため栗原氏は、十世紀の段階では後継とするための養子は未成立であり、したがって実男子がない場合に養子が必要とする父子継承される「家」はまだ成立していない、と指摘する。

では、十世紀には何を目的として養子関係が結ばれたのか。「表1-A」に挙げる十例をみると、養子の実父が若くして亡くなったり出家したりしたケース（以下「実父なし」型とする）が四例あり、これは子の保護を目的とする養子と考えられる。藤原佐理「1」は実父敦敏の早世により、姉妹とともに祖父実頼の養育を受けた。<sup>14</sup>藤原実方「10」が父方オジに養われたのも実父定時の早世が原因とされる。<sup>15</sup>藤原在衡「7」の実父は大僧都如無だが、『僧綱補任』によれば如無は在衡が十五歳のときに権律師に任じられていることから、如無は在衡がまだ幼い頃に出家し、それゆえ在衡は父方オジ有頼の養子になったと考えられる。源雅通

「9」も、在衡と同じく実父の出家が養子縁組の原因だろう。<sup>16</sup>

一方、「表1-A」に挙げた十例のうち、「実男子なし」型1例と「実父なし」型四例を除いた残る五例は、実父が健在かつ養父に実男子が存在するケース（以下「実父あり・実男子あり」型とする）であった。従来の研究では、こうしたタイプの養子は子の出身等を有利にするための養子と考えられてきた。<sup>17</sup>律令の蔭位制では、三位以上や親王・諸王の子・孫および四位・五位の子息は二十一歳になると父・祖父の位階に依じて一定の位階を授与されることになっていた。<sup>18</sup>十世紀になると、第二章でみたように、撰関・大臣の子息から成立した若年での叙爵が公卿層全体に広まっていく。「実父あり・実男子あり」型の養子は、そうした制度を利用して本来よりも有利に出身することを目的とした養子と考えられてきたのである。

ただし、「表1-A」をみると、「実父あり・実男子あり」型の五例はいずれも撰関を養父としており、それ以外の公卿を養父とするケースはみられない。蔭位制度の恩恵は四位・五位にまで及ぶが、実父が健在であるのに他者の養子となつて出身を有利にするケースは、撰関を養父とする場合にしかみられないのである。こうした「実父あり・実男子あり」型の養子は「表1-A」十世紀の養子の半数を占めており、これまでの研究では十世紀の養子の主流は出身を有利にするための養子とされてきた。<sup>19</sup>しかし、「実父あり・実男子あり」型の養子はすべて撰関の養子であり、こうしたタイプの養子は撰関等ごく一部の最上級貴族のみに認められる特例だったのではないかと考えられる。<sup>20</sup>

出身等を有利にするための「実父あり・実男子あり」型養子は、撰関養子だけでなく、九世紀の天皇養子でもみられる。嵯峨天皇の子で父方オジ淳和天皇の養子となつた源定は、元服翌年に従三位という高位の初叙を与えられた。<sup>21</sup>同じく嵯峨天皇の子で異母兄仁明天皇の養子となつた源融は、元服と同時に正四位下に叙されている。<sup>22</sup>一世源氏の初叙は従四位上が標準だったから、<sup>23</sup>定と融は時の天皇の養子となることによつて本来よりも有利な位階から出身できたことになる。また、父のイトコにあたる光孝天皇の養子となつた源昇男

是茂は一世源氏と同じ従四位上の初叙を与えられたが、当時臣下の子息に与えられる初叙位階は最高でも正五位下であったから、<sup>24</sup>やはり養子縁組により本来よりも有利に出身できたことがわかる。これらの事例はいずれも、実父が健在であるのに実男子のいる人物の養子となった「実父あり・実男子あり」型の養子であった。おそらく、出身を有利にするための養子は九世紀にまず天皇養子の特例として成立し、十世紀になって摂関等にも広まったのだろう。

一方、こうした特例の対象外であった摂関以外の養子では、主流となったのは実父の死去や出家により保護を失った子を後見するための「実父なし」型養子であった。もちろん、そうした「実父なし」型養子であっても、養父の立場により子の出身が有利になることはあり得る。まだ若く官位も低いうちに亡くなったり出家したりした実父よりも、養父の方が高い官位を得て子の出身が有利になることもあるだろう。また、身近な親族の中から養父となるべき人物を選択する際に、子の出身や昇進が有利になるような配慮がなされることもあったと考えられる。しかし、養子の出身を有利にするためと考えられる「実父あり・実男子あり」型の養子は、十世紀の摂関以外の養子では一例もみられない。出身を有利にすることを目的とした養子は、あくまで摂関等の特権的な地位にある人物に対する特例だったのである。

聴養条に定められた律令の養子規定は父子継承される「家」の存在を前提として後継者確保を目的とした唐の養子規定を継受したものであり、「家」が成立していない当時の日本の実情に合うものではない。十世紀の養子で唯一の「実男子なし」型である藤原頼忠のケースも、後継とするための養子ではなかったことが栗原氏により指摘されている。しかし、そうした状況でも戸令聴養条の規定が人々に意識されていたことは、養子と養父の続柄にはつきりとあらわれている。聴養条で養子と認められるのは四等以内の親族で昭穆に合う者だが、摂関養子も含め、「表1-A」の事例はすべてその要件を満たしている。その規定から外れるような養育関係では、特に養育者と被養育者がともに男性の場合、そうした関係に「養子」やそれに類する表

現を用いた事例は、管見の限り十世紀の養子では確認できない。たとえば藤原行成は実父義孝の死後、外祖父源保光に養育されたが、その関係を「養子」と表現する史料はみられない。この場合、保光からみて外孫行成は五等親にあたり、聴養条の四等以内の親族という規定に合致しないため、養育関係があっても「養子」とはみなされなかったのだろう。<sup>25</sup>

このように十世紀の養子では、四等以内の親族という聴養条に定められた養子の範囲はある程度人々に意識されていた。子の出身を有利にするための「実父あり・実男子あり」型養子が半数を占める十世紀の養子は、一見したところ実男子がない場合のみに養子を認める律令の規定に合致しないが、そうした律令から逸脱した「実父あり・実男子あり」型の養子は摂関等を養父とする場合のみの特例であった。この段階では父子継承される中世的「家」は未成立であり、律令の意図する後継とするための養子は必要とされていなかったが、律令の規定はそれなりに効力を持っていたのである。<sup>26</sup>

## 第二節 十一世紀の養子（1）―摂関の養子―

第一節でみたように、十世紀には、出身を有利にするための「実父あり・実男子あり」型養子が中心であった摂関養子と、子の保護を目的とする「実父なし」型養子が主流となっていた摂関以外の養子とで、養父の立場によって養子のあり方が大きく異なっていた。そこで十一世紀の養子を分析するに当たっては、摂関の養子とそれ以外の養子を別々に検討していくこととしたい。ここではまず、十一世紀の養子のうち摂関を養父とする事例について検討する。

十一世紀に摂関となった人物は道長・頼通・教通・師実・師通の五人だが、このうち康和三年（一一〇一）

に死去した師実の養子は、養父の死去年により分類する本論の基準では十一世紀の養子に含まれない。しかし、師実の養子縁組は明らかに十一世紀中と考えられるため、ここでは師実の養子も十一世紀の撰関養子に含めて検討する。

十一世紀の撰関五人のうち、教通と師通には在俗の養子が確認できない。<sup>27</sup> そのため、十一世紀の撰関養子は道長・頼通・師実の養子のみとなるが、そのうちの道長・頼通養子については高橋秀樹氏による詳細な分析がある。高橋氏は道長の養子として、藤原兼経「16」・同兼頼「17」・同通基「18」・源成信「19」・同経房「20」・道命の六人を挙げる。また、道長の庇護下にあった養子に準ずる存在として、藤原忠経「21」・同通房「22」の二人にも言及している。頼通の養子としては、源師房「23」・藤原信家「24」・同俊家「25」・源俊房「26」・同顕基「27」・仁覚の六人が挙げられている。ここでは高橋氏の挙げる十四例のうち出家した道命と仁覚を除く十二例と、高橋氏の取り上げていない頼通養子師通「28」、そして師実養子忠実「29」の、合わせて十四例を十一世紀の撰関養子として取り上げる「本章末尾表2」。<sup>28</sup>

まず、十一世紀の撰関養子のうち高橋氏の言及していない頼通養子師通と師実養子忠実について、概要を確認しておきたい。師通の正妻長子忠実が祖父師実の養子とされたことは様々な資料に記されているが、<sup>29</sup> 師実の正妻長子師通が祖父頼通の養子となったことは『公卿補任』や『尊卑分脈』には記されておらず、管見の限りこれまでの研究でも取り上げられていない。しかし、師通自身の日記に次のような記述があることから、師通が祖父頼通の養子となっていたことを確認できる。

予宇治殿子男也、法眼率「卒」去、假三日・軽服七箇日也、<sup>30</sup>

このとき亡くなった法眼は師実男覚実だから、師通にとつては兄弟の死であり、本来ならば假二十日・服三月としなければならぬ。しかし師通は、自分は宇治殿（頼通）の子であると述べ、假三日・服七日という兄弟の子に対する服喪とした。<sup>31</sup> 師通が祖父頼通の養子となることで、血縁上の兄弟が擬制的には兄弟の子

となるのである。<sup>32</sup>

師通は延久四年（一〇七二）、元服と同時に従五位上に叙された。この当時、摂関子息は元服と同時に正五位下（正妻子）もしくは従五位上（庶妻子・養子）に、摂関以外の一般公卿子息は元服の前後に従五位下に叙されるのが通例となっていた。<sup>33</sup>このとき摂関の座にあったのは師通の大才ジ教通で、実父師実はまだ摂関とはなっていないから、師通の初叙が一般公卿子息と同じ従五位下ではなく摂関庶妻子・養子相当の従五位上とされたのは前関白頼通の養子となっていたおかげといえる。師実に直接摂関の座を譲ることができなかつた頼通は、師実の正妻長子師通を自分の養子とすることで、せめて一般公卿子息よりも有利に出身できるよう取り計らったのだろう。

一方、父師通と同じく祖父の養子となった忠実は、寛治二年（一〇八八）、元服と同時に正五位下に叙された。このとき養父師実は摂政の座にあったから、本来ならば忠実の初叙は摂関養子として師通と同じ従五位上とされるはずであった。にもかかわらず忠実の初叙が摂関正妻子相当の正五位下とされたのは、その時点で忠実が師実―師通の後継者として認知されていたためと考えられる。正五位下は摂関正妻子に与えられる初叙位階とされるが、頼通男通房・師実は庶妻子であっても初叙は正五位下であった。これは頼通が正妻子に恵まれず、庶妻子の通房・師実が父の後継とみなされたからだろう。正五位下の初叙は、摂関正妻子に限らず、摂関の後継候補に与えられる初叙位階だったのである。

師通元服の時点では頼通―師実と教通―信長が対立しており、実際に摂関の座にあったのは教通であった。摂関の座の行方は流動的であって、頼通の後継師実の正妻長子とはいえ、この時点では師通が摂関となれる保証はなかつた。それが忠実元服時には、摂関の座をめぐる対立もすでに解消されており、師通の正妻長子である忠実は次々代の摂関後継として認知されていた。それゆえ忠実は、養子であっても摂関後継に与えられる正五位下の初叙とされたのだと考えられる。忠実がまだ幼い頃に父母が離婚したことも忠実が師実の養

子とされた原因の一つと考えられるが、<sup>34</sup>撰関である祖父の養子とすることで忠実が師実・師通の後継であることを示し、より有利に出身させる意図もあったのだろう。

次に、この二例以外の撰関養子十二例について、高橋氏による位置づけを中心にその概要を確認していきたい。この十二例のうち、道長養子成信・経房・忠経と頼通養子師房の四例は、実父の死去や出家により保護者を失った「実父なし」型の養子であった。成信の父致平親王は天元四年（九八一）、成信が三歳のときに出家した。<sup>35</sup>保護者を失った成信は母方祖父源雅信に鍾愛され、雅信死去後は雅信女婿道長の養子となつてその庇護を受けた。経房の実父高明は天元五年（九八二）、経房が十四歳のときに亡くなり、その後の経房は姉明子の夫道長に援助されている。<sup>36</sup>忠経の実父道頼は長徳元年（九九五）に二十五歳の若さで亡くなり、忠経の童殿上や元服は実父の義理の兄（血縁上は実父の父方オジ）である道長が面倒をみた。<sup>37</sup>師房の実父具平親王は師房が二歳のときに死去、<sup>38</sup>師房は姉隆姫とその夫頼通のもとで養育された。<sup>39</sup>高橋氏はこの四例を、後見者を失った親族を保護するための養子に分類する。実父の正妻隆姫の嫉妬を恐れて祖父道長に養育された頼通の庶妻通房も、実父は健在だが「実父なし」型に準じた保護のための養子という側面が強い。

残る七例はいずれも、養子の実父が健在な「実父あり・実男子あり」型の養子であった。高橋氏は、このうち道長養子の兼経・兼頼・通基は出身を有利にするための養子、頼通養子の信家・俊家・俊房は出身を有利にするためと親族ネットワークを強化するための養子、と説明する。また、頼通養子顕基の場合、叙爵当時に養父頼通と実父顕基がともに中納言であったことから出身を有利にするための養子とは考えにくいが、高橋氏はこのケースを、主従間に養子という擬制的親子関係を設定したものの、としている。

以上の高橋氏による道長・頼通養子の位置づけはおおむね妥当と考えられるが、なかなか実子に恵まれなかった頼通の養子については異論も存在する。頼通養子師房について、坂本賞三氏は、頼通に子どもが生まれないことに危機感を抱いた道長が師房を自分の娘と結婚させて頼通の後継に据えた、とする。<sup>40</sup>師房を頼通

の後継とみなす坂本説はその後も根強く支持されており、たとえば倉田実氏は坂本説を前提として、元服時に師房が道長のもとに参上したことは道長が師房を頼通の後継として承認したことを示す、と述べている。<sup>41</sup>

一方高橋氏は、道長が師房を自分の娘の結婚相手に選んだのは他に適当な選択肢がなかったためであって、師房を頼通の後継とするためではない、として師房を頼通の後継とみなす坂本説を否定する。また、岡野友彦氏や木本久子氏は、師房が藤原姓ではなく源姓であった点と代々の撰関が藤氏長者を兼任していた点に着目し、氏神祭祀等の面から源姓の師房を撰関の後継とするのは考えがたい、とする。そして両氏は、師房ではなく頼通同母弟教通の一男で頼通の養子となった信家を頼通の後継とするための養子とみなしている。<sup>42</sup>これに対し高橋氏は、岡野氏・木本氏の示す証拠は信家を頼通の後継とみなすのに十分ではないと批判し、信家はやはり出身を有利にするためと親族ネットワークを強化するための養子であって、この段階ではまだ後継とするための養子は成立していない、と結論づけている。<sup>43</sup>

このように十一世紀の撰関養子では、頼通養子師房・信家が後継とするための養子か否かという点で見解が分かれている。そこで以下では、この二人の置かれた状況を他の撰関養子等と比較しつつ、後継とするための養子であったかどうかを検討していきたい。

師房は従四位下という高位から出身し、道長女と結婚した万寿元年（一〇二四）には越階して正四位下に叙された三日後にさらに従三位に叙されるという「未曾有」<sup>44</sup>の昇進を果たした。そして道長や頼通の実子と同様、参議を経ることなく権中納言に直任されている。こうした点をみると、師房は確かに他の撰関養子に比べ優遇されていたように思われる。しかし、道長女と結婚する以前の師房には、頼通の後継として優遇されていた様子は特にみられない。師房は寛仁四年（一〇二〇）<sup>45</sup>正月の定例叙位日に従四位下に叙されたが、元服はその年の十二月であった。<sup>45</sup>当時、養子を含む撰関子息は基本的に元服と同時に叙爵されたが、師房は現任関白の庇護下にあったにもかかわらず、元服と同時にではなく元服以前の叙爵だったのである。<sup>46</sup>従四位下



という公卿子息に比べれば高位の初叙も親王息男に対する令の規定通りであって、<sup>47</sup> 関白養子としての特例ではない。その上、師房は叙爵から道長女との結婚まで四年あまりもの間、一度も加階されていないのである。こうしたことから、道長女との婚姻以前の師房は、摂関養子の中でもさほど優遇されていない様子が見える。

また、古谷紋子氏は坂本説に依拠しつつも、官人の必須教養である儀式作法に関して頼通は師房の教育にあまり熱心ではなかったと指摘している。<sup>48</sup> そうした状況をみると、頼通は師房を自分の後継とはみなしていなかったように思われる。師房は頼通正妻の弟・道長の女婿としてそれ相応の待遇を受けたが、やはり頼通の後継とするための養子ではなかったのだろう。

頼通の後継とみなされるもう一人の養子信家は、寛仁二年（一〇一八）、頼通同母弟教通の一男として生まれた。母は教通の正妻藤原公任女である。治安二年（一〇二二）には頼通の高陽院で信家の着袴が行われたが、このときの様子を記す『左経記』には「関白殿（頼通）為ニ養子」とあり、<sup>49</sup> すでに頼通の養子となっていたことが確認できる。当時頼通は三十一歳で、まだ実子は生まれていない。万寿二年（一〇二五）に信家が童殿上した際には、養父頼通は実父教通とともに信家に付き添って参内した。<sup>50</sup> 頼通にはその二ヶ月前に待望の実子通房が生まれていたが、<sup>51</sup> 頼通は実子の養育を父道長に任せる一方で、養子信家については実父と共同で後見していたのである。これらの記録からは、頼通が実子通房の出生後も養子信家に対して主体的に関わっていた様子が見える。

一方、頼通は信家以外の養子にはあまり積極的に関与していない。たとえば異母弟頼宗の子で頼通の養子となった俊家の元服は実父頼宗が主催しており、頼通はほとんど関わっていない。<sup>52</sup> 実父がすでに死去していた師房の元服は頼通邸で行われたが、<sup>53</sup> 元服の翌日に師房が参内した際に頼通は付き添っておらず、そのため師房は拝舞の場所を間違えるという失態を犯している。<sup>54</sup> 顕基が賀茂臨時祭使を勤めた際には、本来なら

ば祭使との親疎を問わず関白宿所で儲けられるべき饗饌が、関白養子が祭使だったにもかかわらず儲けられなかった。<sup>55</sup> こうした信家以外の養子に対する頼通の態度をみると、頼通は信家を他の養子とは別格に扱っていたように思われる。

長元三年（一〇三〇）、信家は十三歳で元服し、同日正五位下に叙された。『日本紀略』に「今日内大臣（教通）一男藤原信家元服、依<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>関白（頼通）養子<sub>一</sub>、叙<sub>ニ</sub>正五位下<sub>一</sub>。」<sup>56</sup>とあることから、信家は関白頼通の養子として正五位下に叙されたことがわかる。先述のように、正五位下は撰関の後継となり得る人物に与えられる初叙位階であった。このときすでに養父頼通には実子通房が生まれていたが、信家は養子でありながら、撰関後継と同じ初叙位階を与えられたのである。こうしたことから、信家は頼通の後継とするための養子だったのではないかと考えられる。<sup>57</sup>

長元六年（一〇三三）、信家はわずか十六歳で従三位に叙された。初叙から従三位までに要した期間は二年八ヶ月、頼通実子通房・師実はそれぞれ二年二ヶ月・二年八ヶ月だから、信家の昇進速度は頼通実子にも引けを取らない。一方、従来頼通の後継とみなされてきた師房は、信家より高い従四位下からの出身だったにもかかわらず、初叙から従三位まで四年八ヶ月もかかっている。それ以外の頼通養子が初叙（従五位上）から従三位までに要した期間は、俊家が七年二ヶ月、俊房は四年八ヶ月で、信家に比べてだいぶ遅い。また、信家の同母弟で祖父道長の養子となった通基は初叙（従五位上）から従三位まで六年二ヶ月、同じく信家同母弟で撰関の養子とはならなかった信長は初叙（従五位下）から従三位まで九年一ヶ月かかっている。こうしたことから、信家は他の頼通養子や同母弟らに比べて、昇進の面でかなり優遇されていたことがわかる。

長元九年（一〇三六）、信家は参議を経ることなく直ちに権中納言に任じられた。道長の孫で参議を経ずに権中納言に直任されたのは、信家以外では頼通男通房・師実しかいない。他の撰関養子では、道長の女婿となった師房と師実養子忠実が権中納言に直任されるものの、それ以外の養子はみな通例どおり参議に任じ

られてから権中納言に昇進している。道長の子息はいずれも参議を経ずに権中納言に直任されており、権中納言直任は摂関子息に対する特例とされる。<sup>58</sup> 信家の権中納言直任の前年には頼通実子通房が元服しているが、それでもなお信家は摂関子息に対する特例の対象とされていたのである。

ただしこれ以降、信家の昇進は失速する。信家の権中納言在任期間は十一年で、通房の三年、師実の二年に比べて格段に長い。頼通の実子である通房が成長してきたことで、信家を頼通の後継として優遇する必要が薄れ、むしろ通房と対立しかねない存在として昇進にブレーキがかけられたのだろう。

以上の信家に対する待遇等から、信家は頼通実子通房が元服する頃まで頼通の後継とみなされていた、後継とするための養子と考えられる。高橋氏は後継とするための養子の成立を十二世紀とするが、少なくとも摂関の養子では、十一世紀前半の段階ですでに養父の後継とするための養子が出現していたのである。

十一世紀の摂関養子では、出身を有利にするための養子と保護のための養子が大半を占めており、全体的に十世紀と比べて大きな違いはみられない。しかしその一方で、後継とするための養子や主従間に擬制的な親族関係を設定するための養子といった、それまでにはないタイプの養子も登場していた。また、道長養子の成信や経房、頼通養子の師房・顕基のように、四等以内の親族以外、遠縁の血族や姻族、家人までも養子とされるようになる点が十世紀とは異なっている。こうした変化は、次節でみる摂関以外の養子の変化とも連動する。

もつとも、姻族等を養子としたケースはほとんどが保護のための養子であり、出身を有利にするための養子は十世紀と同じく養父のオイ・孫に限定されていた。十一世紀になっても、出身を有利にするための養子は、摂関が近親を養子とする場合等ごく一部のケースのみに認められる特例だったのだろう。

### 第三節 十一世紀の養子（2）― 摂関以外の養子 ―

次に、十一世紀の養子のうち、摂関以外の養子について取り上げる。管見の限り、十一世紀には摂関以外を養父とする養子は三十七例確認できる〔本章末尾表3-1A・B〕。ただし、そのうち「表3-1B」に挙げた十五例は養子関係の典拠が『尊卑分脈』等後世の編纂物に限られる。そこで第一節と同じく、この十五例は分析の主な対象から除外し、同時代の日記・歴史物語や『公卿補任』等、より信頼性の高い史料を典拠とする「表3-1A」の二十二例を中心に、十一世紀における摂関以外の養子の特徴を明らかにしていきたい。

十一世紀の摂関以外の養子を十世紀と比較すると、いくつかの顕著な相違を見出すことができる。まず、十世紀と比べて十一世紀には養子と養父の間柄が非常に多様化している。十世紀には養子の範囲を四等以内の親族とする律令の規定がほぼ守られていたが、十一世紀には四等親以外の親族を養子とするケースが多く見られ、「表3-1A」に挙げる二十二例中十三例と過半数を占めている。従来の研究では養子関係は基本的に父系親族間で結ばれ異姓養子は例外的とされるが、「表3-1A」をみると、同姓であつても親族とは呼べないような遠縁を養子とするケースは多く、異姓養子も珍しくない。

十世紀との相違としては、それまでほとんどみられなかった「実男子なし」型の増加も挙げられる。十世紀には「実男子なし」型は十例中一例のみで、実男子のいないことは養子縁組の契機とはなっていない。しかし十一世紀には、「表3-1A」の二十二例のうち「実男子なし」型は九例と、大幅に増加している。こうした「実男子なし」型は養父の後継とするための養子であった可能性があり、父子継承される中世的な「家」の成立を考える上で非常に重要な論点となる。高橋秀樹氏は後継とするための養子の成立を十二世紀とするが、第二節でみたように、摂関では十一世紀前半にはすでに後継とするための養子が出現していた。

それと期を同じくして、撰関以外の養子では、それまでほとんどみられなかった「実男子なし」型の養子が少なからずみられるようになるのである。そこで以下では、十一世紀における「実男子なし」型養子の代表格である藤原実資の養子を中心に、十一世紀の撰関以外の養子について分析していきたい。

実資に恵まれなかった実資の実男子は出家した良円のみであり、『大鏡』では「御子なき嘆きをしたまひて」<sup>59</sup>次兄懐平の子資平「34」を養子にしたと語られる。それ以外にも実資は、長兄高遠の子資高「35」、資平の異母弟資頼「53」、資平の子資房「36」、資平同母兄経通の子経季「37」の四人の親族を養子とした。先行研究では、これらの養子のうち最年長の資平について、実資の後継とするための養子であったか否かで見解が分かれている。

実資は資平の昇進や任官について熱心な働きかけをしており、最終的に資平は実資養子の中で最も高位である正二位大納言にまで到達した。資平は実資の本宅小野宮第に隣接する北宅を譲与されてそこに住み、実資が財産処分について定めた際には養子の中で唯一財産分与の対象とされた。<sup>60</sup>在俗の実男子がいない実資にとって、資平は養子の中でも特に親しい存在だったのである。実資の財産は大半が娘千古（その死後は千古所生の外孫女兒）に譲与されたが、服藤早苗氏は「政治的社会的地位と財産継承がいまだ一体的結合をとげていない」ために財産は娘に譲与されたが、その一方で実資の実質的政治的地位や小野宮一門長者は養子資平に継承されたとする。<sup>61</sup>また、木本久子氏は、小野宮一門長者が行う実頼忌日法会を資平が実資から継承したとして、資平を実資の後嗣とみなす。<sup>62</sup>

一方高橋氏は、特定祖先の忌日法会は子孫のうち官位第一の者が主催するから、実資死去後の実頼忌日法の主催者すなわち小野宮一門長者は資平ではなく資平の同母兄で上臈の経通であった可能性が高い、と指摘する。高橋氏は一門長者の地位ではなく、実資の所有した文書類に注目する。実資は財産処分に際し、文書類については娘千古に男子が生まれればその子に譲るとした。<sup>63</sup>文書類は官人としての職務遂行に重要なも

のであり、それが資平には譲与されていないことから、資平は実資の後継とするための養子ではなかったと高橋氏は結論づけている。また、実資と資平の養子関係の成立時期を検討した滝沢優子氏は、資平が実資の養子となったのは元服と同時期であり、その当時実資の正妻婉子女王は存命で後嗣をもうけるのは十分可能な年齢だったことから、資平は後継とするための養子ではなかった、とする。<sup>64</sup>こうした先行研究から、資平は実資の後継とするための養子ではなかったと考えられる。

他の「実男子なし」型養子では、資平ほど養父との具体的な関係は判明しないが、やはり後継とするための養子ではなかったように思われる。たとえば頼通養子信家は実資と同様に実子に恵まれず、養父頼通の実子忠綱「55」をはじめとして複数の男子を養子とした。信家の同母弟である教通男信長も男子に恵まれず、数人を養子としている。しかし信家・信長の養子と確認できる六人のうち、公卿にのぼることができたのは信家養子通俊「38」の一人のみであった。その通俊にしても、養父信家の後継とみなすような記述はみられない。『今鏡』は信家について「いと末おはせぬに」と表現しており、師実の正室となった養女麗子（源師房女）以外の養子にはまったく言及していない。信長も『今鏡』では「はかばかしき末もおはせぬなるべし」と記されており、やはり養子が信長の後継とされた様子はみられない。もしこの時点で後継とするための養子が撰関以外でも成立していたとすれば、信家や信長のような撰関嫡流に次ぐ血筋・地位にある人物は後継とするための養子を迎え、周囲もその養子を養父の後継と認識しただろう。しかし、信家・信長養子の極位極官をみても、『今鏡』の記述からも、これらの養子が養父の後継とみなされていた様子はみられない。こうしたことから、十一世紀の撰関以外の養子では、養父の後継とするための養子は未だ成立していなかったと考えられる。

もつとも、後継とするための養子ではなかったとしても、資平が実資養子の中で別格の扱いを受けていたのは間違いない。実資養子の中で資平だけが後継とするための養子か否か議論されるのは、資平とそれ以外

の養子との間に明確な格差がみられるためだろう。したがって、資平は他の実資養子とは異なる役割を担っていたと考えられる。そして、そうした役割を担う養子が新たに登場したことにより、十一世紀になって「実男子なし」型養子が増加したのではないかと考えられるのである。

資平のような養父と特に親密な関係にある養子の位置づけを考える際には、撰関養子の事例ではあるが、道長養子成信・経房のケースが参考になる。成信と経房は情報伝達や使者の取り次ぎといった場面で、養父道長に対し日常的に奉仕していた。道長の実子が成長した後は実子たちがその役割を担っていることから、成信と経房は当時まだ幼かった道長実子に代わって道長に奉仕していた、と倉田実氏は指摘する。<sup>65</sup> 実子が幼い間、実子に代わって自分を補佐する存在として、道長は養子の成信と経房を重用していたのである。

この成信・経房のケースからは、養父の補佐という養子の果たした役割の一つを見出すことができる。平安中期には父と子の結びつきが強まりつつあったと指摘されているが、<sup>66</sup> そうした中で公卿の日常生活における子息の役割はより重要なものとなり、それゆえ実子のいない人物はその不自由さを解消するため養子を迎えるようになったのだろう。十一世紀になってそれまでほとんどみられなかった「実男子なし」型が増加した背景には、そうした父子関係の変化があったと考えられる。

一方、実資は資平以外にも実父の健在な親族を四人も養子としていた。これらの養子について、高橋氏は、養父による政治的・経済的後見を目的とした養子とする。しかし、実資の日記『小右記』をみる限り、資平以外の養子と養子以外の親族とで実資の態度に大きな違いはみられない。実資は養子以外の親族に対しても、官職の推挙や儀礼に関する助言を行い、通過儀礼等に際しては物を送る等の対応をしている。<sup>67</sup>

実資が資平以外にも複数の親族を養子としたことについて、実資の家族を分析した吉田早苗氏は「小野宮家」全体を一つにまとめ、棟梁たる実資の養子として活動力を与えて、一族の力を保持する「ためとする」<sup>68</sup> また、服藤早苗氏は実資が複数の親族を養子とした理由を「子どもは氏や一門集団の子どもであり、それら

の長には構成員の生活を保障しなければならぬという観念がまだ残存していた<sup>69</sup>ためと説明する。これに対し高橋氏は、実資が「一家」と認識していたのは祖父実頼の子孫だが、実資が養子としたのはその一部である実父斉敏の子孫のみであった点に注目し、実資の養子は「甥・孫という個人的なつながり」に基づくものであって、「実資が実頼を祖とする親族集団（一門）の長として「一門」全体の繁栄を図るための養子と見なすことは、やや無理がある」と述べている。一方、倉田氏は、高橋氏の指摘する「甥・孫という個人的なつながり」から養子縁組をすることは一門の結集と直系的継承を図ることに連動するため、吉田氏・服藤氏の説と高橋氏の説は整合しうる、と述べている。<sup>70</sup>倉田氏が指摘するように、個人的なつながりに基づいて養子関係を結んだとしても身近な親族を養子とすることは親族の紐帯を強化することにつながる。したがって、関係を強化しようとした親族の範囲はともかく、実資の養子が親族関係を強化するためのものだったという点については問題ないように思われる。

養子とした親族の範囲よりも注目すべきは、実資の養子はすべて実父の健在な「実父あり」型の養子であった、という点である。本来ならば実父が健在な親族を実資が養子とする必要はないが、それにもかかわらず実資が複数の親族を養子としたのは親族関係の強化が目的であった。そして、このような「実父あり」型養子は、十世紀には撰関以外の養子ではほとんどみられない。十世紀には、親族関係を強化するために実父の健在な親族を養子とする必要はなかったのである。以上のことから、実資が実父の健在な親族を複数養子にして擬制的親子関係による親族関係の強化を目指したのは、それ以前に比べて親族集団の結合力が低下したためではないかと考えられる。そのため実父が健在で養父による保護を必要としない場合であっても、身近な親族との間に養子関係を結ぶことによつて、親族間の結びつきを強化しようとしたのだろう。

もっとも、十一世紀の養子では実資のように身近な父系親族のみを養子とするケースはむしろ例外的であつて、養子関係は血縁・姻戚関係から知人・家人に至るまで、多種多様な関係の上に設定されていた。たと



えば藤原斉信養子経任は、斉信母の兄弟の娘を母に持ち、斉信の父方大才ジの男系曾孫にあたるから、斉信にとつては父方・母方双方の遠縁となるが、実資養子のような身近な親族ではない。藤原信家養子通俊も、信家にとつては父方の曾祖父のイトコの玄孫・母方曾祖父の弟の玄孫であり、同姓とはいえ、もはや他人と呼んでも差し支えないほどの遠縁であった。藤原実季養子顕季「45」の場合は、実季の外孫白河天皇の乳母子という関係であつて、同姓であつても親族とは呼べない。十一世紀の養子では、養子の対象範囲を四等以内の親族で昭穆に合う者とする律令の養子規定は、もはやほとんど意味を失つていたのである。

このように十一世紀になつて様々な関係の上に養子縁組が結ばれるようになったのは、弱体化した親族集団に代わる新たな基盤を構築するための手段として養子縁組が用いられるようになったためではないか。平安中期には、父子結合の強化によつて「氏」「一門」「一家」といつた既存の親族集団よりも父子関係や政治的有力者とのつながりが重視されるようになる<sup>71</sup>と指摘されている。親族集団がそれなりに機能していた十世紀には、擬制的な親子関係によつて親族関係を強化する必要はなく、それゆえ実父が健在な親族を養子とする「実父あり」型養子は出身を有利にするための撰関養子にしかみられなかった。しかし十一世紀になると、父子関係の強化を背景として「氏」「一門」「一家」といつた既存の親族集団が弱体化する。そのため実父が健在で養父による保護・養育を必要としないばあいであっても、様々な関係の上に擬制的な父子関係を設定することで、弱体化した既存の親族集団を補強したり、それに代わる新たな基盤を構築しようとしたの<sup>72</sup>だろう。養子縁組には養父と養子だけでなく、養父と養子の実父や実方親族をも結びつける機能があつたから、実父が健在な人物を養子とする方が関係強化のための養子縁組としては都合がよかつたのかも知れない。それゆえ十一世紀には、それまでほとんどみられなかつた「実父あり」型養子が大幅に増加したのだと考えられる。

十一世紀の撰関以外の養子では、養子のあり方は十世紀に比べて大きく変化していた。実子に代わる養父

の補佐役として、あるいは既存の親族集団の強化やそれに代わる新たな関係の構築を目的として、人々は様々な関係の上に擬制的な父子関係を設定するようになった。その結果、十世紀には摂関養子にしかみられなかった「実父あり」型やそれまでほとんどみられなかった「実男子なし」型が大きく増加し、養子とする対象範囲は身近な親族だけでなく遠縁の血族や姻族、他人にまで広がった。そうした変化の背景には、父子関係の強化とそれに伴う既存の親族集団の弱体化がある。「氏」「二門」「一家」といった父系親族集団を基盤とする社会から父と子を核とする「家」を単位とする社会へと移行しつつあった十一世紀、養子のあり方も社会の変化とともに大きく転換していたのである。

## おわりに

従来の研究では、平安前期の養子はそのほとんどが養父の立場を利用して出身を有利にするための養子であつたとされる。しかし十世紀において、実父が健在であるのに他者の養子となるケースは、ほとんどが摂関をはじめとする最上級貴族の養子に集中しており、それ以外の養子では実父の死去や出家により保護者を失った子を近親が養子とするケースが大半を占めていた。十世紀には律令の養子規定がある程度守られており、出身を有利にするため実父が健在であるのに実男子のいる他者の養子となるという律令から逸脱する養子は、天皇や摂関等を養父とする養子にしかみられない特例であつた。

それが十一世紀になると、摂関以外の養子でも律令の養子規定から外れた「実父あり」型養子が少なからずみられるようになる。十一世紀にこのような変化が生じた背景には、父と子の結びつきの強化とそれにと

もなう既存の親族集団の弱体化があった。それまで人々が基盤としてきた「氏」「一門」「一家」といった親族集団の結びつきが弱まった結果、既存の親族集団の補強や新たな基盤の形成を目的として、親族や姻族、知人や家人に至る多様な関係の上に擬制的な親子関係が結ばれるようになったのである。

また、十一世紀の摂関以外の養子では、律令の規定に沿った「実男子なし」型の養子も増加しているが、これは律令の意図する後継とするための養子ではなかった。この時代に「実男子なし」型養子が増加したのは、父子関係の強化を反映して、実男子のいない人物が日常生活の補佐とするために養子を迎えるようになったからと考えられる。

一方、摂関養子ではそれ以外の養子に比べて、十一世紀になっても養子縁組の目的や養子とする対象はそれほど多様化していない。天皇との外戚関係を基盤とする摂関では、摂関以外の養子で多くみられるようなネットワークの形成・強化のための養子はそれほど必要とされず、結果的に摂関以外の養子ほど多様な養子関係が出現しなかったのだろう。摂関にとっては貴族社会におけるネットワークの構築よりも、天皇の外戚として政治を支える次の摂関を誰にするかという問題の方がはるかに重要であった。その結果、摂関養子ではそれ以外の養子に先駆けて、後継とするための養子が成立する。

中世的な「家」が成立する直前の十一世紀、「氏」「一門」「一家」といった親族集団から父子を軸とする中世的「家」へと社会の基盤が変化する中で、養子のあり方もこのように大きく転換していた。中世的な「家」が成立するとされる十二世紀には、摂関以外の養子でも後継とするための養子が出現する一方、院や女院が公卿の男子を養子として後見する等、十一世紀以上に多様な養子関係がみられるようになる。このように十二世紀には養子のあり方に新たな展開が予想されるが、そうした変化と社会変動との関係については今後の課題としておきたい。

1 高橋秀樹「平安貴族社会の中の養子」（『日本中世の家と親族』吉川弘文館、一九九六年、初出一九八九年）。以下、特記しない限り高橋氏の見解は本論文に拠る。

2 栗原弘「平安前期の養子」（『平安前期の家族と親族』校倉書房、二〇〇八年）。以下、特記しない限り栗原氏の見解は本論文に拠る。

3 倉田実『王朝摂関期の養女たち』（翰林書房、二〇〇四年）。

4 木本久子「藤原頼通をめぐる養子関係の一考察」（『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要史学篇』五、二〇〇六年）、田端泰子「古代・中世の養子と「家」」（『日本中世女性史論』塙書房、一九九六年、初出一九八八年）。なお、近年の養子研究については高橋秀樹「平安時代の養子に関する近業をめぐる」（倉田実編『王朝人の婚姻と信仰』森話社、二〇一〇年）にまとめられている。

5 基経については、米田雄介「藤原良房の猶子基経」（亀田隆之先生還暦記念会編『律令制社会の成立と展開』吉川弘文館、一九八九年）や栗原弘「藤原良房と基経の養子関係の成立時期」（栗原前掲注2著書、初出一九九一年）等がある。また、後述するように、源師房についても多数の論考がある。

6 高橋秀樹「平安貴族社会における養女」（高橋前掲注1著書、初出一九九二年）。

7 倉田前掲注3著書。

8 倉田実「養子になった皇子たち（1）（2）」（倉田前掲注3著書）。

9 田端前掲注4論文。

10 曾我良成「実務官人の「家」と家業の継承」（『王朝国家政務の研究』吉川弘文館、二〇一二年、初出一九八五年）。

11 倉田氏は栗原氏の示す九例以外にも、父方オジ藤原濟時に養育された定時男実方「10」（角括弧内の数字は表に対応。以下同じ）と、父方祖父藤原伊尹の養子となった義孝男行成「3」の二例を挙げている（倉田前掲注3著書）。

このうち行成について栗原氏は、行成と同時代を生きた藤原実資は養父の忌日を守るのに行成は養父伊尹の忌日を守らないことから、行成を伊尹の養子とする『公卿補任』の記載は誤りだとする（栗原弘「藤原行成家族の葬送・追善仏事・忌日について」『名古屋文理大学紀要』4、二〇〇四年）。ただし、行成は伊尹の忌日を守らない一方で、実父の早世後に行成を実際に養育した外祖父源保光の忌日は守っている。他の事例をみても、実資は血縁者以外に乳母の忌日を守り、道長は同母兄弟のうち自分の有力な後見であった東三条院詮子の忌日だけを守っている。こうした事例から、両親以外の忌日は直接の養育など故人から多大な恩を受けた場合のみ忌日を守ったのだと考えられる。伊尹は行成が生まれた年に亡くなったため、行成は養父伊尹から直接養育を受けておらず、それゆえ行成は養父の忌日を守らなかったのだろう。行成は実父が公卿未満で早世したにもかかわらず若年で五位に直叙されているが、これは祖父伊尹の養子となったおかげといえる（本論第二章参照）。したがって、行成は『公卿補任』の記載通り、父方祖父である摂政伊尹の養子となっていたと考えられる。

12 源雅信養子雅通「9」と藤原文範養子「13」・知光「14」・邦明「15」については両氏とも言及していないが、雅通が父方祖父雅信の養子であったことは『小右記』寛仁元年七月十二日条等に記されており、文範養子については『尊卑分脈』長良卿孫にその旨の記載がある。

13 数字は表の番号に対応。以下同じ。

14 『栄花物語』一月の宴（小学館新編日本古典文学全集『栄花物語』一―三三頁、以下『栄花物語』『大鏡』の頁数はすべて小学館新編日本古典文学全集に拠る）。

15 倉田実 『『栄花物語』の養子女たち』（倉田前掲注3 著書）。

16 雅通の実父時通は永延元年（九八七）に出家している（『小右記』同年五月二十三日条）。

17 栗原前掲注2 論文。

18 選叙令34 授位条、同35 蔭皇親条、同38 五位以上子条。

19 栗原前掲注2 論文。

20 なお、十世紀の摂関養子で実父が健在であった五例のうち、藤原実頼養子実資〔2〕と藤原兼家養子道頼〔4〕は養父の摂関就任以前に養子縁組がなされていたと考えられる。実資の場合、養父の摂関就任以前に「小舎人実資」として史料にその名がみえるが（『村上天皇御記』康保三年十月七日条）、『大鏡』実頼伝（一〇三頁）によれば実資という名は養父実頼に因んでつけられたものであることから、実資は養父実頼の摂政就任以前に実頼の養子として童殿上したと考えられる。道頼の場合、『栄花物語』三（一一一―一五三頁）に実父道隆が道頼を疎んじて異母弟伊周ばかり気に懸けていたことが語られており、兼家が摂関に就任する以前の幼少期からその庇護を受けていたと考えられる。これらのケースは養子縁組の時点では摂関となっていなかった人物にも反律令的な「実父あり」型養子が認められていた事例であり、摂関だけでなくそれに近い座にあった最上級貴族にも「実父あり」型養子が認められていた可能性を示している。

ただし道頼の場合は実父の無関心が養子縁組の契機であり、「実父あり」型であっても子の保護を目的とする養子であった。実資の場合は姉斉敏女も同様に祖父の養子となっており（『小右記』寛仁二年四月一日条）、単に出身を有利にするためだけの養子ではなかった可能性もある。実資の実父斉敏は実資が三歳の時に病のため中将を辞して散位となっており（『公卿補任』康保四年条）、それゆえ実頼は息子斉敏に対する支援の一つとして二人を引き取ったのかもしれない。その場合、「実父あり」型ではあるが保護のための養子の一種とも考えられる。

21 源定は天長八年（八三一）二月七日に元服し（『日本紀略』同日条）、その翌年の正月定例叙位日に無位から従三位に直叙された（『公卿補任』天長九年条）。以下、叙位・任官・年齢・死去年については、特記しない限り『公卿補任』による。

22 『続日本後紀』承和五年十二月二十七日条。

23 加納宏志「九世紀における蔭位制度の実態的考察」（『金城紀要』6、一九八二年）。

24 延喜七年（九〇七）の是茂の叙爵以前では、臣下子息の初叙位階は藤原基経男時平・仲平・忠平が元服と同時に正五位下の初叙を与えられた事例が最高であった。

25 ただし、女子を養子とする場合や女性が養親となる場合には、四等親以外に相当する関係であっても「養子」やそれに類する表現が用いられている（倉田実「『栄花物語』の出養にかかわる語彙・用語」、前掲注3 著書）。聴養条は本来、男性が祖先祭祀の後継として男子を養子とすることを想定した規定であった。そのため、養親と養子がともに男性の場合のみ、四等以内の親族で昭穆に合う者、という聴養条の規定が強く意識されたのだろう。

26 もっとも、「表1-B」の藤原文範養子のように、十世紀末になると四等以内の親族ではない人物を養子にする事例もみられるようになる。こうした律令の規定から逸脱した養子は、次節以下で述べるように、十一世紀になると撰関以外の養子でも少なからずみられるようになる。十一世紀には十世紀に比べて養子のあり方が格段に多様化するが、そうした変化は十世紀末よりすでに始まっていたのだろう。

27 『後二条師通記』寛治六年十二月十九日条・同七年四月二十五日条より、師通には僧侶となった養子がい

たことは確認できる。

28 なお、十一世紀の撰関養子はすべて同時代の日記や歴史物語から養子関係を確認できるため、ここでは前節のような典拠史料による区分は行わない。

29 『中右記』長治二年十一月八日条では、忠実自身の言葉として師実の養子であったことが語られている。また、『尊卑分脈』『今鏡』『栄花物語』等様々な史料にその旨の記述がある。

30 『後二条師通記』寛治六年七月八日条。

31 假寧令3職事官条、喪葬令17服紀条。

32 このような擬制的親族関係に基づく服喪は他にもみられる。たとえば祖父実頼の養子となっていた実資は、実兄懐平の娘が亡くなったとき、血縁上は服喪の対象となるメイだが擬制的には服喪の対象から外れるオイの子となるため、「非<sub>三</sub>服親<sub>二</sub>」と述べている（『小右記』長和四年四月三日条）。

33 服藤早苗「元服と家の成立過程―平安貴族の元服と叙位―」（『家成立史の研究』、校倉書房、一九九一年、初出一九八九年）、本論第二章。

34 『栄花物語』三九布引の滝では忠実の出生に続けて「上の御仲らひ、あやしくかれにのみなりまさらせたまふ」と語られており（三一五〇三頁）、忠実の生後間もなく父師通と母全子は離婚したとみられる。

35 『日本紀略』天元四年五月十一日条。成信の年齢は『権記』長保三年二月四日条に「年二三」とあることより逆算した。

36 経房については『栄花物語』一六もとのしづく（二二二二五）に「御子のやうに」と表現されているが、道長の正式な養子ではなく養子に類似した関係であったことが高橋氏・倉田氏により指摘されている（高橋前掲注1論文、倉田実「源経房と藤原道長」（山中裕編『栄花物語の新研究』新典社、二〇〇七年））。

37 『御堂関白記』長保元年八月二日条、『権記』長保二年十二月十三日条。ただし、道長の正式な養子であれば撰関養子として従五位上の初叙が与えられたはずだが、忠経の初叙は従五位下と考えられることから、高橋氏は忠経についても正式な養子とはなっていないと指摘する。

38 『日本紀略』寛弘六年七月二十八日条。



- 39 『栄花物語』一二たまのむらぎく(二一五七)。
- 40 坂本賞三『藤原頼通の時代』(平凡社、一九九一年)。
- 41 倉田実「九条流撰関家とその男孫たち」(注3前掲書)。
- 42 岡野友彦「源師房」(元木泰雄編『王朝の変容と武者』清文堂、二〇〇五年)、木本久子「御堂流撰関家における源師房の位置づけ」(『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要史学篇』七、二〇〇八年)。
- 43 高橋前掲注4論文。
- 44 『小右記』万寿元年九月二十二日条。
- 45 『小右記』寛仁四年十二月二十六日条、『左経記』同日条。
- 46 元服前叙爵については本論第二章参照。
- 47 選叙令35蔭皇親条。
- 48 古谷紋子「源師房に関する一考察」(十世紀研究会編『中世成立期の政治文化』東京堂出版、一九九九年)。
- 49 『左経記』治安二年十二月二十一日条。
- 50 『小右記』万寿二年三月二十三日条。
- 51 『左経記』万寿二年正月十一日条。
- 52 『左経記』長元四年十月十七日条。
- 53 『小右記』寛仁四年十二月二十六日条、『左経記』同日条。
- 54 『小右記』寛仁四年十二月二十八日条、『左経記』同月二十九日条。
- 55 『小右記』万寿二年十一月十八日条。
- 56 『日本紀略』長元三年二月十一日条。

57 『公卿補任』によれば、十一世紀の撰関養子では信家以外にも道長養子兼頼・通房が正五位下の初叙であったとされる。このうち通房が正五位下の初叙とされたのは、正妻子のいない実父頼通の後継とみなされたためと考えられる。また、本論第二章で指摘したように、兼頼の初叙を正五位下とする『公卿補任』の記載は誤りであって、兼頼の初叙位階は撰関養子に標準的な従五位上であった。したがって、十一世紀の撰関養子のうち、撰関の養子であることを理由として撰関の後継に与えるべき正五位下の初叙とされたのは信家だけとなる。

58 菊地真 「平安物語文学における「不経参議昇進特例」」（『和漢比較文学』二二、一九九八年）。

59 『大鏡』実頼伝（一〇三頁）。

60 本論第一章参照。

61 服藤早苗 「撰関期における「氏」・「家」」（前掲注33著書、初出一九八七年）。

62 木本前掲注4論文。

63 『小右記』寛仁三年十二月九日条。

64 滝沢優子 「藤原実資と資平の養子関係の成立時期についての一考察」（『古代文化』五七―一一、二〇〇五年）。

65 倉田実 「藤原道長の養子源成信について」（『むらさき』四二、二〇〇五年）。

66 服藤前掲注61論文。

67 服藤前掲注61論文。

68 吉田早苗 「藤原実資の家族」（『日本歴史』三三〇、一九七五年）。

69 服藤早苗 『平安朝の母と子』（中央公論社、一九九一年）。

70 倉田前掲注41論文。

71 服藤前掲注 61 論文。

72 たとえば藤原斉信養子経任「32」は血縁上のオバである斉敏女が亡くなった際や養父斉信の娘が死産した際、養父と実方オジ実資の間でメッセンジャー的な役割を果たしている（『小右記』寛仁二年四月十三日条、同万寿二年八月二十八日条等）。

【表1-A】10世紀の養子（A）

No.	養子	養子の実父		養子の養父		実男子	典拠
		氏名	存否	氏名	養子からみた血縁関係		
撰 関 養 子	1	佐理	藤原敦敏	死去	藤原実頼	父方祖父	『重之集』、『栄花物語』一
	2	実資	藤原斉敏	あり	藤原実頼	父方祖父	『小右記』寛仁2年4月1日条、『大鏡』実頼伝外
	3	行成	藤原義孝	あり	藤原伊尹	父方祖父	『公卿補任』長保三年条
	4	道頼	藤原道隆	あり	藤原兼家	父方祖父	『栄花物語』三、『大鏡』道隆伝、『公卿補任』正暦元年条外
	5	道信	藤原為光	あり	藤原兼家	父方オジ	『日本紀略』寛和2年10月21日条外
	6	兼隆	藤原道兼	あり	藤原兼家	父方祖父	『公卿補任』長保四年条（※）、『尊卑分脈』道兼公孫
	7	在衡	如無	出家	藤原有頼	父方オジ	『公卿補任』天慶四年条、『尊卑分脈』魚名公孫
	8	頼忠	藤原実頼	あり	藤原保忠	父のイトコ／母方オジ	『公卿補任』応和三年条
	9	雅通	源時通	出家	源雅信	父方祖父	『小右記』寛仁元年7月12日条、『左経記』同日条
	10	実方	藤原定時	死去	藤原济時	父方オジ	『栄花物語』一

（※）兼隆を兼家の養子とする直接の記述は『公卿補任』にはみられないが、初叙位階が撰関養子として標準的な従五位上であり、叙爵の段階で実父道兼はまだ関白となっていないことから、従五位上という初叙位階は兼家の養子となっていたことを示すと考えられる。

【表1-B】10世紀の養子（B）

No.	養子	養子の実父		養子の養父		実男子	典拠
		氏名	存否	氏名	養子からみた血縁関係		
11	忠君	藤原師輔	あり	藤原忠平	父方祖父	あり	『尊卑分脈』撰家相続孫、『勅撰作者部類』藤原忠君
12	重之	源兼信	地方下向	源兼忠	父方オジ	あり	『尊卑分脈』清和源氏、『三十六人歌仙伝』源重之
13	典雅	証覚	出家	藤原文範	父のメイの子	あり	『尊卑分脈』撰家相続孫・長良卿孫
14	知光	藤原為昭	不明	藤原文範	他人	あり	『尊卑分脈』長良卿孫
15	邦明	藤原佐理	不明	藤原文範	母方祖父	あり	『尊卑分脈』長良卿孫

【表2】11世紀の養子（1）撰関養子

No.	養子	養子の実父		養子の養父		実男子	典拠
		氏名	動静	氏名	養子からみた血縁関係		
16	兼経	藤原道綱	あり	藤原道長	父方オジ	あり	『御堂関白記』寛弘3年正月16日条、同8年8月23日条
17	兼頼	藤原頼宗	あり	藤原道長	父方祖父	あり	『左経記』万寿3年10月19日条、『公卿補任』長元四年条
18	通基	藤原教通	あり	藤原道長	父方祖父	あり	『小右記』長元5年11月26日条
19	成信	致平親王	出家	藤原道長	母の姉妹の夫	あり	『権記』長保2年4月7日条、同3年2月4日条外
20	経房	源高明	死去	藤原道長	姉妹の夫	あり	『栄花物語』一六

No.	養子	養子の実父		養子の養父		実男子	典拠
		氏名	存否	氏名	養子からみた血縁関係		
21	忠経	藤原道頼	死去	藤原道長	父のイトコ	あり	『御堂関白記』長保元年8月2日条、『権記』長保2年12月13日条(※)
22	通房	藤原頼通	あり	藤原道長	父方祖父	あり	『栄花物語』二四
23	師房	具平親王	死去	頼通	姉の夫	あり	『小右記』万寿元年9月22日条、『栄花物語』三二外
24	信家	藤原教通	あり	頼通	父方オジ	あり	『左経記』治安2年12月21日条、『日本紀略』長元3年2月11日条外
25	俊家	藤原頼宗	あり	頼通	父方オジ	あり	『左経記』長元4年10月17日条
26	俊房	源師房	あり	頼通	父方オバの夫／母方オジ／父の養父	あり	『公卿補任』永承五年条
27	顕基	源俊賢	あり	頼通	父方オバの夫の子	あり	『小右記』万寿2年11月18日条、『栄花物語』三一
28	師通	藤原師実	あり	頼通	父方祖父	あり	『後二条師通記』寛治6年12月18日条
29	忠実	藤原師通	あり	師実	父方祖父	あり	『中右記』長治2年11月8日条、『尊卑分脈』撰家相統系外

(※) 忠経については、道長の養子である旨が明記されているわけではないが、童殿上・元服の際に道長が後見しており、養子に準ずる存在とされる。

【表3-A】11世紀の養子(2) 撰関以外の養子(A)

No.	養子	養子の実父		養子の養父		実男子	典拠
		氏名	存否	氏名	養子からみた血縁関係		
30	兼経	藤原道兼	死去	藤原道綱	父方オジ	あり	『権記』長徳3年7月30日条
31	公成	藤原実成	あり	藤原公季	父方祖父	あり	『公卿補任』万寿三年条、『大鏡』公季伝
32	経任	藤原懐平	あり	藤原齐信	母のイトコ	なし	『公卿補任』長元八年条、『栄花物語』三二外
33	公信	藤原為光	死去	藤原齐信	異母兄	なし	『栄花物語』二七
34	資平	藤原懐平	あり	藤原実資	父方オジ	なし	『小右記』長和2年正月28日条、『大鏡』実頼伝外
35	資高	藤原高遠	あり	藤原実資	父方オジ	なし	『小右記』長和2年正月26日条(※)
36	資房	藤原資平	あり	藤原実資	父方大オジ／父の養父	なし	『公卿補任』長久三年条
37	経季	藤原経通	あり	藤原実資	父方大オジ	なし	『小右記』長元4年3月21日条
38	通俊	藤原経平	あり	藤原信家	高祖父のイトコの曾孫	なし	『中右記』嘉保2年5月4日条
39	行経	藤原行成	死去	藤原長家	姉妹の夫	あり	『栄花物語』三四
40	能長	藤原頼宗	あり	藤原能信	父方オジ	なし	『公卿補任』長久四年、『栄花物語』三八外
41	公房	藤原資房	あり	藤原経任	父方大オジ	なし	『中右記』康和4年8月29日条、『尊卑分脈』為光公孫・実頼公孫
42	定綱	藤原頼通	あり	藤原経家	曾祖父のイトコの曾孫	あり	『中右記』寛治6年12月19日条、『尊卑分脈』実頼公孫

No.	養子	養子の実父		養子の養父		実男子	典拠
		氏名	存否	氏名	養子からみた血縁関係		
43	定房	藤原兼隆	あり	源師房	父方祖父のメイトの夫	あり	『春記』永承3年4月17日条
44	忠俊	藤原良頼	不明	源師房	父方祖父のイトコの夫	あり	『春記』永承7年4月22日条
45	顕季	藤原隆経	不明	藤原実季	乳兄弟の母方オジ	あり	『公卿補任』長治元年、『尊卑分脈』末茂孫
46	広綱	藤原成国	不明	源師房	他人	あり	『中右記』天仁元年11月30日条、『尊卑分脈』村上源氏
47	頼成	具平親王	あり	藤原伊祐	他人	あり	『権記』寛弘8年正月日付不明、『尊卑分脈』村上源氏
48	清綱	大江定経	不明	藤原公成	他人	あり	『水左記』承保4年8月29日条
49	俊綱	藤原頼通	あり	橘俊遠	他人	あり	『今鏡』藤波の上、『宇治拾遺物語』三十四外
50	師頼	源俊房	あり	橘俊綱	父の母方イトコ	あり	『中右記』嘉保元年7月14日条
51	経頼	源経信	あり	橘俊綱	他人	あり	『中右記』嘉保元年7月14日条

(※) 『尊卑分脈』実頼公係に「高遠卿為子」とあるのは誤り

【表3-B】11世紀の養子(2) 撰聞以外の養子(B)

No.	養子	養子の実父		養子の養父		実男子	典拠
		氏名	存否	氏名	養子からみた血縁関係		
52	経仲	藤原経通	あり	源経房	父方オバの夫	あり	『尊卑分脈』実頼公孫
53	資頼	藤原懐平	あり	藤原実資	父方オジ	あり	『尊卑分脈』実頼公孫
54	宗家	敦貞親王	あり	藤原信家	父方オバの夫	なし	『尊卑分脈』撰家相続孫
55	忠綱	藤原頼通	あり	藤原信家	父方イトコ	なし	『尊卑分脈』撰家相続孫
56	実兼	藤原基長	あり	藤原信家	祖父のイトコ	なし	『系図纂要』
57	定通	藤原保実	あり	藤原通俊	父方祖母のキョウダイ	なし	『尊卑分脈』公季公孫・実頼公孫
58	公綱	源成信	出家	源憲定	父のイトコ	なし	『尊卑分脈』村上源氏
59	斉長	藤原為任	あり	藤原斉信	曾祖父のキョウダイの孫	なし	『尊卑分脈』為光公孫
60	経忠	高階経重	不明	藤原経任	他人	なし	『尊卑分脈』実頼公孫
61	兼実	藤原基貞	不明	藤原信長	父のイトコ	なし	『尊卑分脈』撰家相続孫
62	知房	源良宗	不明	藤原信長	他人	なし	『尊卑分脈』撰家相続孫
63	顕康	康資王	不明	源顕房	高祖父のイトコの孫	あり	『尊卑分脈』花山源氏
64	信忠	源信宗	不明	藤原基忠	他人	なし	『尊卑分脈』長家卿孫
65	家信	藤原忠実	不明	藤原長房	母方祖父	あり	『尊卑分脈』長家卿孫
66	顕仲	藤原資仲	あり	藤原基家	他人	あり	『尊卑分脈』道綱卿孫・実頼公孫

## 第四章 平安貴族社会における追善仏事と氏寺

## はじめに

平安貴族の日記をみると、四十九日や周忌の法事、毎年の忌日仏事といった死者のための仏教儀礼がしばしば表れる。現代と同様、そうした追善仏事は故人の家族・親族が主体となつて行われることが多い。それゆえ従来の家族史研究では、追善仏事は当時の家族・親族のあり方を反映するものとして、様々な角度から分析されてきた。その中で特に論じられてきたのが、当時の親族集団は父系か双系かという問題である。

日本の古代における親族集団に関しては、氏をめぐる議論と、氏よりも狭い範囲の親族からなる集団についてのものがみられるが、このうち平安中期を対象とする研究で問題とされるのは主に後者の方である。このような氏よりも狭い親族集団は、ある特定の人物を始祖としてその子孫により構成され、始祖の建立した寺院を精神的紐帯として結集する。集団の核となる寺院では集団の結束力強化を目的として始祖の忌日仏事が行われ、またそうした寺院は集団構成員の追善仏事の場としても利用された。従来の研究では、こうした親族集団の核となる寺院は「氏寺」と呼ばれ、そこで追善仏事を行うことは故人がその氏寺を核とする親族集団に帰属することを示すと考えられてきた。これまでの家族史研究で問題とされてきたのは、こうした親

族集団が始祖の男系子孫のみからなる父系の集団であったのか、それとも女系でつながる人物も含む双系的（非単系的）な集団だったのか、という点である。

藤原実頼の忌日仏事を取り上げた鷲見等曜氏は、仏事の参列者が実頼の男系子孫に限定されないことから、当時の家族のあり方は確とした親族集団をもたない双系的なものであった、とする。<sup>1</sup>これに対し服藤早苗氏は、仏事の費用負担の有無という参列者の質的な差異に注目し、実頼の忌日仏事で費用負担を課せられたのは実頼の男系子孫のみであったことから、実頼の男系子孫からなる下位氏的な父系親族集団が存在した、と指摘する。<sup>2</sup>仏事の費用負担者を親族集団の構成員とみなす服藤説を受け、京楽真帆子氏は、四十九日や周忌の仏事には故人の父方親族だけでなく女系でつながる人物も布施を出していたことから、当時の親族集団は双系的であったと結論づける。そして、一門の始祖とされる人物の忌日仏事のあり方から、双系的な親族集団が成員を限定することによって父系親族集団に変化し、父子継承される中世的な「家」の成立につながる、という見通しを述べている。<sup>3</sup>

こうした議論に対し、高橋秀樹氏は、服藤氏や京楽氏が取り上げる父系親族集団は子孫中で官位第一の者が長者に就くという氏と同じ継承原理を有しており、そこから嫡継承という氏とは異なる継承原理を持つ中世的な「家」は成立し得ない、と指摘する。高橋氏によれば、下位氏的な父系親族集団は中世的な「家」の成立後も「家」と並行して存在し、そうした並存状態が解消されるのは中世後期のことであった。<sup>4</sup>

一方、樋口健太郎氏は服藤説・京楽説・高橋説の中から撰関期の親族集団を双系的とする京楽説を選択し、天皇や皇親の追善仏事が母方である撰関家の氏寺で行われていること等から、撰関家出身の母をもつ天皇は撰関家と氏寺を共有する同じ親族集団に包摂される存在であったとする。そして院政期には、それまで后妃が行っていた夫天皇と后妃自身のための追善仏事が撰関家の氏寺ではなく王家の氏寺で行われるようになることから、一門の構造がこの時期に双系から父系へと大きく変化を遂げ、王家が成立すると述べている。<sup>5</sup>



この樋口説に対しては、嫡継承を志向する院の「家」たる王家とそれを包含する氏としての王家（王氏）とは区別すべきであり、樋口氏のように一門と「家」を同質視すべきではない、という栗山圭子氏の批判がある。<sup>6</sup> また高橋秀樹氏は、追善仏事において費用を負担する人々は親族集団ではなく故人を中心とする双方的な親類関係を示すものであるとして、追善仏事の布施負担者から双系説を主張する京楽説や樋口説を批判する。<sup>7</sup>

このように、平安貴族社会における親族集団に関しては、父系か双系かをめぐって様々な見解が存在する。現在のところは父系説が優勢だが、双系説も一定の支持を受けており、未だ決着には至っていない。そうした中で注目されるのが、十・十一世紀における追善仏事の場合を分析した栗原弘氏の研究である。<sup>8</sup> 従来、追善仏事の場合は親族集団への帰属を示すと考えられてきた。栗原氏によれば、当時の貴族社会では、四十九日や周忌の法事は父方の寺院で行われることが多く、母方の寺院は基本的に追善仏事の場合として利用されない。栗原氏自身は親族集団についてほとんど言及していないが、そうした追善仏事のあり方から想起される親族集団の性格は父系的である。

ただし、故人が親王・内親王の場合に限っては母方寺院で追善仏事が行われることもあったと栗原氏は指摘する。従来、そうした親王・内親王による母方寺院の利用は、当時の親族集団を双系的とする根拠の一つとされてきた。また栗原氏は、故人が女性の場合には父方ではなく夫方の寺院が利用されることも少なくともあったことから、女性の追善仏事の場合は父・夫・子の存否によって左右されていたと指摘する。そして十一世紀になると夫方寺院の利用が減少することから、この時期に父系観念が強まり夫婦関係よりも父子関係が重視されるようになったと述べている。しかし、栗原氏の挙げた貴族女性の事例をみると、十世紀には十九例中十一例であった父方寺院の利用は十一世紀でも二十一例中十二例で、父系観念が強まったとされる十一世紀になってもほとんど増加していない。夫方寺院の利用が減少する一方で父方寺院の利用が増加していな

いのであれば、十一世紀に増加したのは父方寺院でも夫方寺院でもない場所、すなわち氏寺以外の場所での追善仏事ということになる。

これまでの研究では、追善仏事の場合は親族集団への帰属と関連して論じられてきたこともあり、氏寺以外の場所で行われた追善仏事にはほとんど言及されてこなかった。しかし、追善仏事の場合が親族集団への帰属と関連するのであれば、氏寺以外の場所での追善仏事、とりわけ氏寺がありながら他所を選択するケースの分析は、親族集団の実態を解明する上で重要な課題といえる。特に、そうした氏寺以外での追善仏事が中世的「家」の成定期にあたる十一世紀に増加している点は、中世的「家」の成立にともなう親族集団の変質を考える上で非常に重要である。

中世的な「家」が成立する十二世紀になると、父方や夫方の寺院は追善仏事の場合としてほとんど用いられなくなり、邸宅内にもうけた仏堂等が利用されるようになる。十二世紀の祭祀空間を分析した高橋氏によれば、そうした祭祀空間は夫婦で共用されたが、父から息子へと継承されることはなかった。<sup>9</sup>十二世紀における追善仏事は、建立者の子孫に継承される十・十一世紀の氏寺、夫婦でもそれぞれの父方寺院を利用することもあった十・十一世紀の追善仏事とは大きく異なっていたのである。こうした十・十一世紀と十二世紀の相違には中世的「家」の成立が影響していると考えられるものの、従来の研究ではあまり言及されていない。

平安中期における追善仏事の場合は父方寺院が主流であり、基本的に母方寺院は用いられない。そこから推定される親族集団のあり方は父系的だが、女性の夫方寺院利用や皇親の母方寺院利用のように、父系では説明できない事例も少なくない。こうした現象は単純な父系親族集団ではない平安貴族社会の親族集団の実態を反映したものと考えられる。しかし従来の研究では父系か双系かという点が特に問題とされ、親族集団の実態そのものは十分に解明されてこなかった。また、十・十一世紀と十二世紀の相違は中世的「家」の成立過程における親族集団の変質が表れたものと考えられるが、この点もあまり取り上げられていない。そこで

本章では、十・十一世紀に行われた追善仏事の場を分析し、氏寺と呼ばれた寺院の利用やその変化、氏寺以外も含めた追善仏事の場の選択といった事象から、平安中期における親族集団の実態と中世的「家」の成立にともなう変化について考察していきたい。

#### 第一節 撰関氏寺の利用者 — 極楽寺・法性寺・法興院 —

「氏寺」という語の初見は『日本後紀』延暦二十四年（八〇五）正月三日条であり、<sup>10</sup>氏寺は律令的な氏の再編・変質期である平安初期に氏人意識の形成を背景として成立したと指摘されている。しかし、管見の限り、撰関期の古記録では「氏寺」の語はみられない。のちに「氏寺」と認識される寺院の多くは撰関期に建立されるが、そうした寺院は撰関期には「氏寺」とは表記されていないのである。貴族の日記に「氏寺」の語がみられるようになるのは、およそ十二世紀初頭のことであった。

『殿暦』康和五年（一一〇三）十二月九日条では、記主忠実の子忠通の童殿上に際して誦経を行わせた社寺の中で「興福寺・極楽寺・法性寺・法興院・法成寺・平等院、へ氏寺等、」と、忠実の父祖によって建立された寺々が延暦寺以下の寺院とは区別されて「氏寺」と称されている。忠実の子頼長が「氏寺」として挙げたのも同じ六ヶ寺であった。<sup>11</sup>こうしたことから、十二世紀初頭にはこれらの六ヶ寺が撰関の氏寺として認識されていたことがわかる。

これらの撰関氏寺のうち、十・十一世紀には、興福寺を除く五ヶ寺が追善仏事に利用された。この五ヶ寺はいずれも歴代の撰関により十世紀から十一世紀にかけて平安京の近郊に建立された寺院だが、極楽寺・法

性寺・法興院の三ヶ寺と法成寺・平等院の二ヶ寺では人事や財産の面で相違があったとの指摘がなされている。<sup>12</sup> 同じ撰関氏寺でも、先行する三ヶ寺と法成寺以降の二ヶ寺とでは内実が異なっていたのである。そこで以下ではまず、極楽寺・法性寺・法興院の三ヶ寺について、これらの寺院を追善仏事場として利用した人々の範囲を確認し、当時の親族集団について考察していきたい。

#### 1. 極楽寺

極楽寺は藤原基経が発願し、その子息時平・忠平によって整備された寺院である。極楽寺で四十九日・周忌仏事を行った人物は八人、それらの人々を建立者基経との関係で分類すると次のようになる。

(a) 基経男系子孫…温子・仲平・顕忠・実頼女

極楽寺で四十九日・周忌仏事を行った八人のうち、四人は基経の男系子孫であった。温子と仲平は基経の子女、顕忠は基経男時平の子、実頼女は基経男系孫実頼の娘である。

(b) 男系子孫以外の基経子孫…均子内親王・保明親王・慶頼王

男系子孫以外の基経の子孫とは、母方を介して基経とつながる人々である。極楽寺で追善仏事を行った八人のうち、均子内親王と保明親王、慶頼王の三人がこれに該当する。均子内親王の母は基経女温子、保明親王の母は基経女穩子だから、この二人はともに基経の外孫となる。もう一人の慶頼王は皇太子保明親王の子で、母は基経男時平の娘仁善子だから、基経男の外孫にあたる。

(c) 基経子孫以外…藤原善子

極楽寺で追善仏事を行った八人の中で、建立者基経との血縁関係が確認できないのは藤原善子のみである。善子の出自は不明だが、基経男仲平の室であり、姻戚関係を通じて基経とつながっていたことが確認できる。

2. 法性寺

法性寺は極楽寺を建立した基経の子忠平により建立された寺院である。法性寺では二十一人の四十九日や周忌の法事が行われており、極楽寺に比べてかなり多い。法性寺内には、忠平男実頼の東北院をはじめとして、忠平の子孫等により、いくつもの子院や仏堂が営まれていた。この二十一例にはそうした子院での仏事も含まれる可能性はあるが、ここでは子院で行われたことが明確な事例以外はすべて法性寺の事例として算入した。これらの人々を、極楽寺と同じく建立者忠平との関係により分類すると次のようになる。

(a) 忠平男系子孫…忠平・実頼・師輔・師尹・寛子・述子・安子・伊尹・芳子・嬬子・柅子・娥子・公任女  
 建立者忠平の追善仏事は法性寺で行われたが、それ以外では十二人の忠平男系子孫が追善仏事の場として法性寺を利用していった。実頼・師輔・師尹・寛子は忠平の子女、述子（実頼女）・安子（師輔女）・伊尹（師輔男）・芳子（師尹女）は忠平男系孫、嬬子（兼通女）・柅子（為光女）・娥子（済時女）は忠平男系曾孫、公任女は忠平男系玄孫である。

(b) 男系子孫以外の忠平子孫…尊子内親王・敦康親王  
 ここに分類されるのは、尊子内親王と敦康親王の二例である。尊子内親王の母懐子は忠平男系孫伊尹の娘であり、敦康親王は忠平男系曾孫道隆の娘定子の所生だから、二人とも忠平男系子孫の外孫ということになる。

(c) 忠平子孫以外…源順子・藤原能子・康子内親王・藤原時姫・藤原守仁女・藤原祇子  
 忠平の子孫以外では、六人が法性寺で追善仏事を行った。源順子は忠平本人の室である。藤原能子は忠平男実頼の室、康子内親王は忠平男師輔の室、藤原時姫は忠平男系孫兼家の室、藤原守仁女は忠平男系曾孫道隆の妾妻、藤原祇子は忠平男系玄孫頼通の妾妻で、六人全員が姻戚関係を通じて忠平本人もしくはその男系子孫とつながっていた。

### 3・法興院

法興院は忠平の男系孫兼家により建立された。法興院を追善仏事の場として利用した人物は九人いたが、それらの人々を兼家との関係で分類すると以下のようなになる。

(a) 兼家男系子孫・兼家・道隆・綏子・定子

法興院を追善仏事の場とした九人のうち、建立者兼家の男系子孫にあたるのは、兼家本人とその子女である道隆・綏子、そして道隆女定子の四人である。

(b) 男系子孫以外の兼家子孫・為尊親王・敦道親王

男系子孫を除く兼家の子孫で法興院を追善仏事の場としたのは、為尊親王と敦道親王の二人である。この二人はともに兼家女超子を母とする兼家の外孫であった。

(c) 兼家子孫以外・高階貴子・藤原道綱室・藤原公任女

兼家の子孫以外では、三人の人物が法興院で追善仏事を行った。高階貴子は兼家男道隆の室、道綱室は出自不明だが兼家男道綱の室、藤原公任女は兼家男系孫教通の室であり、いずれも姻戚関係を介して建立者兼家の男系子孫とつながっている。

以上、極楽寺・法性寺・法興院の三ヶ寺について、追善仏事の場として利用した人々の範囲を建立者との関係により分析した。これらの寺院を追善仏事の場とした人々は、(a) 建立者の男系子孫（建立者本人を含む）(b) 男系子孫以外の建立者子孫(c) 建立者の子孫以外の三種類に分類されるが、それぞれの項目には三ヶ寺に共通する特徴が見出される。まず、(b) 男系子孫以外の建立者子孫は、すべて建立者およびその男系子孫の外孫であり、なおかつ天皇・皇太子を父にもつ皇親であった。次に、(c) 建立者の子孫以外、すなわち建立者と直接の血縁関係にない人々は、すべて建立者本人やその男系子孫の妻であり、姻戚関係を通じて

建立者とながっていた。こうしたことから、極楽寺・法性寺・法興院という三つの撰関氏寺を追善仏事の場として利用したのは「建立者本人とその男系子孫、およびその妻・皇親の外孫」とまとめられる。

この中に女系でつながる外孫が含まれていることから、氏寺に結集する親族集団を双系的とする研究もある。しかし、栗原氏も指摘するように、母方寺院の利用は皇親にほぼ限定されており、臣下を父とする外孫や親王の子である孫王・二世源氏ではみられない。母方寺院の利用は天皇・皇太子を父とする皇親だけの例外であり、この点から当時の親族集団を双系と考えるべきではない。

極楽寺・法性寺・法興院という三つの撰関氏寺を追善仏事の場として利用したのは、それぞれの寺院の建立者とその男系子孫、そしてその妻や皇親の外孫であった。その中心は建立者男系子孫であり、妻や外孫は建立者の男系子孫である夫や母・外戚との関係によりこれらの寺院を利用していったことになる。こうした撰関氏寺の利用を見る限り、これらの寺院を精神的紐帯として結集した親族集団は父系と推測される。

ただし、建立者の男系子孫全員が氏寺を追善仏事の場とするわけではなく、父方に氏寺があっても他所で追善仏事を行うこともある。これまでの研究では氏寺での追善仏事が分析の中心であり、それ以外の場所での仏事はほとんど言及されてこなかった。しかし、父方でも母方でもない寺院や寺院以外の場所での追善仏事は案外多く、全体の三割ほどを占めている。追善仏事の場が親族集団への帰属と関連するのであれば、そうした氏寺以外での追善仏事についても検討する必要があるだろう。そこで次節では、十・十一世紀の追善仏事について、仏事の行われた場所により「父方寺院」「夫方寺院」「母方寺院」「自己建立寺院」「その他」の五種に分類し、それぞれの比率から当時の親族集団のあり方について考察していく。

## 第二節 氏寺の利用と親族集団

十・十一世紀の追善仏事では、管見の限り、男性臣下三十五名〔本章末尾表1〕、女性臣下（孫王を含む）五十六名〔同表2〕、天皇・皇太子を父とする皇親二十名〔同表3〕の、計百十一名について仏事の行われた場が判明する。この中には四十九日と周忌仏事の双方について仏事の場が判明する事例も含まれるため、事例数としては、男性臣下がのべ三十九例、女性臣下が七十三例、皇親が二十五例の、計百三十七例となる。

### 1. 父方寺院での追善仏事

十・十一世紀の追善仏事で、父方親族により建立された寺院あるいは父方親族が何らかの形で関わりをもった寺院（以下「父方寺院」）で追善仏事を行った事例は百三十七例中五十二例で、五種類の追善仏事の場合の中で最も高い割合を占める。男性臣下では三十九例中十七例、女性臣下では七十三例中三十例で、その比率に性別による差はほとんどみられない。ただし女性臣下の場合、天皇の後妃では二十九例中二十例が父方寺院を利用したのに対し、それ以外の女性では四十四例中十例しか父方寺院を利用していない。そのため、后妃以外の女性と男性を比較すると、父方寺院を利用する割合は男性の方が女性よりも高くなる。

男女差よりも顕著な違いは、撰関氏寺を父方寺院とする基経男系子孫とそれ以外の人々との間にみられる。基経男系子孫で父方寺院を利用したのは六十四例中三十八例だが、基経男系子孫以外では四十八例中九例で、その比率は大きく異なっていた。基経男系子孫以外の人々では故人との関係が明確でない寺院を利用したケースが四例みられるが、<sup>13</sup> それらの事例をすべて父方寺院の利用と仮定しても四十八例中十三例で、基経男系子孫との差は歴然としている。



基経男系子孫以外でも、たとえば藤原道明の道澄寺や藤原定方の勸修寺、源保光の円明寺のように、建立者の子孫によって追善仏事の場とされた寺院は存在する。しかし、基経男系子孫とそれ以外の人々の父方寺院を利用する割合の違いをみると、基経男系子孫以外の人々では追善仏事の場として利用できる寺院が必ずしも存在しなかった、すなわち氏寺となる寺院は基経男系子孫のような一部の人々しかもたなかった可能性がある。もともと、父方寺院を利用しない場合でも母方寺院を利用したケースは皇親以外にほとんどみられないから、父方寺院を用いるべきであり母方寺院は用いるべきではないという父系的な観念は基経男系子孫以外の人々にも広く共有されていたと考えられる。

また、父方寺院の利用では、臣下と皇親の間にも異なる点がみられる。臣下の父方寺院利用では、父や祖父など父方直系尊属により建立された寺院を利用するケースが大半であった。それに対し皇親の場合、父天皇や祖父天皇の建立した御願寺を追善仏事の場として利用するケースはごく僅かしかみられない。皇親が父方親族となんらかの関わりのある寺院を利用したケースは二十五例中五例みられるものの、そのうち自己の父系直系尊属が建立した寺院を利用したケースは、父の御願寺である醍醐寺で周忌仏事を行った醍醐天皇の皇子代明親王の一例のみである。臣下では父や祖父といった父系直系尊属により建立された寺院で追善仏事を行うケースが多くみられるが、皇親の場合、父系直系尊属である父天皇や祖父天皇により建立された寺院を追善仏事の場とするケースはむしろ例外的だった。<sup>14</sup> 天皇の発願により建立された御願寺は、基本的に発願者たる天皇の子や孫の追善仏事の場としては利用されなかったのである。<sup>15</sup>

## 2. 夫方寺院での追善仏事

故人が女性の場合には、夫方の親族や夫自身が建立した寺院を追善仏事に用いることも少なくなかった。十・十一世紀の追善仏事では、女性臣下七十三例中十五例で夫方寺院を利用しており、父方寺院ほどではな

いが、ある程度の割合を占めている。興味深いのは、父方寺院の利用と同じく、夫方寺院の利用でも后妃とそれ以外の女性との間に相違がみられるという点である。天皇の後妃の場合、夫方の寺院で追善仏事を行うケースは一例もみられない。それに対し、后妃以外の女性では、四十四例中十五例で夫方寺院を利用しており、后妃以外の女性が父方寺院を利用する割合を上回っている。

夫方寺院の利用では、后妃以外の女性の中でも撰関氏寺を父方寺院とする基経男系子孫とそれ以外の女性との間に大きな違いがみられる。后妃ではない基経男系子孫の女性では、夫方寺院の利用は十五例中二例のみであり、そのどちらもが父方寺院を併用していた。一方、基経男系子孫以外の女性では、后妃を除く二十九例のうち夫方寺院の利用は十三例と、その割合は基経男系子孫に比べてかなり高い。

また、基経男系子孫以外の女性では、夫が基経男系子孫の場合とそうでない場合とでも夫方寺院を利用する割合に違いがみられる。基経男系子孫以外の女性が基経男系子孫の妻となった場合、夫方寺院を利用する比率は十七例中十例だが、それ以外の男性と婚したケースでは十二例中三例であり、その差は明らかである。基経男系子孫の女性が同じ基経男系子孫の男性と婚した場合に夫方寺院を利用する割合は五例中一例だから、基経男系子孫以外の女性が基経男系子孫の妻となった場合のみ夫方寺院を利用する割合が突出して高かったことがわかる。

基経男系子孫以外の女性で基経男系子孫の妻となったケースのうち、夫方寺院を追善仏事の場合として利用した十例をみると、受領層出身者が四例、一世源氏や孫王が二例、出自不明が二例含まれる。先述のように、天皇の御願寺はその子孫の追善仏事の場合として利用されておらず、したがって一世源氏や孫王は追善仏事を行うべき寺院が父方になかった可能性もある。また、受領層では氏寺をもたなかったか、あるいは氏寺があっても高位高官に就いた夫の妻として相応しい場ではなかったかもしれない。そうした妻側の事情により、夫方寺院である撰関氏寺が利用された可能性も考えられる。基経男系子孫の妻では、夫の妻として相応しい

追善仏事の場を利用することが特に重視されたのだろう。

### 3. 母方寺院での追善仏事

十・十一世紀の追善仏事では、母方の親族により建立された寺院を利用することもあった。従来、そうした母方寺院の利用は双系説と結びつけて論じられてきたが、栗原氏も指摘するように、母方寺院の利用は皇親にほぼ限定されていた。先述のように、天皇の建立した御願寺はその子女の追善仏事に用いられることはほとんどなく、また后妃が夫方寺院として御願寺を追善仏事の場とすることも皆無であった。臣下の氏寺とは異なり、天皇の御願寺はその子女や妻により追善仏事の場として利用される共用の場ではなかったのである。親王・内親王は追善仏事の場として利用できる父方寺院をもたず、そうした天皇子女特有の事情により母方寺院を利用したのだと考えられる。

もともと、皇親の追善仏事に用いられた母方寺院は、極楽寺・法性寺・法興院とすべて摂関氏寺である。皇親による母方寺院の利用には、天皇の子女特有の事情を逆手にとって皇親の外孫をミウチに取り込もうとする外戚側の意図も作用していたのだろう。しかしそれは皇親と外戚の間の特殊事情であり、当時の親族集団が双系的であったことの根拠にはならない。用いられた母方寺院はすべて母の父方寺院であり、むしろ氏寺に結集する親族集団の父系的な性格がうかがえる。

なお、栗原氏は母方寺院の利用を皇親のみとするが、臣下でも母方親族の建立した寺院を利用するケースがわずかながら存在する。藤原懐平の娘で御匣殿と呼ばれた女性の四十九日法事は、藤原行成の建立した世尊寺で行われた。<sup>16</sup> 懐平室と行成母はともに源保光女だから、御匣殿と行成は母方イトコ同士であった可能性が高い。したがって、世尊寺は御匣殿にとって、母方親族の建立した寺院となる。もともと、皇親にみられる母方寺院利用はすべて母の父方直系尊属が建立した寺院を利用している。御匣殿の場合、外祖父保光の建

立した円明寺がそれにあたる。また、御匣殿の父方オジにあたる実資は御匣殿の四十九日について、父方の法性寺東北院で行うべきとの認識を示している。<sup>17</sup>にもかかわらず、御匣殿の四十九日には母方イトコの建立した世尊寺が利用された。これは世尊寺を核とする親族集団に御匣殿が帰属していたことを示すものではなく、世尊寺という寺院の特殊な性格を表すものと考えられる。

世尊寺を追善仏事の場合として利用した人々は、建立者行成とその娘はともかく、行成室源泰清女の母とおぼしき泰清室や、<sup>18</sup>行成外祖父保光の兄重光の妻である源則理母、<sup>19</sup>行成との関係が確認できない良子内親王と<sup>20</sup>いった、他の寺院とは明らかに異なる人々が含まれていた。これらの人々が世尊寺を核とする親族集団を形成していたとは考えにくく、世尊寺は追善仏事を行うに相応しい場として行成の父系親族以外の人々にも貸会場的に用いられていたのではないかと考えられる。御匣殿の追善仏事が母方イトコ建立の世尊寺で行われたのは、御匣殿本人か仏事の主催者である父懐平が父方寺院よりも世尊寺で仏事を行いたいと希望したからであり、親族集団への帰属よりも個人の意思が優先された結果といえるだろう。後述するように、こうして追善仏事の場合の選択で親族集団よりも個人を優先させる事例は、御匣殿のように父方に相応の寺院をもつ基経男系子孫でも一定程度存在した。

#### 4・自己建立寺院での追善仏事

十・十一世紀の追善仏事で、故人が自ら建立した寺院・仏堂を利用したケースは、男性臣下が三十九例中八例、女性臣下が七十三例中五例、皇親は二十五例中二例の、計十五例みられる。こうした自己建立寺院は建立者本人だけでなくその親族の追善仏事に用いられることも多い。ただし、こうした子孫による利用が確認できるのはすべて男性により建立された寺院であり、女性により建立された寺院・仏堂が子孫により追善仏事の場合とされた事例はみられない。男性により建立された寺院は男系子孫に利用されて氏寺化するが、女

性の建立した寺院は氏寺とはならないのである。こうした点からも、氏寺を核とする親族集団の父系的な性格がうかがえる。

#### 5. 他所での追善仏事

これまでみてきた父方・母方・夫方寺院や自己建立寺院のほかにも、十・十一世紀には様々な場所が追善仏事に用いられていた。十・十一世紀の追善仏事百三十七例のうち、父方・母方・夫方寺院や自己建立寺院以外の場所を利用した事例は三十六例みられる。従来の研究ではこうした他所での追善仏事にほとんど言及されていないが、追善仏事の場の選択が親族集団のあり方と関連するのであれば、これほどの割合を占めるものを無視することはできない。

他所での追善仏事は、男性臣下では三十九例中十一例、女性臣下では七十三例中二十一例で、性別による差はあまりみられない。ただし男性臣下では、基経男系子孫は他所での追善仏事が二十四例中四例であったのに対し、それ以外の人々では十五例中七例と、基経男系子孫とそれ以外の人々の間に大きな開きがある。基経男系子孫以外の人々は必ずしも氏寺となる父方寺院をもたなかった可能性があるが、そうした場合に妻方や母方の寺院は用いられず、それ以外の場所で追善仏事を行っていた点が注目される。一方、女性臣下における他所での追善仏事では、基経男系子孫とそれ以外の女性を比較しても、父方・夫方寺院の利用にみられるような明確な違いはみられない。基経男系子孫とそれ以外の女性で違いがみられないのは、基経男系子孫の女性では父方寺院利用が多く、それ以外の女性では夫方寺院の利用が多いため、他所での追善仏事が占める割合が結果的に似たような数字となるためだろう。

こうした他所での追善仏事で最も多いのは自宅等の住宅を用いるケースであり、これは生前の生活空間や臨終の場との関係が指摘されている。<sup>21</sup> また、平安時代には臨終の場から他所に遺体を移送して葬送が行われ

ることが少なくなかったが、そうした葬送の場が追善仏事に用いられることもあった。<sup>22</sup> 住宅以外では延暦寺内の仏堂を利用するケースが目立つが、その際に用いられるのは特定の堂舎ではなく、また堂舎と故人の關係は基本的に確認できないため、親族集団とは無關係に追善仏事の場が選択されていたと考えられ、その背景には天台浄土教の影響が推測される。

このように、父方・母方・夫方寺院以外で追善仏事の行われた場所は、故人の生前の生活や信仰といった個人的な事柄を考慮して選択されていたと考えられる。撰関氏寺を父方にもつ基経男系子孫でも六十四例中十三例が他所での追善仏事を選択しており、親族集団への帰属よりも個人的な事柄を優先するケースが一定程度存在している。そして、そうした他所での追善仏事は、十世紀よりも十一世紀の方がやや多くみられる。男性臣下で他所での追善仏事を選択した事例は、十世紀には二十七例中六例だが、十一世紀には十二例中五例を占める。撰関氏寺を父方寺院とする基経男系子孫の男性に限っても、十世紀には十六例中二例だが十一世紀には八例中二例と、その割合はやや増加する傾向を示す。后妃を除く基経男系子孫の女性では、十世紀には四例中一例のみであったものが十一世紀には十一例中四例と、やはり増加している。十世紀に比べ、十一世紀には、追善仏事の場の選択において親族集団よりも個人を優先する傾向が強まってくるのである。

十一世紀末になると、父方寺院や夫方寺院は基本的に追善仏事の場として用いられなくなり、邸宅内にもうけた仏堂等で追善仏事が行われるようになる。そうした変化の背景には、浄土思想の影響など、信仰・思想上の要因も想定される。しかし、十一世紀から十二世紀にかけての時期はちょうど中世的「家」の成立期にあたり、思想上の変化だけでなく、親族集団とその精神的紐帯となる氏寺の変化も当然予想される。そこで次節では、十一世紀に建立された撰関氏寺である法成寺と平等院を取り上げ、追善仏事の場としての性格を先行する極楽寺以下の三ヶ寺と比較しつつ分析し、この時期の親族集団と氏寺の変化について考察する。

## 第三節 中世的「家」の成立と氏寺の変容 —法成寺・平等院—

## 1. 法成寺

法成寺を建立した道長は万寿四年（一〇二七）、この寺の阿弥陀堂で亡くなった。<sup>23</sup>道長の四十九日と周忌の法事はどちらも法成寺で行われ、<sup>24</sup>道長の忌日を結願日とする法成寺八講は撰関家の恒例行事として長く継承された。<sup>25</sup>

建立者道長以外で法成寺を四十九日・周忌仏事に利用したと確認できるのは、道長女彰子・妍子・威子・嬉子と、道長男系孫師実の養女賢子、そして道長の外孫後冷泉天皇である。道長の正妻倫子の周忌法事は「阿弥陀堂」で行われたと『定家朝臣記』にはあるが、<sup>26</sup>これは法成寺の阿弥陀堂か、もしくは倫子自身が法成寺内に建立した西北院の阿弥陀堂だろう。<sup>27</sup>このように、法成寺を追善仏事として利用したのは建立者とその男系子孫、皇親の外孫、そしておそらくは建立者の妻であり、追善仏事の場合として利用した人々の範囲は先にみた極楽寺以下の三ヶ寺と大差ないように思われる。しかし、細かい部分をみていくと、追善仏事の場合としての法成寺はそれ以前の撰関氏寺とは様々な点で異なっていた。

まず、道長の男系子孫では、道長女の小一条院妃寛子の追善仏事が法成寺ではなく自宅で行われた点が注目される。<sup>28</sup>寛子以外の道長女は、寛子とほぼ同時期に亡くなった東宮妃嬉子（後冷泉天皇后）をはじめとして、判明する限りすべて法成寺を追善仏事の場合としている。ただし、法成寺を追善仏事とした道長女はすべて正妻倫子の所生だが、寛子は庶妻明子の所生であった。寛子の追善仏事は夫小一条院の主導で行われたと『栄花物語』にはあり、<sup>29</sup>自宅を追善仏事の場合に選択した主体が寛子自身か夫小一条院かは不明だが、寛子が庶妻子であるために法成寺を利用できなかった可能性も考えられる。これに対し、たとえば法興院では

建立者兼家の庶妻子道綱が妻の追善仏事を行っており、<sup>30</sup>法成寺に先行する撰関氏寺では庶妻子による利用は排除されていなかった。

道長女以外に法成寺を追善仏事の場合とした道長男系子孫には、道長男系孫師実の養女賢子がいる。賢子の実父は源顕房、顕房の母は道長女尊子だから、建立者道長と賢子の血縁上の関係は外孫の子となる。その賢子の追善仏事が法成寺で行われたのは、撰関師実の養女となっていたためだろう。もともと、賢子が亡くなった十一世紀後半は氏寺が追善仏事の場合として用いられなくなる時期に当たり、道長の孫以下の世代では道長男系子孫であっても法成寺で追善仏事を行ったケースは他にみられない。また、賢子のように男系子孫以外を養子とした場合、養父方の寺院を追善仏事に用いた事例はこれ以前にはみられない。<sup>31</sup>

男系子孫以外の建立者子孫としては、道長の外孫である後冷泉天皇が法成寺を追善仏事の場合として利用している。後冷泉天皇は治暦四年（一〇六八）、里内裏としていた高陽院で崩御した。<sup>32</sup>その周忌法事は『中右記』に「昔延久元年、壞<sub>ニ</sub>渡高陽院御殿<sub>一</sub>、渡<sub>ニ</sub>於法成寺中<sub>一</sub>、後冷泉院一周闕法事被<sub>ニ</sub>供養<sub>一</sub>例云々、」<sup>33</sup>とあることから、崩御の場合である高陽院の殿舎を法成寺に移築した仏堂で行ったことがわかる。臨終の場を移築して追善仏事の場合とすること自体は他にもみられ、また皇親の外孫が母方寺院である撰関氏寺で追善仏事を行うことも珍しくない。しかしその一方で、天皇の追善仏事は御願寺や後院、里内裏などで行われるのが通例であり、撰関の外孫であっても天皇の四十九日・周忌仏事が撰関氏寺で行われた事例は他にみられない。それは後冷泉天皇と同じく道長の外孫である後一条天皇や後朱雀天皇の場合も同様であった。<sup>34</sup>

建立者とその男系子孫の妻では、道長正妻倫子の周忌法事は法成寺で行われたと考えられるものの、道長男の妻では追善仏事の場合が判明する六例とも法成寺を利用していない。道長男の妻でも夫方寺院で追善仏事を行うことはあったが、<sup>35</sup>そうした場合には法性寺や法興院であり、法成寺を用いることはなかった。極楽寺・法性寺・法興院の三ヶ寺は建立者男系子孫の妻の追善仏事にも利用されていたが、法成寺は



道長男の妻の追善仏事には利用されなかつたのである。

このように、追善仏事の場としてみた法成寺はそれ以前の摂関氏寺と比べ様々な点で異なっていた。極楽寺以下の三ヶ寺は建立者の男系子孫やその縁者により広く利用されていたが、法成寺を追善仏事の場として利用した人々の範囲はそれに比べてかなり狭い。道長男の妻が夫方寺院を利用する場合に法成寺ではなく法性寺や法興院を利用していたことを考えると、法成寺を追善仏事の場として利用できたのは建立者道長のごく身近な親族、おそらくは正妻と正妻所生子に限定されていたように思われる。先行する三つの摂関氏寺とは異なり、法成寺は建立者の男系子孫とその縁者に広く開かれた共用の場ではなかつたのである。

そうした中で、後冷泉天皇と賢子は例外的に法成寺を追善仏事の場として利用している。道長男で半世紀にわたり摂関の座にあつた頼通と、その同母弟で後冷泉天皇の周忌仏事当時の関白であつた教通は、ともに天皇との外戚関係の構築に失敗しており、それゆえ彼らの同母妹嬉子が生んだ後冷泉天皇は彼らが外戚として振る舞うことのできる最後の天皇であつた。また、賢子は白河天皇の中宮となり、夭折した第一皇子敦文親王や後の堀河天皇である善仁親王を生んでいた。養女とはいえ、道長女で後一条・後朱雀天皇の母彰子やその妹で後冷泉天皇を生んだ嬉子以来の、摂関家出身の国母である。このように、摂関と天皇を直接結びつける人物の追善仏事が例外的に法成寺で行われたことは、道長とその家族のために建立された法成寺が、世代交代を経て、摂関の「家」のための寺院へ転換したことを示すと考えられる。

## 2. 平等院

永承七年（一〇五二）三月、頼通は宇治の別業を仏寺とし、その供養を行った。<sup>36</sup>これが平等院である。この寺院は摂関氏寺の一つに挙げられるが、他の摂関氏寺とは異なり、追善仏事の場としてはほとんど利用されていらない。平等院の建立者頼通は承保元年（一〇七四）、隠棲先の宇治で亡くなった。<sup>37</sup>その追善仏事につ

いて明確な記録はないが、『栄花物語』には四十九日法事のあと京へ帰る記述があり、<sup>38</sup>四十九日法事は宇治、おそらくは頼通の建立した平等院で行われたと推測される。その後、毎年の頼通忌日仏事は平等院で行われ、<sup>39</sup>撰関家の恒例行事として鎌倉期に至っても続けられていた。<sup>40</sup>

このように、建立者頼通自身の追善仏事は平等院で行われたと推測されるものの、その妻子の四十九日や周忌仏事には利用されていない。頼通男師実<sup>41</sup>は康和三年（一一〇一）、宇治で居所としていた「澤房」で亡くなった。<sup>41</sup>翌年の周忌仏事は「澤殿」（おそらくは臨終の場「澤房」と同じ邸宅）で行われており、<sup>42</sup>平等院やその他の撰関氏寺は用いられていない。頼通女の四条宮寛子（後冷泉皇后）の四十九日も寛子自身の発願になる宇治法定院で行われており、<sup>43</sup>やはり平等院は用いられない。また、師実と寛子の母祇子の追善仏事は法性寺で行われており、<sup>44</sup>夫方寺院だが平等院ではない。頼通正室隆姫の四十九日は三井寺常行堂で行われたが、<sup>45</sup>これは隆姫が自ら建立した仏堂であった。

そうした中で注目されるのが、頼通男師実の忌日仏事である。平安中期の忌日仏事は基本的に故人の父方寺院が用いられたが、<sup>46</sup>このころになると四十九日や周忌仏事と同じく氏寺ではなく邸宅内の仏堂等で行われるようになる。師実の忌日仏事も当初は臨終の場である宇治澤殿で行われていた。<sup>47</sup>それが天仁二年（一一〇九）より、頼通の忌日仏事と同じ平等院に場が移される。師実の男系孫で祖父の養子となっていた忠実<sup>48</sup>は、この年の師実忌日仏事に際し、「今日御忌日を入本堂、年来有障事、于今不入也、右大将・新大納言参入、於宇治殿御忌日を被行所にて行レ之、」と日記『殿曆』に記している。

忠実が「年来有障事」と記すのは、師実の死の直後から忠実の手により始められた平等院の大改修のことだろう。この康和の改修は、平等院の印象を一変させるほどの大事業であった。杉本宏氏はこの改修について、「創建期鳳凰堂から康和改修鳳凰堂への変化とは、いわば空想建築から現実的で普遍的でかつ威圧的な仏堂への、表現形式の転換であったというべきであろう。」「そしてそれは、極楽往生という個人の内面

にかかわるべく設定された創建時のコンセプトから脱皮し、鳳凰堂が浄土教をまといつつ政治的メッセージを外部へ積極的に発信する宗教装置へと転化したことをも意味しよう。<sup>49</sup>と述べている。頼通の個人的な極楽往生祈願の場として建立された平等院は、忠実による大改修を経て、摂関の政治的地位を荘厳する場、摂関の「家」のための寺院へと変貌を遂げたのである。

もっとも、『殿暦』には「御忌日を入三本堂」とあり、師実忌日仏事に用いられたのは鳳凰堂と呼ばれる著名な阿弥陀堂ではなく、その北に位置した平等院本堂であった。追善仏事の場としては阿弥陀堂の方が適当であるように思われるが、師実の忌日仏事が移されたのは大日如来を本尊とする本堂であり、しかもそこは頼通の忌日仏事と同じ場所であったという。平等院の本堂について清水擴氏は、『門葉記』の建仁四年（一二〇四）の本堂指図が住宅的な構成を見せていることは前述した。そして本堂を中心とする建物群もきわめて住宅的であり、御所として頻繁に使用されていたことを併せ考えるならば、あるいは平等院本堂とは別業時代の寝殿を改めて仏堂に転用したという推測も十分に成り立ちうるであろう。<sup>50</sup>と述べている。平等院の本堂が頼通忌日仏事の場とされたのは、生前の頼通がそこを居所としていたためかもしれない。しかし、そこへ師実の忌日仏事を移すことは、頼通から師実、そして忠実という摂関嫡流の継承ラインを周囲に印象づける政治的な行動であった。そうした行動からも、平等院の性格が摂関の「家」のための寺院へと転換していたことがうかがえる。

以上のように、追善仏事の場としての法成寺・平等院は、先行する極楽寺以下の摂関氏寺とは様々な点において異なっていた。法成寺は建立者道長とその正妻および正妻子のみを加護の対象とする寺院であり、それ以前の摂関氏寺のような建立者男系子孫に広く開かれた共用の場ではなかった。法成寺は道長男系子孫全体の氏寺ではなかったのである。それが世代交代を経て道長から頼通、師実へと継承されていく中で、法成

寺は撰閥の「家」のための寺院へと転化していく。平等院も創建当初は頼通の個人的な往生祈願の場であり、頼通子孫の氏寺ではなかった。その後平等院は忠実による大改修を経て、法成寺よりも意図的に、撰閥の「家」のための寺院へと変化する。十一世紀に建立された撰閥氏寺は、いずれも建立者の個人的な極楽往生の場として創建され、建立者子孫の氏寺にはならないまま、撰閥の「家」のための寺院へと変化していったのである。

### おわりに

極楽寺・法性寺・法興院という三つの撰閥氏寺を追善仏事の場として利用したのは、建立者本人とその男系子孫、そしてその妻や皇親の外孫であった。その中心は建立者の男系子孫であり、妻や外孫は建立者男系子孫である夫や母・外戚との関係によりこれらの寺院を利用した。そこから推定される親族集団のあり方は父系的である。母方寺院や夫方寺院、自己建立寺院の用いられ方をみても、ある寺院を氏寺として結集する親族集団は父系と考えられる。

そうした中で親王・内親王のみが母方寺院を利用したのは、天皇の子女特有の事情による。天皇の建立した御願寺は臣下の氏寺とは異なり、建立者の妻や子孫の追善仏事の場としてほとんど利用されていなかった。それゆえ、天皇とその親族には臣下の氏寺に相当する精神的紐帯とすべき寺院が存在しない。天皇の忌日仏事は御願寺で行われたが、その主体は故人の親族ではなく後院・旧臣であり、<sup>51</sup>親族集団の結束を強化するための行事とはなり得なかった。こうしたことから、天皇をとりまく親族のあり方は臣下に比して特殊であり、

親族同士のゆるやかなつながりはあったとしても、臣下のような親族集団は形成されていなかったと考えられる。

臣下の間でも、基経男系子孫とそれ以外の人々では、追善仏事場の選択に異なる傾向がみられる。基経男系子孫では、男女問わず父方寺院を利用する比率が高い。一方、基経男系子孫以外の女性が基経男系子孫の妻となった場合には、故人の父方寺院よりも夫方すなわち基経男系子孫の父方寺院が用いられる割合が高かった。このことは、基経男系子孫の女性では誰の娘かが重視されたのに対し、基経男系子孫の妻では誰の妻・誰の母かが重視されていたことを示す。また、母方寺院を利用した皇親はすべて基経男系子孫の外孫であり、利用された寺院は母の父方寺院すなわち基経男系子孫の父方寺院であった。基経男系子孫では、父系親族を中心に集団として結集しようとする傾向がそれ以外の人々よりも強く、その影響は妻や外孫にまで及んでいたのである。これは、この一族が天皇の外戚を独占して権力の中枢に近い地位を保持し続けたことと無関係ではないだろう。その一方で、基経男系子孫以外の人々では父方寺院を利用する割合は基経男系子孫に比べて低く、必ずしも親族が結集する寺院をもたなかった可能性も考えられる。そうした中でも妻方や母方の寺院は利用されておらず、氏寺に結集する親族集団の父系的な性格がうかがえる。

ところで、追善仏事場として用いられた寺院をみると、父方寺院として利用した人々は建立者の子・孫・曾孫の範囲にほぼ収まる。建立者の男系子孫のうち男性のみに限定するならば、追善仏事場として利用したのは建立者の子・孫までであり、曾孫以下の世代による利用はみられない。このことは、氏寺を核として結集する親族集団が建立者の息子とその子息を中心に構成されており、曾孫世代は含まれていなかったことを示している。一方、女性では子・孫だけでなく曾孫以下の世代（およびその妻）による利用もみられるが、これは女性が父・夫に附属する形で集団に包摂されていたためだろう。

平安中期には、極楽寺を建立した基経の子忠平が法性寺を建立し、忠平男の実頼が法性寺東北院を建立し

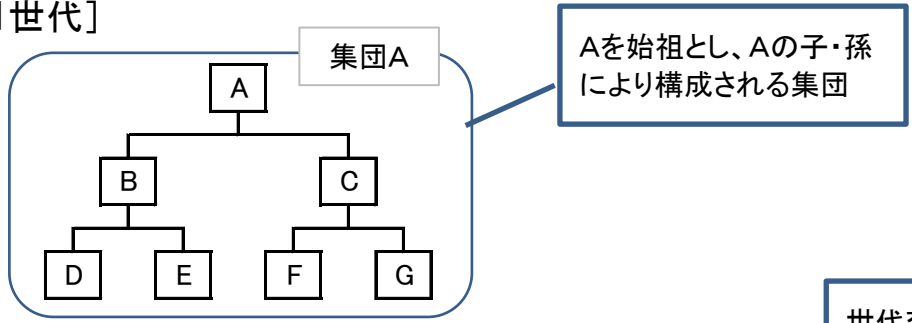
たように、父方に有力な寺院があっても新たな寺院が次々に建立され、それらの寺院は建立者を始祖とする新たな親族集団の核として機能していた。そのように新しい氏寺が建立されていったのは、当時の親族集団が世代を超えて続いていくものではなく、世代ごとに再生産を繰り返す性格を有していたためと考えられる。すなわち、Aという人物を始祖とする親族集団はAの男子とその子息を中心に構成されるが、次の世代になるとAの曾孫世代では集団としての一体感が薄れ、Aを始祖とする集団は弱体化する。その一方で、Aの子息B・Cを始祖とする新たな親族集団が形成されるのである〔図1〕。

ただし、十・十一世紀の追善仏事で父方寺院や夫方寺院として利用された寺院はいずれも十一世紀前半の早い時期までに建立されており、それ以降に建立された寺院は建立者男系子孫の結集する氏寺とはなっていない。新たな氏寺が建立されなくなるということは、そうした寺院を核とする新たな分節集団の形成停止を意味する。その状態で世代交代が進めば、既存の親族集団の内部では集団としての一体感が希薄となり、集団の求心力は低下する。その結果、十一世紀になると、追善仏事の場の選択において親族集団への帰属よりも故人の生活や信仰が重視されるようになり、父方・母方・夫方寺院以外での追善仏事が増加したのだろう。こうした追善仏事の場の変化は氏寺を核として結集する親族集団の変化を反映したものであり、その背景には父子継承される「家」の成立があったと考えられる。始祖の子・孫からなる従来の親族集団は、言い換えれば兄弟・イトコ同士の結びつきにより形成される集団である。十世紀から十一世紀にかけて父子の結びつきが強まったことにより、兄弟・イトコ関係の結びつきが相対的に弱まり、その結果として世代交代による親族集団の再形成が阻害されたと考えられる。

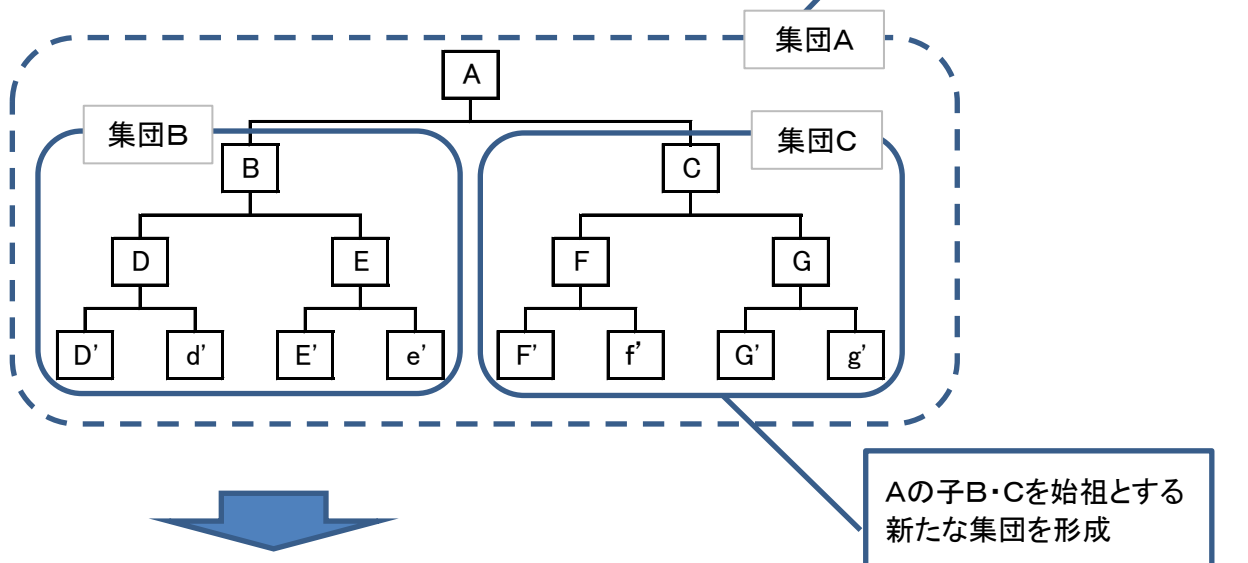
十二世紀以降にみられる親族集団の代表格としてしばしば取り上げられる勸修寺流藤原氏は、醍醐天皇の外舅で右大臣にまでのぼって定方を祖とし、子孫の中で官位第一の者が長者として取り仕切るといふ集団の性格を維持したまま室町期まで存続したという<sup>52</sup>。従来の研究では、平安中期の親族集団はこうした院政期以

[図1] 世代交代と親族集団

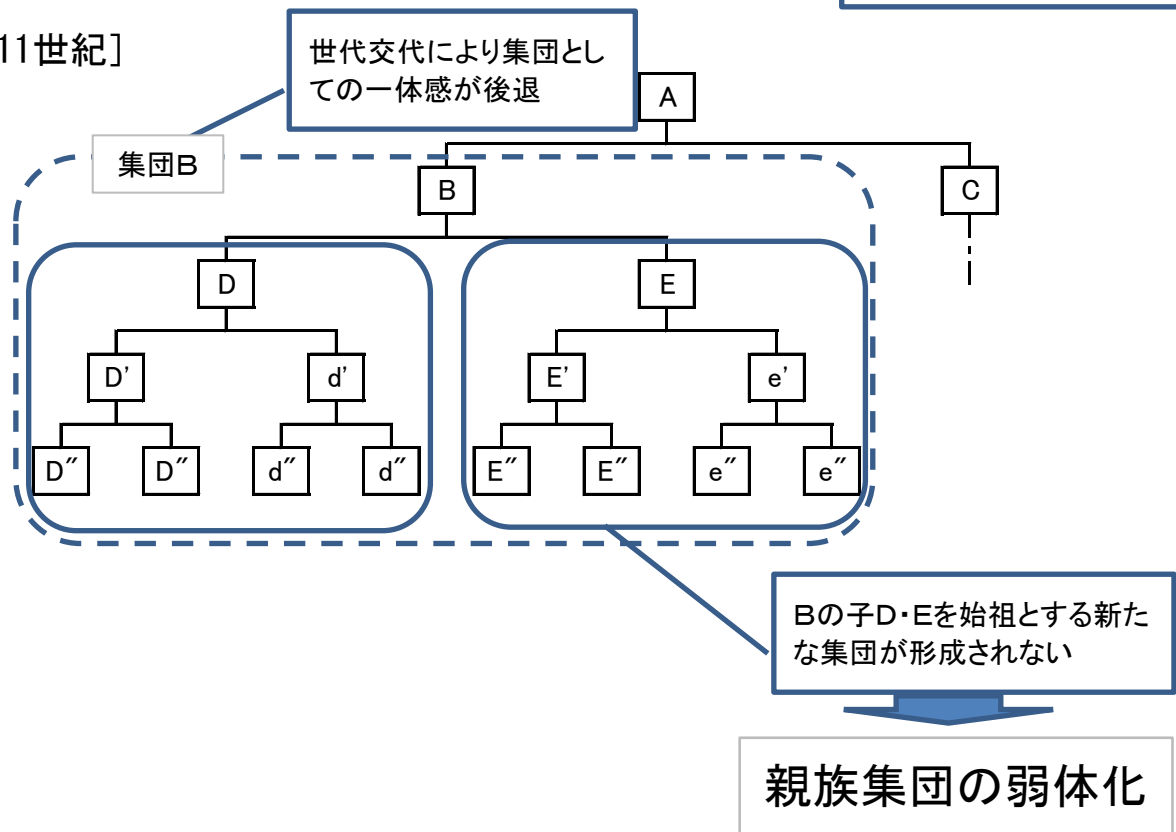
[第1世代]



[第2世代]



[11世紀]



降の親族集団と連続するものとみなされてきた。しかし、勧修寺流藤原氏にみられるような世代を超えた連続性は平安中期の親族集団にはみられない。世代毎に再形成を繰り返す平安中期の親族集団は「家」の成立によって十一世紀に弱体化するが、それが変質して勧修寺流藤原氏のような連続性をもった親族集団になるのか、それとも両者は別個のものなのか、あらためて検討する必要があるだろう。しかし、十二世紀には追善仏事の場として氏寺が利用されなくなるため、十二世紀以降の親族集団の実態を解明するためにはそれ以外の側面からの分析が必要となる。この点については今後の課題としたい。

- 1 鷲見等曜「藤原実資の交遊と親族」(『前近代日本家族の構造』弘文堂、一九八三年)。
- 2 服藤早苗「撰関期における「氏」・「家」」(『家成立史の研究』校倉書房、一九九一年、初出一九八七年)。
- 3 京楽真帆子「平安時代の「家」と寺」(『平安京都市社会史の研究』塙書房、二〇〇八年、初出一九九一年)。
- 4 高橋秀樹「祖先祭祀に見る一門と「家」」(『日本中世の家と親族』吉川弘文館、一九九六年、初出一九九四年)。
- 5 樋口健太郎「中世撰関家の成立と王家」(『中世撰関家の家と権力』校倉書房、二〇一一年、初出二〇〇九年)。
- 6 栗山圭子「中世王家の存在形態と院政」付記(『中世王家の成立と院政』吉川弘文館、二〇一二年)。
- 7 高橋秀樹「「家」研究の現在」(高橋秀樹編『生活と文化の歴史学4 婚姻と教育』竹林舎、二〇一四年)。
- 8 栗原弘「藤原道長家族の追善仏事について」(『比較家族史研究』一九、二〇〇四年)。



- 9 高橋秀樹「院政期貴族の祖先祭祀空間」（高橋前掲注4著書、初出一九九五年）。
- 10 中村英重「氏寺と氏神」（『古代氏族と宗教祭祀』吉川弘文館、二〇〇四年、初出一九九五年）。
- 11 『台記』久安六年正月一日条。
- 12 佐藤健治「撰関家氏寺と御願寺」（『中世権門の成立と家政』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九九五年）。
- 13 藤原定文（広隆寺）、平時望（如意寺）、大江維時（靈山寺）、婉子女王（禅林寺）の四例については故人と寺院の建立者の関係が明確でない。ただし平時望が利用した如意寺では時望男真材の忌日に諷誦が修されており（『親信卿記』天延二年八月二十七日条）、父方親族と関係する寺院であった可能性もある。また、婉子女王の毎年の忌日仏事は追善仏事を行った禅林寺で修されており（鷲見前掲注1論文）、これも父方寺院であった可能性が高い。
- 14 代明親王以外の皇親で父方親族と関係する寺院を利用したケースは以下の通り。
  - ・ 貞辰親王（父清和天皇）：周忌仏事を行った棲霞寺は嵯峨天皇の皇子源融の山荘を子の湛と昇が寺に改めた寺院。父方の遠縁による建立だが、貞辰親王との関係は不明。
  - ・ 盛子内親王（父村上天皇）：周忌仏事を行った雲林院は淳和天皇の離宮を寺に改めた寺院で、父村上天皇の勅願による造塔・造仏が行われている。
  - ・ 楽子内親王（父村上天皇）：周忌仏事を行った大雲寺は藤原文範により建立された寺院だが、楽子内親王の父方イトコにあたる昌子内親王がこの寺に観音院を建立している。
  - ・ 資子内親王（村上天皇）：四十九日仏事を行った円融寺は同母兄弟の円融天皇の御願寺。周忌仏事は資子内親王自身が律師朝寿の寺に建立した仏堂で行われる。
- 15 臣下の建立した寺院をのちに御願寺とすることも少なくないが、ここでは天皇の意思により建立した寺院

の  
み  
を  
指  
す  
。

- 16 『小右記』長和四年五月十五日条。
- 17 『小右記』長和四年四月二十八日条。
- 18 『権記』寛弘七年五月二十四日条、同八年四月五日条。
- 19 『小右記』長元元年十一月二十九日条。
- 20 『水左記』承保四年九月二十九日条。
- 21 上野勝之「古代の貴族住宅と宗教」（西山良平・藤田勝也編著『平安京と貴族の住まい』京都大学学術出版会、二〇一二年）。
- 22 たとえば藤原道兼は二条第で亡くなったが（『公卿補任』長徳元年条）、その夜に別宅の粟田殿へ移され、葬送と四十九日はそこで行われた（『栄花物語』四みはてぬゆめ、新編日本古典文学全集『栄花物語』一―二二三頁）。以下、『栄花物語』の頁数はすべて小学館新編日本古典文学全集による。
- 23 『日本紀略』万寿四年十二月四日条等。
- 24 『日本紀略』長元元年正月二十二日条、『小右記』長元元年十一月四日条等。
- 25 『勘仲記』建治二年十二月四日条等から、法成寺八講は道長の死から二百年以上経った鎌倉期になっても続けられていたことが確認できる。
- 26 『定家朝臣記』天喜二年六月十日条、同十一日条。
- 27 『栄花物語』一六ものしづくによれば、西北院の中心は阿弥陀仏を本尊とする三間四面檜皮葺の仏堂であった。
- 28 『小右記』万寿二年八月二十四日条。
- 29 『栄花物語』二六楚王のゆめ（二―五三二頁）。

30 『小右記』長保元年八月四日条。

31 たとえば頼通は正室隆姫の妹にあたる具平親王女が生んだ敦康親王女姫子を養女として後朱雀天皇に入内させたが、姫子の追善仏事は自宅や法性寺内に父方・母方共通の祖先にあたる村上天皇の母穩子が建立した仏堂で行われており（『春記』長暦三年十月八日条、同長久元年八月二十八日条）、法成寺は利用されていない。関白の養女として入内・立后した点は賢子と同じだが、内親王しか生まなかつた姫子の扱いは皇嗣を生んだ賢子とは異なるものとなつたのだろう。

32 『扶桑略記』治暦四年四月十九日条。

33 『中右記』大治五年七月二日条。

34 後一条天皇の追善仏事の場合は史料上明記されていないが、四十九日法事の前日に「院内」の清掃を行つてゐること等から（『左経記』長久九年五月二十四日条）、葬送所とされた上東門院で法事を行つたと推測される。後朱雀天皇については『中右記』大治四年閏七月十一日条に白河法皇五七日の先例としてあげられており、「本所」で行われたことがわかる。後朱雀天皇の居所は焼亡等により転々としており、断定は難しいが、この「本所」は最後の里内裏であり讓位・崩御の場でもある東三条第ではないかと考えられる。いずれにしても、法成寺は追善仏事の場合として用いられていない。

35 たとえば頼通の妾妻で四条宮寛子や関白師実の母祇子の周忌仏事は法性寺で行われており（『春記』天喜二年五月十九日条）、夫方寺院ではあるが法成寺は用いられない。教通の最初の室である藤原公任女の場合、四十九日は夫妻共通の父方寺院である法性寺で（『日本紀略』万寿元年二月二十四日条）、周忌仏事は夫の父方寺院にあたる法興院で行われており（『小右記』万寿元年十二月十九日条）、やはり夫方寺院を利用する場合であっても法成寺は利用されなかつた。

36 『扶桑略記』永承七年三月二十八日条。

- 37 『百鍊抄』承保元年二月二日条。
- 38 『栄花物語』三九布引の滝（三一四六七頁）。
- 39 『中右記』寛治二年二月二日条等。
- 40 『勘仲記』弘安五年二月二日条等。
- 41 『殿暦』康和三年二月十三日条。
- 42 『殿暦』康和四年正月二十六日条、同二月十三日条。
- 43 『中右記』大治二年九月二十八日条。
- 44 『扶桑略記』寛治二年正月十日条。
- 45 『寺門伝記補録』八。
- 46 桃裕行「忌日考」（『古記録の研究（上）』同著作集4、思文閣出版、一九八八年、初出一九六二年）。
- 47 『殿暦』康和五年二月十三日条、同長治二年二月十三日条。
- 48 『殿暦』天仁二年二月十三日条。なお、このとき参入した右大将は家忠、新大納言は経実で、ともに師実の子息である。
- 49 杉本宏『日本の遺跡6 宇治遺跡群』（同成社、二〇〇六年）。杉本氏の指摘は発掘成果を踏まえたものだが、西山恵子氏も平等院一切経会や頼通忌日仏事から忠実期に平等院が氏寺化されたと指摘している（『宇治文庫2 平安時代の宇治』宇治市教育委員会、一九九〇年）。
- 50 清水擴「平等院伽藍の構成と性格」（『平安時代仏教建築史の研究』中央公論美術出版、一九九二年、初出一九八八年）。
- 51 古瀬奈津子「『国忌』の行事について」（『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九八年、初出一九九一年）。



※追善仏事の場合で鉤括弧は原文表記、丸括弧は正日仏事。第二節での区分により、父方・母方・夫方寺院および自己建立寺院、その他の場所、故人との関係不明の六種に分類し典拠については以下の通り。『貞』=『貞信公記』/『紀』=『日本統略』/『権』=『権記』/『春』=『春記』/『吏』=『吏部王記』/『小』=『小右記』/『御』=『御堂関白記』/『左』=『左経記』/『定』=『定家朝臣記』/『小目』=『小記目錄』/『山』=『山権記』/『勘』=『勘仲記』/『為』=『為房卿記』/『蜻』=『蜻蛉日記』/『勸』=『勸修寺日記』/『西』=『西宮記』/『親』=『親信卿記』/『栄』=『栄花物語』/『本』=『本朝文粹』/『続本』=『続本朝文粹』/『中』=『中右記』/『扶』=『扶桑略記』/『水』=『水左記』/『本世』=『本朝世紀』

【表1】男性の追善仏事の場合

No.	名前	父	夫	没年	西暦	月	日	四十九日		周忌				
								場所	分類	典拠	場所	分類	典拠	
101	藤原定文	高藤	—	延喜7	907	10	17			広隆寺	不明	『春』		
102	藤原菅根	良尚	—	延喜8	908	10	7			延暦寺「比叡」	その他	『春』		
103	藤原道明	保蔭	—	延喜20	920	6	17			道澄寺	父方	『左』		
104	藤原定方	高藤	—	承平2	932	8	4		自宅	その他	『勸』			
105	平時望	惟範	—	天慶1	938	2	25		如意寺	不明	『貞』			
106	藤原仲平	基経	—	天慶8	945	9	1		極楽寺	父方	『貞』			
107	藤原忠平	基経	—	天曆3	949	8	14		法性寺	自己	『紀』			
108	藤原師輔	忠平	—	天徳4	960	5	4		法性寺	父方	『紀』	「天台山横川」(楞嚴院か)	自己	『紀』
109	大江維時	千古	—	応和3	963	6	7		靈山寺	不明	『春』			
110	藤原頭忠	時平	—	康保2	965	4	24					極楽寺	父方	『紀』
111	藤原師尹	忠平	—	安和2	969	10	15		法性寺	父方	『紀』			
112	藤原美頼	忠平	—	天禄1	970	5	18		法性寺	父方	『紀』			
113	藤原伊尹	師輔	—	天禄3	972	11	1		法性寺	父方	『紀』			
114	藤原義孝	伊尹	—	天延2	974	9	16		「桃園殿御堂」(※1)	その他	『親』			
115	藤原兼通	師輔	—	貞元2	977	11	8					延暦寺楞嚴院	父方	『紀』
116	藤原尹忠	道明	—	永延2	988	8	2					道澄寺	父方	『小』
117	源致方	重信	—	永祚1	989	3	19		円城寺(※2)	父方	『小』			
118	藤原頼忠	実頼	—	永祚1	989	6	26		法性寺東北院	父方	『紀』			
119	藤原永年	尹文	—	永祚1	989	12	30					延暦寺「台山」	その他	『小』
120	藤原兼家	師輔	—	正暦1	990	7	2		法興院	自己	『紀』	法興院	自己	『紀』
121	藤原為光	師輔	—	正暦3	992	6	16		法住寺	自己	『紀』			
122	藤原道隆	兼家	—	長徳1	995	4	10		法興院	父方	『紀』			

No.	名前	父	夫	没年	西暦	月	日	四十九日		周忌	
								場所	分類	典拠	場所
123	藤原道兼	兼家	—	長徳1	995	5	8	栗田殿 (※3)	その他	『栄』	
124	源重光	代明親王	—	長徳4	998	7	10				円明寺 (※4)
125	源宣方	重信	—	長徳4	998			自宅	その他	『本文』	
126	源時中	雅信	—	長保3	1001	12	29	仁和寺	父方	『権』	
127	藤原懐平	斉敏	—	寛仁1	1017	4	18				延暦寺「天台法華堂」
128	源頼定	為平親王	—	寛仁4	1020	6	11	「女御の御乳母子の実誓僧都の家」 (※5)	その他	『栄』	
129	藤原道長	兼家	—	万寿4	1027	12	4	法成寺	自己	『左』	法成寺
130	藤原行成	義孝	—	万寿4	1027	12	4	世尊寺	自己	『左』	
131	源経相	時中	—	長暦3	1038	10	7	「忠命内供中河房」 (※6)	その他	『春』	
132	藤原公成	実成	—	長久4	1043	6	24	「法性寺中先公建立常行三昧堂」	父方	『続本』	
133	藤原実資	斉敏	—	永承1	1046	1	18	法性寺東北院	父方	『続本』	法性寺東北院
134	藤原信長	教通	—	嘉保1	1095	9	3	九条堂 (※7)	その他	『中』	
135	源顕房	師房	—	嘉保1	1095	9	5	朱雀堂 (※8)	その他	『中』	

- (※1) 桃園殿は義孝の別宅。  
(※2) 致方の父方曾祖父宇多天皇が保護した円成寺か。  
(※3) 栗田殿は道兼の別宅。本文参照。  
(※4) 重光の弟保光が建立した寺院。  
(※5) 「女御」は頼定の妻で一条天皇女御であった藤原延子。居住していた妻方の堀川第で行おうとしたが、延子の父顕光の反対により他所で行う。  
(※6) 忠命内供と経相の関係は不明。  
(※7) 九条堂は信長が自宅内にもうけた仏堂。  
(※8) 朱雀堂は顕房のために子息雅実が建立した仏堂。

〔表2〕女性の追善仏事の場

No.	名前	父	夫	没年	西暦	月	日	四十九日		周忌	
								場所	分類	典拠	場所
201	藤原温子	藤原基経	宇多	延喜7	907	6	8	極楽寺	父方	『西』	
202	宮道列子	宮道弥益	藤原高藤	延喜7	907	10	17				御修寺
203	藤原高子	藤原長良	清和	延喜10	910	3	24	東光寺	自己	『紀』	夫方
204	源順子	宇多?	藤原忠平	延長3	925	4	4	法性寺、(自宅)	夫方	『貞』	

No.	名前	父	夫	没年	西暦	月	日	四十九日		周忌			
								場所	分類	典拠	場所	分類	典拠
205	藤原満子	藤原高藤		承平7	937	10	13				父方	『本世』	
206	藤原善子	不明	藤原仲平	天慶5	942			極楽寺	夫方	『春』			
207	藤原寛子	藤原忠平	重明親王	天慶8	945	1	18	法性寺	父方	『貞』	棲霞寺(※1)	夫方	『史』
208	藤原美頼女	藤原美頼	源高明	天曆1	947	5	21	極楽寺	父方	『紀』			
209	藤原述子	藤原美頼	村上	天曆1	947	10	5	法性寺	父方	『紀』			
210	藤原穩子	藤原基経	醍醐	天曆8	954	1	4	二条院(※2)	その他	『西』	弘徽殿	その他	『扶』
211	藤原安子	藤原師輔	村上	康保1	964	4	9	東院(※2)・法性寺	父方	『紀』	法性寺・西寺	父方	『紀』
212	藤原能子	藤原定方	醍醐・藤原美頼	康保1	964	4	11	法性寺	夫方	『紀』	勸修寺	父方	『紀』
213	藤原倫寧室	不明	藤原倫寧	康保1	964			自宅	その他	『蜻』	「山寺(=般若寺)」	その他	『蜻』
214	藤原芳子	藤原師尹	村上	康保4	967	7	29				法性寺	父方	『紀』
215	藤原皇子	藤原兼通	円融	天元2	979	6	3				法性寺	父方	『紀』
216	藤原時姫	藤原中正	藤原兼家	天元3	980	1	21	法性寺	夫方	『紀』			
217	藤原低子	藤原為光	花山	寛和1	985	7	18	法性寺	父方	『紀』			
218	源惟正女	源惟正	藤原実資	寛和2	986	5	8				東塔常行堂、(天安寺)	その他	『小』
219	藤原文範室	不明	藤原文範	永延2	988			「石鞍(=大雲寺)」	夫方	『小』			
220	藤原守仁女	藤原守仁	藤原道隆	永延2	988						法性寺	夫方	『小』
221	源保光女	源保光	藤原懐平	正暦4	993	2	29	松前寺	父方	『小』			
222	高階貴子	高階成忠	藤原道隆	長徳2	996	10					法興院	夫方	『小目』
223	婉子女王	為平親王	花山・藤原実資	長徳4	998	7	13				禅林寺	不明	『小』
224	藤原道綱室	不明	藤原道綱	長徳4	998						法興院	夫方	『小』
225	藤原佐理女	藤原佐理	藤原懐平	長保1	999			自宅	その他	『小』			
226	藤原定子	藤原道隆	一条	長保2	1000	12	16	法興院	父方	『権』	法興院	父方	『権』
227	藤原詮子	藤原兼家	円融	長保3	1001	12	22	慈徳寺・東三条院(※2)	自己	『権』	慈徳寺・(東三条院)	自己	『紀』『権』
228	源経房室	不明	源経房	長保4	1002	5	17	自宅	その他	『権』	自宅	その他	『権』
229	源泰清女	源泰清	藤原行成	長保4	1002	10	16				自宅・(愛宕寺)	その他	『権』
230	藤原媛子	藤原兼家	三条	寛弘1	1004	2	7	法興院	父方	『御』『権』			



No.	名前	父	夫	没年	西暦	月	日	四十九日		周忌				
								場所	分類	典拠	場所	分類	典拠	
231	莊子女王	代明親王	村上	寛弘5	1008	7	16	「中務宮」(※3)	その他	『權』『小』				
232	源泰清室	不明	源泰清	寛弘7	1010	4	5	世尊寺	その他	『權』	世尊寺	その他	『權』	
233	敏子女王	代明親王	藤原頼忠	長和3	1014	7	16				法性寺東北院	夫方	『小』	
234	藤原懷平女	藤原懷平		長和4	1015	4	2	世尊寺(※4)	母方	『小』	自宅	その他	『小』	
235	藤原穆子	藤原朝忠	源雅信	長和5	1016	7	26	観音寺	自己	『御』	自宅	その他	『御』	『小』『御』
236	藤原遵子	藤原頼忠	円融	寛仁1	1017	6	1	四条宮(※2)	その他	『小』	法性寺宝石院	父方	『小』	
237	藤原懷平女	藤原懷平	源経房	寛仁1	1017	7	13	法性寺東北院	父方	『小』				
238	藤原行成女	藤原行成	藤原長家	治安1	1021	3	19	世尊寺	父方	『榮』				
239	藤原公任女	藤原公任		治安3	1023	3		法性寺宝石院	父方	『小』				
240	藤原公任女	藤原公任	藤原教通	万寿1	1024	1	6	法性寺・長谷(※5)	父方	『權』『榮』	法興院	夫方	『左』	
241	藤原娥子	藤原济時	三条	万寿2	1025	3	25	「三条宮」(※2)	その他	『榮』	法性寺	父方	『左』	
242	藤原寛子	藤原道長	小一条院	万寿2	1025	7	9	「院(自宅)」	その他	『小』				
243	藤原嬉子	藤原道長	後朱雀	万寿2	1025	8	5	法成寺	父方	『小』『左』	法成寺	父方	『左』	
244	藤原斉信女	藤原斉信	藤原長家	万寿2	1025	8	29	法住寺	父方	『小』				
245	藤原妍子	藤原道長	三条	万寿4	1027	9	14	法成寺	父方	『小』	法成寺、(枇杷本宮)	父方	『小』	
246	藤原隆家女	藤原隆家	敦義親王	長元1	1028	8	23	比叡山「天台東塔法花三昧堂」	その他	『小』				
247	源重光室	行明親王	源重光	長元1	1028	10		世尊寺(※6)	夫方	『小』				
248	藤原資平女	藤原資平		長元3	1030	6	23	「律師房」(※7)	その他	『小』				
249	藤原経任室	不明	藤原経任	長元3	1030	6	28	比叡山「横川」	その他	『小』				
250	藤原成子	藤原道長	後一条	長元9	1036	9	6	法成寺	父方	『山』				
251	娘子女王	敦康親王	後朱雀	長暦3	1039	8	28	「本所」(※2)	その他	『春』	法性寺内村上母后御堂(※8)	父方	『春』	
252	藤原祇子	藤原頼成	藤原頼通	天喜1	1052	5	23				法性寺、(自宅)	夫方	『定』	
253	源倫子	源雅信	藤原道長	天喜1	1052	6	11				「阿弥陀堂(法成寺か)」	夫方	『定』	
254	藤原彰子	藤原道長	一条	承保1	1074	10	3	法成寺	父方	『勤』				
255	藤原賢子	源顕房	白河	応徳1	1084	9	22				法成寺	父方	『為』	
256	源隆姫	具平親王	藤原頼通	寛治1	1087	11	22	三井寺常行堂	自己	『扶』				

- (※1) 棲霞寺は嵯峨天皇の皇子源融の山荘を融の子息漣・昇が寺としたもの。寛子の夫重明親王の母は昇女で、その関係か重明親王は棲霞寺に仏堂をもうけている。
- (※2) いずれも里第での追善仏事。
- (※3) 「中務宮」は莊子女王所生の具平親王を指す。親王宅で行われたか。
- (※4) 懐平女は世尊寺を建立した行成の母方イトコ。本文参照。
- (※5) 長谷は父公任の隠棲地。
- (※6) 世尊寺を建立した行成は夫重光の弟保光の外孫。本文参照。
- (※7) 「律師」は父資平の養父実資の菓子良円。
- (※8) 村上天皇は姫子女王の父敦康親王の父方曾祖父。また、姫子女王の母は村上天皇の皇子具平親王女であり、姫子女王にとって村上天皇は父方・母方共通の祖にあたる。村上天皇の母稲子は基経女で、姫子女王の養父頼通の父系親族。

[表3] 皇親の追善仏事の場合

No.	名前	父	母	没年	西暦	月	日	四十九日		分類	典拠	場所	周忌	分類	典拠
								場所	場所						
301	均子内親王	宇多	藤原温子	延喜10	910	2	25	極楽寺		母方	『貞』				
302	保明親王	醍醐	藤原穩子	延長1	923	3	21					極楽寺・内裏		母方	『貞』・『吏』
303	慶頼王	保明親王	藤原時平女	延長3	925	6	18	極楽寺		母方	『貞』	極楽寺・西寺		母方	『貞』
304	貞辰親王	清和	藤原基経女	延長7	929	4	21					棲霞寺(※1)		父方	『吏』
305	代明親王	醍醐	藤原連永女	承平7	937	3	29					醍醐寺		父方	『吏』
306	康子内親王	醍醐	藤原穩子	天徳1	957	6	6	法性寺(※2)		夫方	『紀』	法性寺		夫方	『紀』
307	理子内親王	村上	源庶明女	天徳4	960	4	21	園城寺		不明	『紀』				
308	尊子内親王	冷泉	藤原懐子	寛和1	985	5	2	法性寺		母方	『小』				
309	章明親王	醍醐	藤原兼輔女	正暦1	990	9	22	紀寺		不明	『小』				
310	盛子内親王	村上	源庶明女	長徳4	998	7	20					雲林院(※1)		父方	『小』
311	榮子内親王	村上	代明親王女	長徳4	998	9	16					大雲寺(※1)		父方	『権』
312	昌子内親王	朱雀	保明親王女	長保1	999	12	1	観音院・本宮庁		自己	『小目』				
313	為尊親王	冷泉	藤原超子	長保4	1002	6	13	法興院		母方	『権』	比叡山「横川慧心院」		その他	『権』
314	敦道親王	冷泉	藤原超子	寛弘4	1007	10	2	法興院		母方	『御』				
315	資子内親王	村上	藤原安子	長和4	1015	4	26	円融寺		父方	『小』	律師朝寿の寺に自ら建立した仏堂		自己	『小』
316	敦康親王	一条	藤原定子	寛仁2	1018	12	17	法性寺		母方	『御』	法性寺		母方	『小』左』
317	禊子内親王	三条	藤原成子	永承3	1048	①	29	自宅		その他	『春』				

No.	名前	父	母	没年	西暦	月	日	四十九日		周忌			
								場所	分類	典拠	場所	分類	典拠
318	良子内親王	後朱雀	禎子内親王	承暦1	1077	8	26	世尊寺	不明	『水』			
319	禎子内親王	三条	藤原妍子	嘉保1	1095	1	16				自宅	その他	『中』
320	媯子内親王	白河	藤原賢子	永長1	1096	8	7	自宅	その他	『中』			

(※1) 本文参照。

(※2) 康子内親王の夫は法性寺を建立した忠平の子息師輔。

## 終章 まとめと今後の課題

最後に、各章で得られた成果と今後の課題を示すことで、本論文のまとめとしたい。

中世的「家」成立の指標として近年特に注目されるのは、政治的地位の父子継承がいつどのようにして成立するのかという問題である。服藤早苗氏は墓参や叙爵のあり方から、公卿層では十世紀頃から下位氏的な父系親族集団の中で父系直系的な家筋が徐々に形成・強化されていき、十一世紀末に父子継承される中世的「家」が成立するとの見通しを示す。<sup>1</sup>高橋秀樹氏は、家格や職の成立にともなう政治的地位の父子継承から、中世的「家」は十二世紀頃に成立するとしている。ただし、高橋氏は下位氏的な父系親族集団と中世的「家」の継承原理の相違を指摘し、前者から後者は成立し得ないとして服藤氏の説を批判する。<sup>2</sup>

このように、服藤氏と高橋氏はともに政治的地位の父子継承から中世的「家」の成立を論じているが、親族集団と「家」の関係に対する両氏の認識は大きく異なっていた。これは中世的「家」の成立過程とも深く関わる問題であり、したがって中世的「家」の成立について論じる場合には、従来問題とされてきた父子関係に加えて、この時期の親族集団の変化も重要な課題となる。そこで本論文では、主に十・十一世紀という中世的「家」成立期の公卿層を対象に、父子関係とそれを取りまく親族集団の変質について様々な角度から検証し、中世的「家」の成立過程について考察した。その中でも特に注目したのが養子である。

養子は人為的に親子関係を設定することであり、当時の家族・親族のあり方を反映するものといえる。第一章では藤原実資の小野宮第の伝領を中心に、財産継承における養子の扱われ方から平安中期における養子の位置づけについて考察した。

従来の研究では養子への財産分与は当然視されてきたが、養父に実子がいる場合、養子に養父の財産が譲与された事例はわずかしかない。こうしたことから、平安中期の養子は基本的に養父の財産分与から除外されてきたと考えられる。この時代の財産分与では財主の意思が尊重されたが、財産を譲与する相手は同居の親族のようなごく親しい人物に限定されていた。しかし、当時の養子は必ずしも養父の養育を受けず、養父と同居するとも限らない。それゆえ、養子への財産分与は例外的なものになったと考えられる。

平安前期の養子を分析した栗原弘氏は、この時代の養子はほとんどが養父の政治的地位を利用する蔭位のための養子であったと指摘する。<sup>3</sup>平安中・後期の養子を取り上げた高橋秀樹氏の研究でも、平安中期の養子には養父の政治的地位により叙爵を有利にするための養子が目立つ。<sup>4</sup>律令の蔭位制では父の位階に応じて子に与えられる位階が定められていたが、九世紀から十世紀にかけてこの制度が大きく変質する。<sup>5</sup>出身を有利にするための養子は、この制度を利用したものである。第二章では、そうした家筋や父の政治的地位により子の出身が決定される仕組みの変化、特に元服以前の子どもが五位に叙される元服前叙爵の成立と展開について考察した。

十世紀前半、撰関等の功臣の子息を対象として、元服と同日に従五位下に叙される元服同時叙爵が成立した。一方、撰関以外の一般公卿の子息では、年爵や氏爵により十代で従五位下に直叙される若年叙爵が同じ十世紀前半に成立する。この年爵等による若年叙爵は十世紀後半には公卿層全体に広まり、それを受けて撰関息の初叙位階が一般公卿子息より高い正五位下・従五位上に引き上げられた。また同じ頃、元服以前の子どもが五位に叙される元服前叙爵が公卿子息にみられるようになる。これは撰関と疎遠なために年爵等を

確保しづらい一般公卿が子息を確実に出身させるために生み出した叙爵方式であった。その結果、十一世紀初頭には、元服と同時に正五位下もしくは従五位上に叙される摂関子息、元服の前後に年爵等によって従五位下に叙される公卿子息、任官後ある程度の期間を経て叙爵される諸大夫層子息、という家筋や父の政治的地位に応じて子の出身が決定される仕組みが定着し、公卿層と諸大夫層の区別という新たな身分秩序が形成された。

もつとも、十・十一世紀の養子はこのような制度を利用した叙爵のための養子ばかりではなく、また十世紀と十一世紀とでは養子のあり方に異なる傾向がみられる。第三章では十・十一世紀の養子を対象として、養子縁組の目的や対象の変化から、平安中期の養子関係とそれをとりにまわく親族集団の変化について考察した。

十世紀の養子では、養父に実子がある場合の養子は実父の死去などにより保護を必要とする子どもを後見するための養子が大半であり、養子の出身を有利にするため実父の健在な子を養子とするケースは天皇や摂関の養子にしかみられない特例であった。実男子がない場合のみ養子を認め、親を亡くした子の扶養を近親に義務づけた律令の規定が、十世紀には天皇・摂関の養子を除いてほぼ守られていたのである。それが十一世紀になると、実父が健在であつても他者の養子となる「実父あり」型の養子が一般公卿でもみられるようになり、四等以内の親族という養子の範囲に関する律令の規定も守られなくなる。十一世紀になってこのように養子のあり方が変化した背景には、それまで現実的な政治経済的単位として機能してきた親族集団の弱体化があつた。既存の親族集団を補強するため、あるいはそれに代わる新たな基盤を構築するため、様々な関係の上に養子という擬制的な親子関係が設定されるようになったのである。

また、十一世紀には実男子のない人物が養子を迎える「実男子なし」型の養子も増加した。従来、「実男子なし」型の養子は「家」の後継とするための養子か否かが問題とされてきたが、一般公卿の場合、十一世紀の「実男子なし」型養子は養父の後継とするための養子ではなかったと考えられる。にもかかわらず「実

男子なし」型養子が増加したのは、自己を日常的に補佐する存在としての子息を必要とするようになったためであり、中世的「家」成立の前段階として父子の結びつきが強まっていたことがうかがえる。一方、撰関では十一世紀中葉にはすでに後継とするための養子が出現しており、父子継承される「家」が一般公卿に先駆けて成立する。

このように十一世紀になって養子のあり方が大きく変化した背景には、父子関係の強化および親族集団の弱体化があった。この時期に親族集団が変容する背景を考察するため、第四章では、十・十一世紀における追善仏事の場と氏寺について分析を行った。

従来、ある寺院で追善仏事を行なうことは、その寺院を精神的紐帯とする親族集団に故人が帰属することを示すと考えられてきた。十・十一世紀の追善仏事では、父方の寺院だけでなく母方や夫方の寺院を用いることも少なくない。そのこともあって、これまでの研究では、平安中期の親族集団は父系か双系かという問題が議論されてきた。しかし、歴代の撰関により建立された極楽寺・法性寺・法興院について追善仏事の場としての利用をみると、これらの寺院を追善仏事に用いた人々は建立者の男系子孫とその妻・皇親の外孫という範囲に収まっており、そこから推測される親族集団のあり方は父系である。この三ヶ寺に限らず、母方寺院や夫方寺院として用いられた寺院の多くは母・夫の父方寺院であって、そのことも寺院を核として結集する親族集団が父系であったことを示している。これまで双系説の根拠の一つとされた母方寺院の利用は親王・内親王にほぼ限定されており、これは双系制の影響というよりも、天皇をとりまく親族のあり方が臣下に比べて特殊であったためと考えられる。

一方、皇親を除く臣下の追善仏事で比較的多く用いられたのは父方寺院だが、父方寺院としての利用は建立者の子や孫が中心であり、曾孫以下の世代による利用はあまりみられない。こうしたことから、寺院を核として結集する平安中期の親族集団は始祖となる人物の子や孫を中心に構成され、その次の世代になると集

団としての一体感が希薄になって新たな集団へと分節していく性格を有していたと考えられる。十・十一世紀には父方に有力な氏寺があっても新たに寺院を建立し、その寺院を核とする新たな分節集団が次々に形成されていったが、その背景にはこのような当時の親族集団の非連続的な性格があつた。

ただし、父方寺院として利用された寺院のほとんどは十一世紀前半の早い時期までに建立されており、それ以降に建立された寺院は建立者子孫共有の場とはなっていない。このことは、十一世紀になって親族集団の新たな分節形成が停止したことを意味する。第三章でみた十一世紀における親族集団の弱体化は、世代交代により既存の親族集団の一体感が薄れて求心力が低下する一方で、新たな親族集団の形成が停止した結果として生じたものと考えられる。十世紀から十一世紀にかけて父子を一つの単位とする意識が強まった結果、従来の親族集団を構成する兄弟・イトコ同士の結びつきが相対的に弱まり、世代交代による新たな分節形成が阻害されて親族集団が弱体化するのである。

父子継承される中世的な「家」は親族集団が変質して成立するのではなく、九世紀から十世紀に芽生えた政治的地位の父子継承が十一世紀を通して徐々に実体を獲得し、その結果として十一世紀末から十二世紀末にかけて成立する。本論文から明らかとなった公卿層における「家」成立の流れはおおよそ以上のとおりと考えられる。ただし、「家」成立の過程である十一世紀には、父子関係の強化によって従来の親族集団が力を失う一方で、「家」は未だ従来の親族集団が果たしてきた政治経済的機能を担うだけの実体を獲得していない。「家」が現実に社会の単位として機能するようになるのは十二世紀以降となる。したがって、社会の基礎的な単位としての「家」の成立過程を明らかにするためには、十・十一世紀だけでなく十二世紀以降についても合わせて検討する必要があるだろう。

もつとも、十二世紀以降の「家」や家族・親族、あるいは親族集団に関する研究はあまり進んでいるとは言いがたい。王家や摂関家、局務家・官務家といった特定の家筋についての研究はみられるものの、<sup>6</sup> そうし



た研究では主たる関心が家族論に向けられていないこともあって、貴族社会に一般化できる研究はほとんどみられないのが現状である。また、家族史の専論ではないために、これまでの家族史研究を十分踏まえていないのではと思われる研究もあり、特に双系制をめぐる議論は非常に混乱している。<sup>7</sup>こうした状況を打開するためには、これまでの研究史を十分に消化した上で、古代から中世までを見通した家族論を展開していく必要がある、今後の課題としたい。

- 1 服藤早苗『家成立史の研究』（校倉書房、一九九一年）。
- 2 高橋秀樹『日本中世の家と親族』（吉川弘文館、一九九六年）。
- 3 栗原弘「平安前期の養子」（『平安前期の家族と親族』校倉書房、二〇〇八年）。
- 4 高橋秀樹「平安貴族の養子と「家」」（高橋前掲注2著書、初出一九八九年）。
- 5 加納宏志「九世紀における蔭位制度の実態的考察」（『金城紀要』六、一九八二年）、服藤早苗「元服と家の成立過程」（服藤前掲注1著書、初出一九八九年）。
- 6 王家に関する近年の研究には、野村育世『家族史としての女院論』（校倉書房、二〇〇六年）、栗山圭子『中世王家の成立と院政』（吉川弘文館、二〇一二年）、佐伯智広『中世前期の政治構造と王家』（東京大学出版会、二〇一五年）等があり、撰関家については、佐藤健治『中世権門の成立と家政』（吉川弘文館、二〇〇〇年）や樋口健太郎『中世撰関家の家と権力』（校倉書房、二〇一一年）等がある。また、実務官人層については、曾我良成『王朝国家政務の研究』（吉川弘文館、二〇一二年）や遠藤珠紀『中世朝廷の官司制度』（吉川弘文館、二〇一一年）でも取り上げられている。ただし、これらの研究の主眼は家族史ではない。

7 近年の「家」研究の混迷と停滞については高橋秀樹「「家」研究の現在」（高橋秀樹編『生活と文化の歴史学4 婚姻と教育』竹林舎、二〇一四年）で痛烈に批判されている。

## 初出一覧

序章 問題の所在 新稿

第一章 藤原実資の小野宮第伝領について―平安貴族社会における養子と財産継承―

『日本史研究』五八六（二〇一一年六月）

第二章 平安中期の叙爵と元服前叙爵の成立 『歴史文化社会論講座紀要』九（二〇一二年一月）

第三章 平安貴族社会における養子の展開―十・十一世紀を中心に―

『古代文化』六三―三（二〇一三年十二月）

第四章 平安貴族社会における追善仏事と氏寺 新稿

終章 まとめと今後の課題 新稿

引用・参照文献一覧

※史料名・著者名による五十音順

【史料】

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 『今鏡』      | 講談社学術文庫 竹鼻績全訳注『今鏡』上・中・下 |
| 『宇治拾遺物語』  | 小学館新編日本古典文学全集           |
| 『宇多天皇御記』  | 増補史料大成『歴代宸記』            |
| 『栄花物語』    | 小学館新編日本文学全集             |
| 『大鏡』      | 小学館新編日本古典文学全集           |
| 『蜻蛉日記』    | 小学館新編日本古典文学全集           |
| 『勘仲記』     | 史料纂集                    |
| 『玉葉』      | 図書寮叢刊                   |
| 『公卿補任』    | 新訂増補国史大系                |
| 『後二条師通記』  | 大日本古記録                  |
| 『権記』      | 史料纂集・増補史料大成             |
| 『今昔物語集』   | 新日本古典文学大系               |
| 『三十六人歌仙伝』 | 群書類従                    |
| 『左経記』     | 増補史料大成                  |

- |          |                                                                      |
|----------|----------------------------------------------------------------------|
| 『定家朝臣記』  | 陽明叢書『平記・大府記・永昌記・愚昧記』・和田律子「京都大学附属図書館平松文庫蔵「定家朝臣記」翻刻・解題」(『鳳翔学叢』5、二〇〇九年) |
| 『重之集』    | 群書類従                                                                 |
| 『寺門伝記補録』 | 大日本仏教全書                                                              |
| 『春記』     | 増補史料大成                                                               |
| 『小右記』    | 大日本古記録                                                               |
| 『続日本紀』   | 新日本古典文学大系                                                            |
| 『続日本後紀』  | 新訂増補国史大系                                                             |
| 『新儀式』    | 群書類従                                                                 |
| 『水左記』    | 増補史料大成                                                               |
| 『尊卑分脈』   | 新訂増補国史大系                                                             |
| 『台記』     | 増補史料大成・史料纂集                                                          |
| 『為房卿記』   | 駒沢大学大学院史学会古代史部会『史聚』一〇(一九七九年)・大日本史料                                   |
| 『親信卿記』   | 陽明叢書『平記・大府記・永昌記・愚昧記』                                                 |
| 『中右記』    | 大日本古記録・増補史料大成                                                        |
| 『勅撰作者部類』 | 山岸徳平編『八代集索引』(有精堂、一九六〇年)                                              |
| 『殿暦』     | 大日本古記録                                                               |
| 『日本紀略』   | 新訂増補国史大系                                                             |
| 『百鍊抄』    | 新訂増補国史大系                                                             |
| 『扶桑略記』   | 新訂増補国史大系                                                             |

- 『北山抄』 神道大系
- 『本朝世紀』 新訂増補国史大系
- 『本朝文粹』 新訂増補国史大系
- 『御堂関白記』 大日本古記録
- 『村上天皇御記』 増補史料大成『歴代宸記』
- 『律令』 日本思想大系
- 『吏部王記』 史料纂集

【著書】

- 宇治市歴史資料館『宇治文庫2 平安時代の宇治』（宇治市教育委員会、一九九〇年）
- 遠藤珠紀『中世朝廷の官司制度』（吉川弘文館、二〇一一年）
- 門脇禎二『日本古代共同体の研究』（東京大学出版会、一九六〇年）
- 鬼頭清明『律令国家と農民』（塙書房、一九七九年）
- 倉田実『王朝撰関期の養女たち』（翰林書房、二〇〇四年）
- 栗原弘『高群逸枝の婚姻女性史像の研究』（高科書店、一九九四年）
- 栗山圭子『中世王家の成立と院政』（吉川弘文館、二〇一二年）
- 佐伯智広『中世前期の政治構造と王家』（東京大学出版会、二〇一五年）
- 坂本賞三『藤原頼通の時代』（平凡社、一九九一年）

- 佐藤健治『中世権門の成立と家政』（吉川弘文館、二〇〇〇年）
- 佐藤進一『日本の中世国家』（岩波書店、一九八三年）
- 杉本宏『日本の遺跡6 宇治遺跡群』（同成社、二〇〇六年）
- 鷺見等曜『前近代日本家族の構造』（弘文堂、一九八三年）
- 関口裕子『日本古代婚姻史の研究』上・下（塙書房、一九九三年）
- 関口裕子『日本古代家族史の研究』上・下（塙書房、二〇〇四年）
- 曾我良成『王朝国家政務の研究』（吉川弘文館、二〇一二年）
- 高橋秀樹『日本中世の家と親族』（吉川弘文館、一九九六年）
- 高群逸枝『大日本女性史 母系制の研究』（厚生閣、一九三八年）、のち『高群逸枝全集』1（理論社、一九六六年）に収録
- 高群逸枝『招婿婚の研究』（大日本雄弁会講談社、一九五三年）、のち『高群逸枝全集』2・3（理論社、一九六六年）に収録
- 高群逸枝『日本婚姻史・恋愛論』（『高群逸枝全集』6、理論社、一九六七年）
- 西谷正浩『日本中世の所有構造』（塙書房、二〇〇六年）
- 野村育世『家族史としての女院論』（校倉書房、二〇〇六年）
- 橋本義彦『平安貴族社会の研究』（吉川弘文館、一九七六年）
- 樋口健太郎『中世摂関家の家と権力』（校倉書房、二〇一一年）
- 服藤早苗『家成立史の研究』（校倉書房、一九九一年）
- 服藤早苗『平安朝の母と子』（中央公論社、一九九一年）
- 義江明子『日本古代の氏の構造』（吉川弘文館、一九八六年）

吉田晶『日本古代村落史序説』（塙書房、一九八〇年）

【論文】

明石一紀「日本古代家族研究序説」（『日本古代の親族構造』、吉川弘文館、一九九〇年、初出一九七九年）  
安良城盛昭「班田農民の存在形態と古代籍帳の分析方法―石母田Ⅱ藤間Ⅱ松本説対赤松Ⅱ岸Ⅱ岡本説の学

説対立の止揚をめざして」（『歴史学における理論と実証…日本社会の史的分析』、御茶の水書房、

一九六九年、初出一九六九年）

飯沼賢司「イエの成立と親族」（『日本史講座』3、東京大学出版会、二〇〇四年）

石母田正「奈良時代農民の婚姻形態に関する一考察」（『石母田正著作集』1、岩波書店、一九八八年、

初出一九三九年）

石母田正「古代家族の形成過程」（『石母田正著作集』2、岩波書店、一九八八年、初出一九四二年）

上野勝之「古代の貴族住宅と宗教」（西山良平・藤田勝也編著『平安京と貴族の住まい』京都大学学術出

版会、二〇一二年）

岡野友彦「源師房」（元木泰雄編『王朝の変容と武者』、清文堂、二〇〇五年）

尾上陽介「年爵制度の変遷とその本質」（『東京大学史料編纂所研究紀要』4、一九九三年）

加納宏志「九世紀における蔭位制度の実態的考察」（『金城紀要』6、一九八二年）

菊地真「平安物語文学における「不経参議昇進特例」」（『和漢比較文学』221、一九九八年）

菊池康明「『吉黄記』について」（高橋隆三先生喜寿記念論集『古記録の研究』、続群書類従完成会、一九

七〇年）



- 岸俊男「律令制の社会機構」(『日本古代籍帳の研究』、塙書房、一九七三年、初出一九五二年、原題「古代後期の社会機構」)
- 木本久子「藤原頼通をめぐる養子関係の一考察」(『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要史学篇』五、二〇〇六年)
- 木本久子「御堂流撰関家における源師房の位置づけ」(『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要史学篇』七、二〇〇八年)
- 京楽真帆子「平安時代の「家」と寺―藤原氏の極楽寺・勸修寺を中心として―」(『平安京都市社会史の研究』、塙書房、二〇〇八年、初出一九九一年)
- 倉田実「養子になった皇子たち」(1)・(2)(『王朝撰関期の養女たち』、翰林書房、二〇〇四年)
- 倉田実「『栄花物語』の養子女たち」(倉田前掲著書)
- 倉田実「『栄花物語』の出養にかかわる語彙・用語」(倉田前掲著書)
- 倉田実「九条流撰関家とその男孫たち」(倉田前掲著書)
- 倉田実「藤原道長の養子源成信について」(『むらさき』四二、二〇〇五年)
- 倉田実「源経房と藤原道長」(山中裕編『栄花物語の新研究』、新典社、二〇〇七年)
- 栗原弘「藤原行成家族の葬送・追善仏事・忌日について」(『名古屋文理大学紀要』四、二〇〇四年)
- 栗原弘「藤原道長家族の追善仏事について」(『比較家族史研究』一九、二〇〇四年)
- 栗原弘「平安前期の養子」(『平安前期の家族と親族』、校倉書房、二〇〇八年)
- 栗原弘「藤原良房と基経の養子関係の成立時期」(栗原前掲著書)
- 栗山圭子「中世王家の存在形態と院政」(『中世王家の成立と院政』、吉川弘文館、二〇一二年)
- 佐藤健治「撰関家氏寺と御願寺」(『中世権門の成立と家政』、吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九九五年)

清水擴「平等院伽藍の構成と性格」(『平安時代仏教建築史の研究』、中央公論美術出版、一九九二年、初出一九八八年)

杉本一樹「編戸制再検討のための覚書」(『日本古代文書の研究』、吉川弘文館、二〇〇一年、初出一九八四年)

鷺見等曜「平安時代の婚姻」(『前近代日本家族の構造』、弘文堂、一九八三年、初出一九七四年)

鷺見等曜「藤原実資の交遊と親族」(鷺見前掲著書)

鷺見等曜「平安時代末期貴族の「家」」(『岐阜経済大学論集』一八・三・四、一九八四年)

曾我良成「実務官人の「家」と家業の継承」(『王朝国家政務の研究』、吉川弘文館、二〇一二年、初出一九八五年)

高橋秀樹「平安貴族社会の中の養子」(『日本中世の家と親族』、吉川弘文館、一九九六年、初出一九八九年)

高橋秀樹「平安貴族社会における養女」(高橋前掲著書、初出一九九二年)

高橋秀樹「祖先祭祀に見る一門と「家」」(高橋前掲著書、初出一九九四年)

高橋秀樹「京の子ども、鎌倉の子ども」(『鎌倉』七四、一九九四年)

高橋秀樹「院政期貴族の祖先祭祀空間」(高橋前掲著書、初出一九九五年)

高橋秀樹「平安時代の養子に関する近業をめぐる」(倉田実編『王朝人の婚姻と信仰』、森話社、二〇一〇年)

高橋秀樹「「家」研究の現在」(同編『生活と文化の歴史学4 婚姻と教育』、竹林舎、二〇一四年)

滝沢優子「藤原実資と資平の養子関係の成立時期についての一考察」(『古代文化』五七・一一、二〇〇五年)

- 田端泰子「古代・中世の養子と「家」」(『日本中世女性史論』、塙書房、一九九六年、初出一九八八年)
- 玉井力「「院政」支配と貴族官人層」(『平安時代の貴族と天皇』、岩波書店、二〇〇〇年、初出一九八七年)
- 直木孝次郎「古代家族と社会構造―戦後二十年の古代史の歩みから―」(『奈良時代の諸問題』、塙書房、一九六八年、初出一九六五年)
- 中村英重「氏寺と氏神」(『古代氏族と宗教祭祀』、吉川弘文館、二〇〇四年、初出一九九五年)
- 野口孝子「平安貴族社会の邸宅伝領―藤原道長子女の伝領をめぐる―」(『古代文化』五七・六、二〇〇五年)
- 樋口健太郎「中世撰関家の成立と王家―撰関家「氏寺」の再検討を通して―」(『中世撰関家の家と権力』、校倉書房、二〇一一年、初出二〇〇四年、原題「「氏寺」から見た王家・撰関家の成立」)
- 服藤早苗「平安時代の相続について―とくに女子相続権を中心として―」(『家成立史の研究』、校倉書房、一九九一年、初出一九八〇年)
- 服藤早苗「撰関期における「氏」・「家」」(服藤前掲著書、初出一九八七年)
- 服藤早苗「転換期における王権と元服」(服藤前掲著書、初出一九八八年、原題「転換期における王権と国家―元服と身分秩序の転換―」)
- 服藤早苗「元服と家の成立過程―平安貴族の元服と叙位―」(服藤前掲著書、初出一九八九年)
- 服藤早苗「王朝貴族の邸宅と女性―伝領―」(『平安王朝社会のジェンダー…家・王権・性愛』、校倉書房、二〇〇五年、初出二〇〇一年)
- 服藤早苗「平安貴族の婚姻と家・生活―右大臣実資娘千古と婿兼頼の場合―」(『埼玉学園大学紀要人間学部篇』五、二〇〇五年)

藤間生大「郷戸について」(『社会経済史学』一二・六、一九四二年)

古瀬奈津子「『国忌』の行事について」(『日本古代王権と儀式』、吉川弘文館、一九九八年、初出一九九一年)

古谷紋子「源師房に関する一考察」(十世紀研究会編『中世成立期の政治文化』、東京堂出版、一九九九年)

桃裕行「忌日考」(『桃裕行著作集4 古記録の研究(上)』、思文閣出版、一九八八年、初出一九六二年)

義江(浦田)明子「編戸制の意義―軍事力編成との関わりにおいて―」(『史学雑誌』八一・二、一九七二年)

吉田早苗「藤原実資の家族」(『日本歴史』三三〇、一九七五年)

吉田孝「公地公民について」(坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集』中、吉川弘文館、一九七二年)

吉田孝「律令制と村落」(『岩波講座日本歴史』3、岩波書店、一九七六年)

米田雄介「藤原良房の猶子基経」(亀田隆之先生還暦記念会編『律令制社会の成立と展開』、吉川弘文館、一九八九年)